

そでがうら・ふれあいプラン

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）

袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）

（案）

袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画の目的と性格	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	3
第2節 計画の位置づけ、期間等	4
1 法的な位置づけ	4
2 各種計画との関連	5
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
第2章 障がいのある人等の状況	7
第1節 人口の推移	7
1 年齢3区分別人口の推移	7
2 年齢別人口の推移	8
第2節 障がいのある人等の状況	9
1 障害者手帳所持者数（全体）の推移	9
2 身体障がいのある人の状況	10
3 知的障がいのある人の状況	12
4 精神障がいのある人の状況	13
5 難病等の特定疾患のある人の状況	14
6 サポートが必要な児童・生徒の状況	15
7 障害福祉サービス等の状況	17
8 障がいのある人等の推計	19
第3節 アンケート調査結果の概要	21
1 アンケート調査の実施概要	21
2 主な集計結果（障がい者・児及び一般市民調査）	22
3 主な集計結果（難病患者調査）	34
第3章 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）	38
第1節 基本理念及び基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本的な考え方	39
3 計画の体系	40
第2節 障がい者福祉基本計画の取組状況・課題の整理	41
1 計画の取組状況	41

2 障がい者施策の推進に向けた課題の整理	47
第3節 施策の展開	51
1 自立生活の支援・意思決定支援の推進	51
2 保健・医療の推進	57
3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	61
4 雇用・就業・経済的自立の支援	65
5 安全・安心な生活環境の整備	68
6 防災・防犯等の推進	72
7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進	74
第4章 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期） ・ 袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）	77
第1節 計画の趣旨	77
第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況	78
1 成果目標の達成状況	78
2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況	85
第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組	90
1 障害福祉施設入所者の地域生活への移行	92
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	93
3 地域生活支援の充実	94
4 福祉施設から一般就労への移行等	95
5 障がい児支援の提供体制の整備等	97
6 相談支援体制の充実・強化等	98
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	99
第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策	100
1 障害福祉サービス（自立支援給付）	100
2 障害福祉サービス（地域生活支援事業）	108
3 障がい児支援サービス	114
第5章 計画の推進	117
第1節 袖ヶ浦市地域総合支援協議会の運営	117
1 協議会の概要	117
2 実務者会の設置	117
3 相談支援部会	117
第2節 障がい福祉施策の総合的な推進	119
第3節 計画の評価と見直し	120

第1章 計画の目的と性格

第1節 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行以来、障がい者を取り巻く状況は少しずつ変化しています。

国では、平成30年に「障害者基本計画(第4次)」を策定し、障がい者があらゆる活動に参加できるように援助を行うとともに社会的な障壁を除去するために取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

同年4月、及び令和3年改正の「社会福祉法」では、障がい者・高齢者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることや、「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取組として、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築すること等が盛り込まれました。

その他にも、令和3年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなど、障がい者に関する法整備が進められています。

生活の状況については、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は様々な影響を及ぼし、特に、障がい者を含め脆弱な立場に置かれている人々は、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、地域や社会からの孤立や、必要な支援を受けることができないなど、現在もその影響は続いています。

年々、変わりゆく障がい者施策や社会福祉施策の動向に加え、感染症の影響等、市を取り巻く現状を把握しながら、全ての障がいのある人が地域で安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

■近年の障がい者制度に関わる法制度等の動き■

公布等年月	施行等年月	法制度等の動き	主な内容
令和元年 6月	令和元年6月	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	・ 公的機関の障害者雇用水増し問題の再発防止策 ・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設
	令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	・ 視覚障害や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境を整えること
令和2年 5月	令和2年6月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律	・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大 ・ 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設の情報提供を促進
令和2年 6月	令和3年4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
令和3年 5月	令和6年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
令和4年 5月	令和4年5月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	・ 全ての障害者が、社会を構成する一員として参加するために、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資すること
令和4年 12月	令和5年4月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律	・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

2 計画の目的

本市では、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とした「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）」並びに令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とした「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第2期）」といった3つの性格を併せ持つ「そでがうら・ふれあいプラン」（以下「本計画」という。）を策定し、基本理念である「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、障害福祉サービスや本市独自の施策を展開し、関係機関や多職種との連携を図ることで、一人ひとりのニーズに沿った切れ目のない支援を提供するための体制整備に努めてきました。

令和5年度にて、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）」並びに「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第2期）」が終了することに伴い、めまぐるしく変化する障がい者施策の動向や本市の障がいのある人を取り巻く現状等に加え、これまでの取組に関する成果や課題を踏まえながら、障がいのある人の自立や社会参加を促進するための施策や多様性に富んだ障害福祉サービス等をより充実させ、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく生活することができる環境づくりに向けて「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）」並びに「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ、期間等

1 法的な位置づけ

本計画は、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）」「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」の3つの計画により構成されます。

- 「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）」は、障害者基本法第11条第3項による「市町村障害者計画」に位置づけられ、本市の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画です。
- 「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」は、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。
- 「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」は、児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画です。

※「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされていることから、「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」と「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」を一体のものとして策定しています。

■計画の法的位置づけと役割■

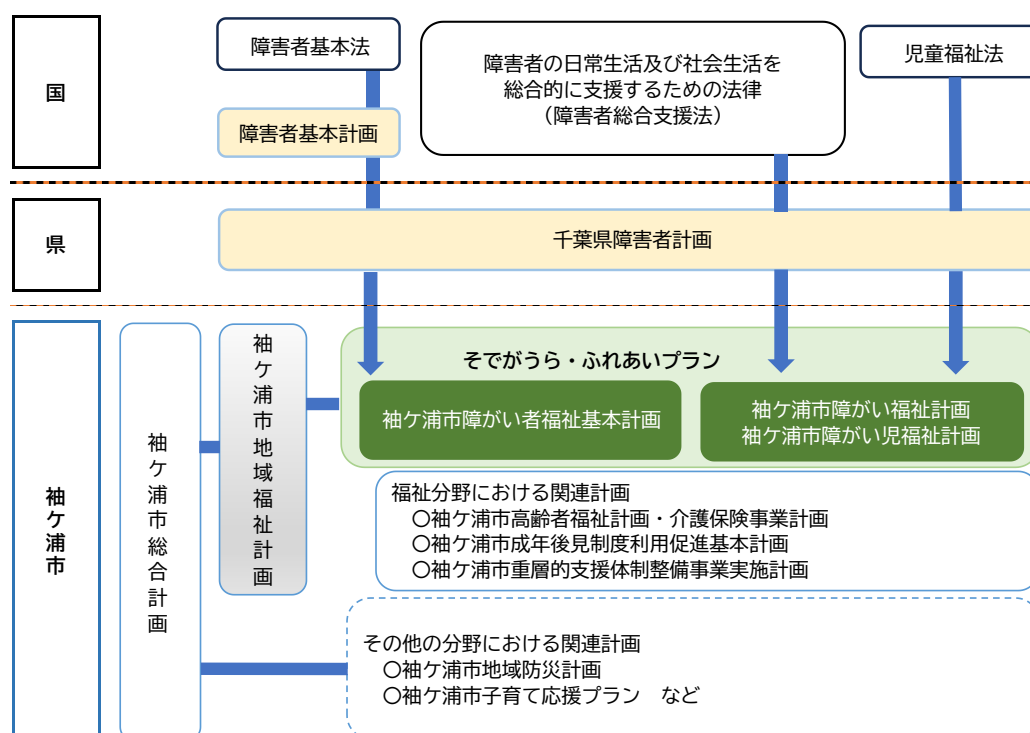
	法的位置づけ	計画の役割
障がい者福祉基本計画 (第4期)	○障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」	○障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
障がい福祉計画 (第7期)	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定による「市町村障害福祉計画」	○障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画
障がい児福祉計画 (第3期)	○児童福祉法第33条の20第1項の規定による「市町村障害児福祉計画」	○障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画

2 各種計画との関連

本計画は、障害者基本法等により定められた国や県等の計画を踏まえるとともに、市の最上位計画となる「袖ヶ浦市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画となる「袖ヶ浦市地域福祉計画」における障がい者施策に関する部門計画として関連づけています。

また、その他の部門別の計画とも調和を保った計画として策定するものです。

■各種計画との関連■



さらに、近年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取組が進められています。国においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定に当たり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市においては、令和2年度を初年度とする総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献することとしていることから、本計画においても各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとします。

※ SDGsとは

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)を期限とする国際目標です。

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

3 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、高次脳機能障がい、難病、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）などの人も含め、障害者手帳の有無にかかわらず「すべての障がいの状態にある人」を支援します。

なお、本文中に記載する「障がいのある人」とは、上記の状態にあるすべての人を対象としています。

4 計画の期間

「障がい者福祉基本計画（第4期）」及び「障がい福祉計画（第7期）（障がい児福祉計画（第3期）を包含する。）」の計画期間は以下のとおりとします。

■計画の期間■

	～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者福祉基本計画	第3期 (平成30年度から6年間)	第4期 (令和6年度から令和11年度までの6年間)					
障がい福祉計画	第1期～第6期	第7期			第8期		
(障がい児福祉計画)	第1期・第2期	第3期			第4期		

第2章 障がいのある人等の状況

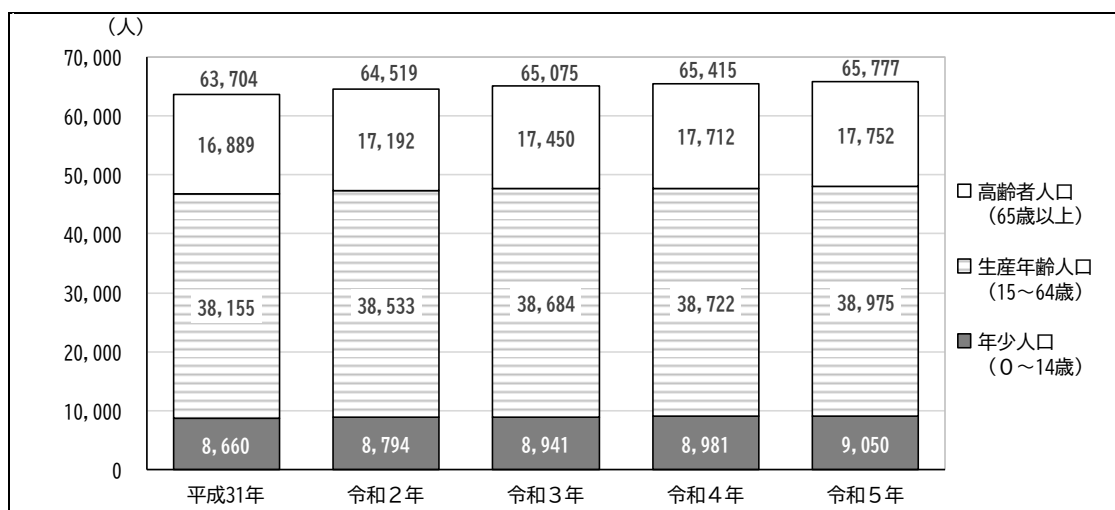
第1節 人口の推移

1 年齢3区分別人口の推移

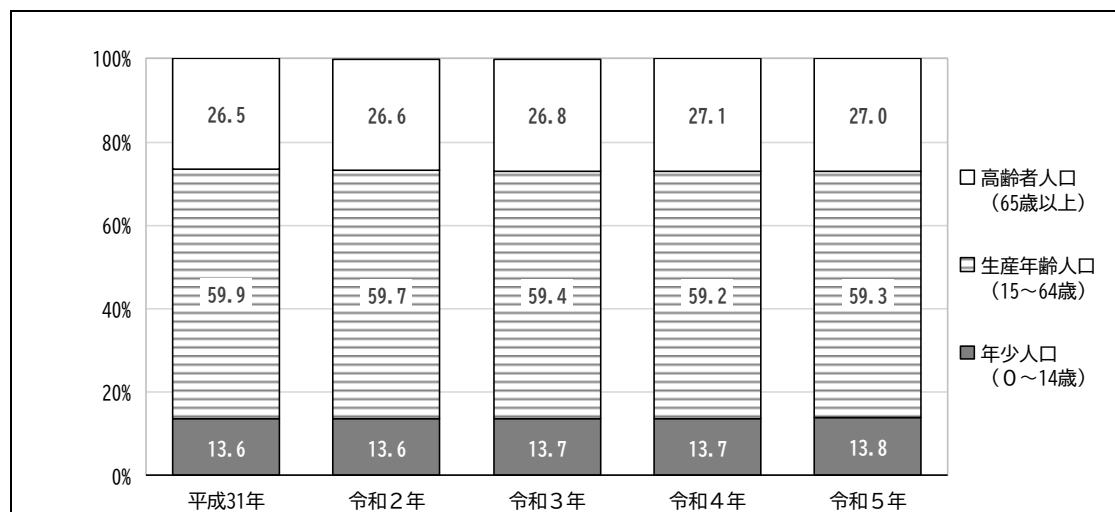
本市の令和5年4月1日現在の人口は65,777人で、年々微増しています。
年齢階級別では、全ての年齢階級で微増しています。

■年齢3区分別人口の推移■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

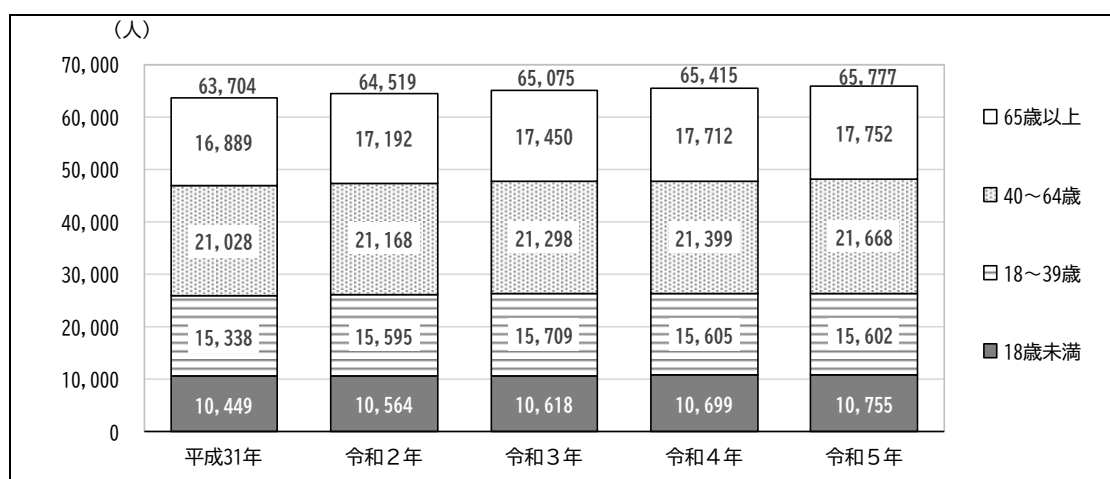
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 年齢別人口の推移

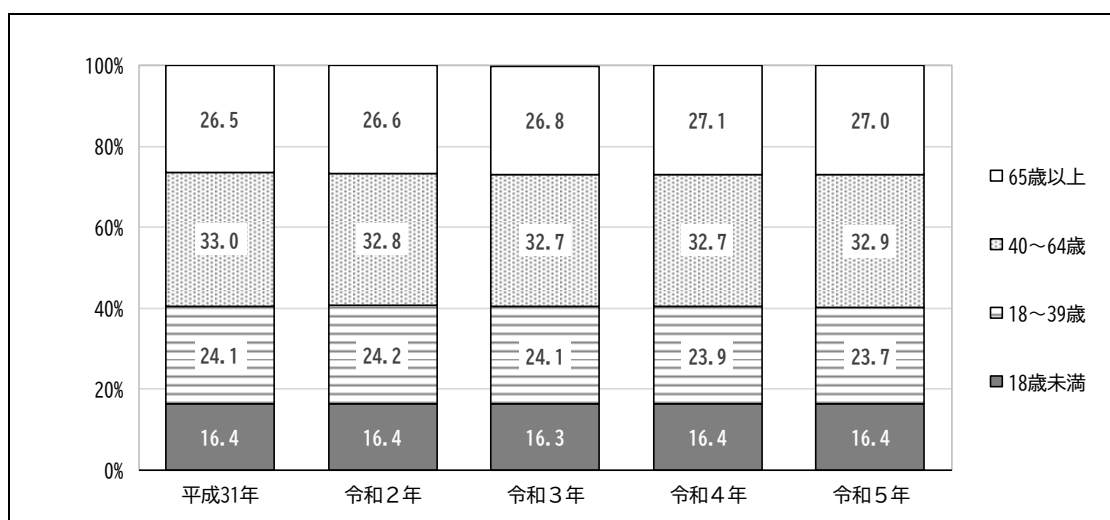
年齢3区分別人口を、18歳未満、18歳～39歳、40歳～64歳、65歳以上に分けてみると、令和5年の18歳未満の割合が16.4%、18歳～39歳が23.7%、40歳～64歳が32.9%、65歳以上が27.0%となっており、40歳～64歳の割合が増加しています。

■年齢別人口の推移■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

第2節 障がいのある人等の状況

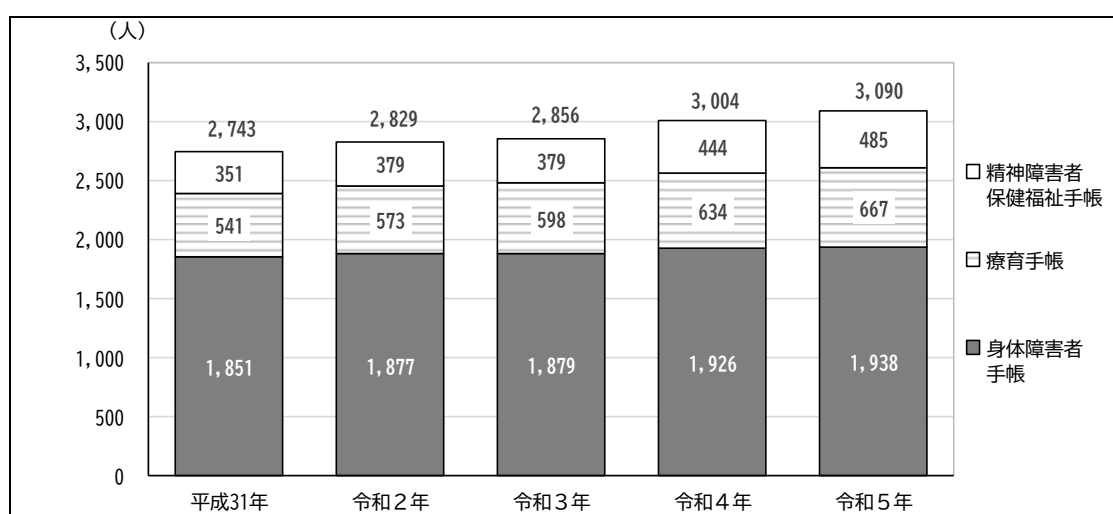
1 障害者手帳所持者数（全体）の推移

障害者手帳所持者数は増加しており、平成31年は3種合計で2,743人でしたが、令和4年に3,000人を超え、令和5年は3,090人となっています。

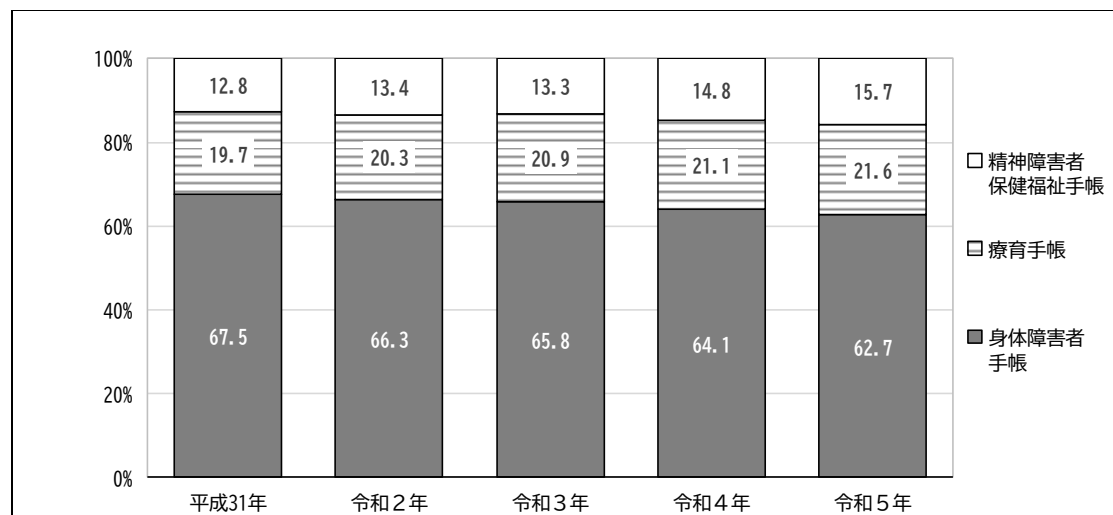
3種それぞれの障害者手帳所持者数も年々増加しており、令和5年における手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳が62.7%と多くを占めているものの、精神障害者保健福祉手帳は平成31年の12.8%から2.9ポイント増加し、15.7%となっています。

■障害者手帳所持者数（全体）の推移（人数）■

■人数



■割合



（注）割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

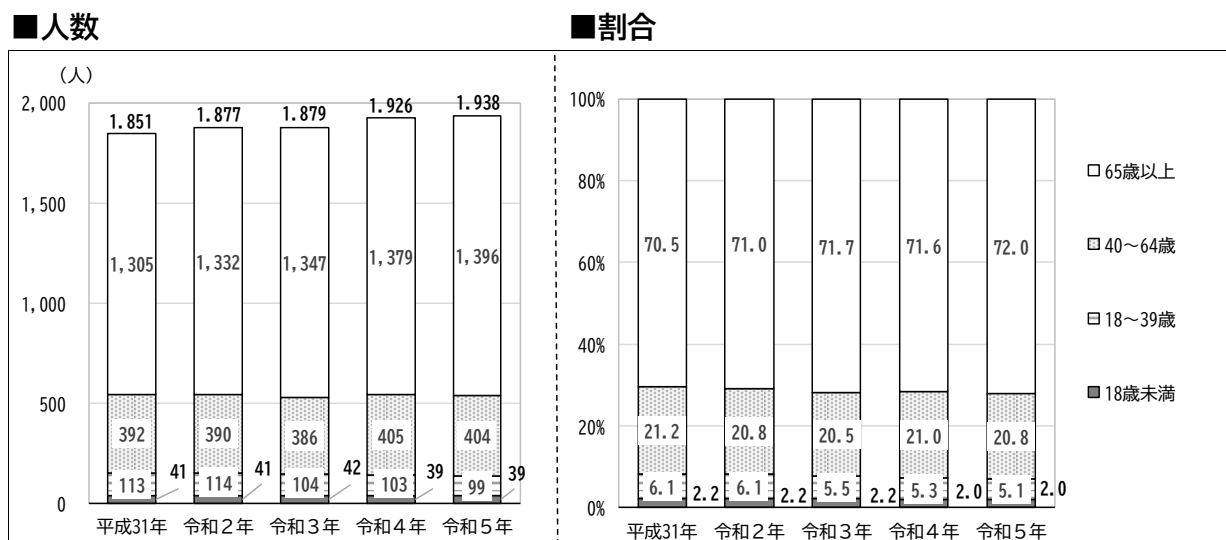
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

2 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の年齢別、等級別の推移

身体障害者手帳所持者数は増加しており、令和5年3月31日現在で1,938人となっています。年齢別では、65歳以上の所持者数が増え、令和5年は1,396人で約7割を占めています。

■身体障害者手帳所持者の年齢別の推移■

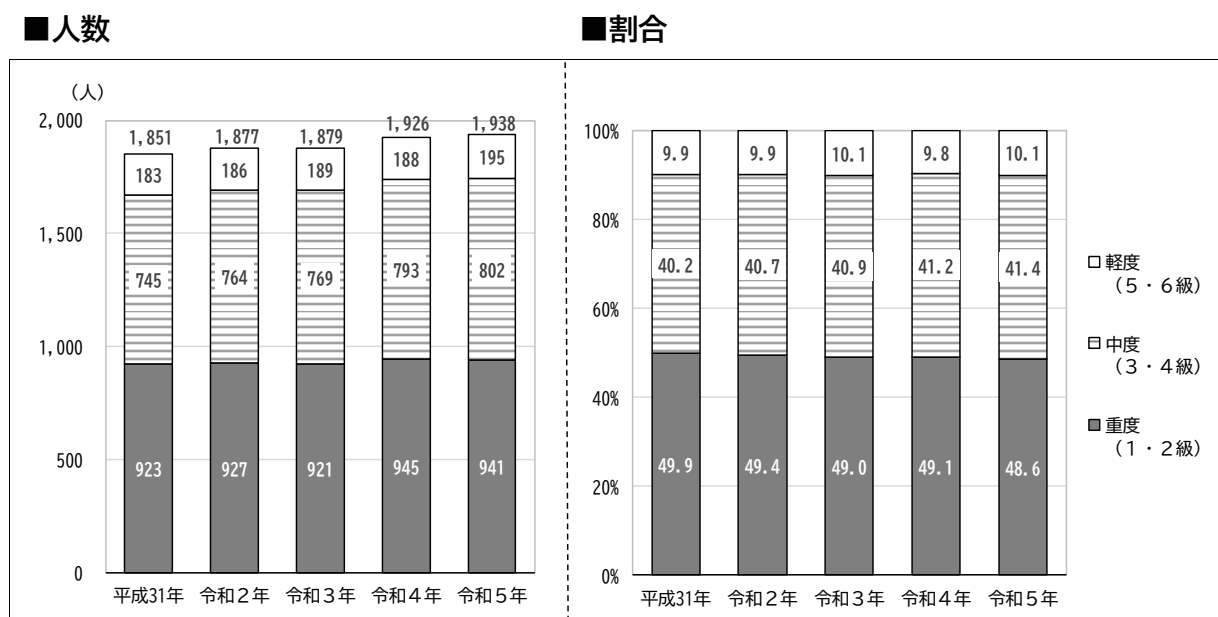


(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

等級別でみると、それぞれの等級の占める割合はほぼ一定で推移しており、重度（1・2級）の人が約半数を占めています。

■身体障害者手帳所持者の等級別の推移■



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

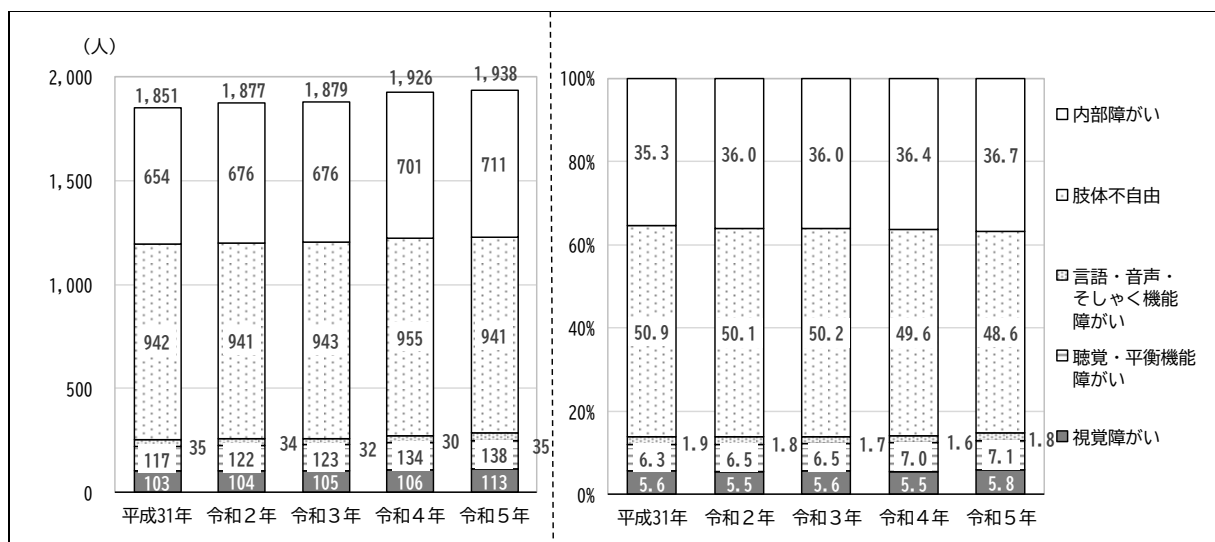
(2) 身体障がいのある人の障がい区分別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移をみると、「肢体不自由」が最も多く、約半数を占めています。次いで「内部障がい」が多く、年々増加しています。

■身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

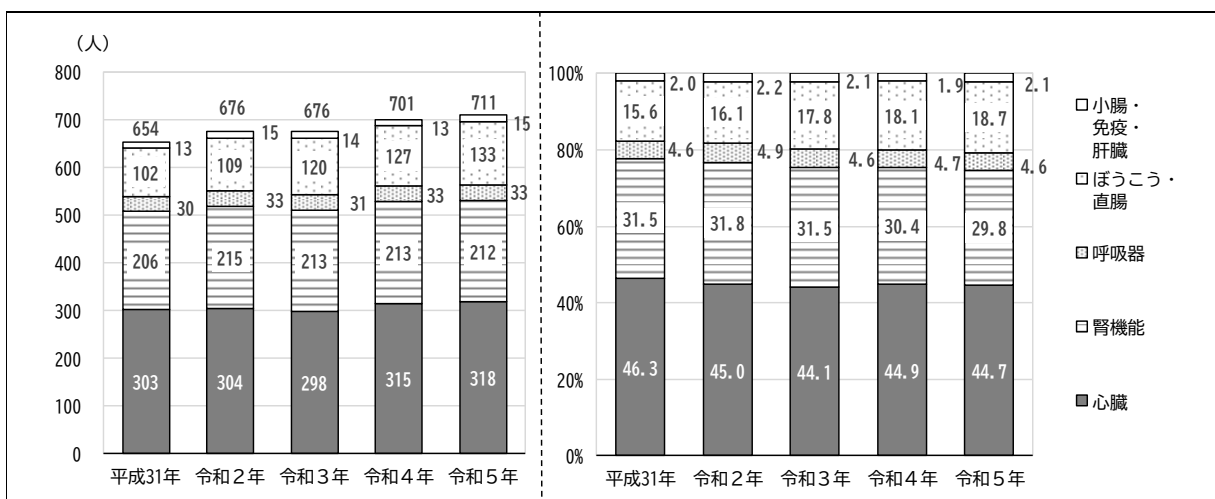
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

「内部障がい」について内訳をみると、「心臓」「腎機能」が多く、合わせて7割半ばを占めています。

■身体障害者手帳所持者のうち、内部障がいのある人の内訳の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

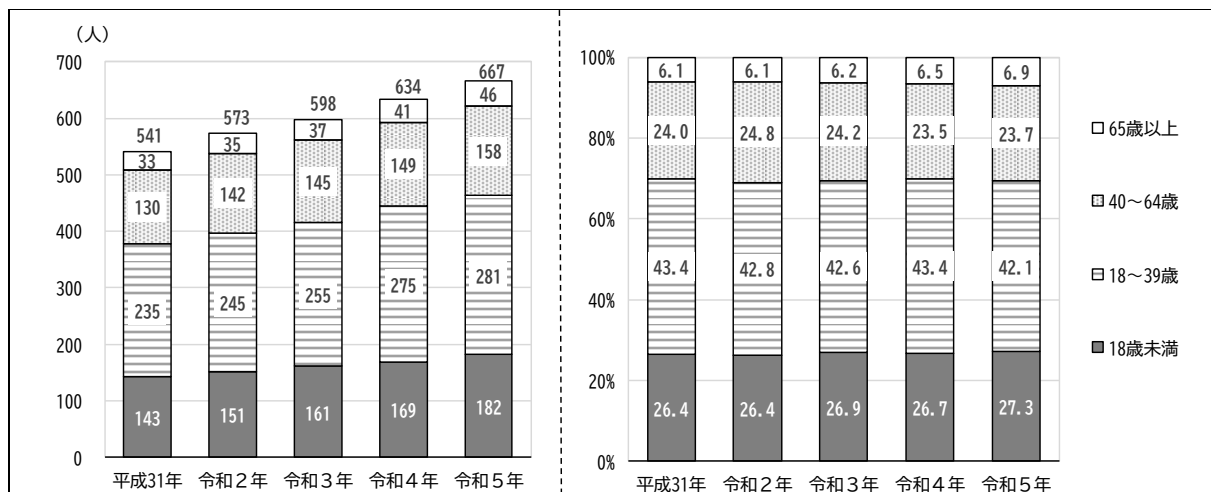
3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は増加しており、平成31年は541人でしたが、令和4年に600人を超え、令和5年は667人となっています。年齢別では、各区分とも微増していますが、18～39歳が多く、次いで18歳未満が多くなっています。

■療育手帳所持者の年齢別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

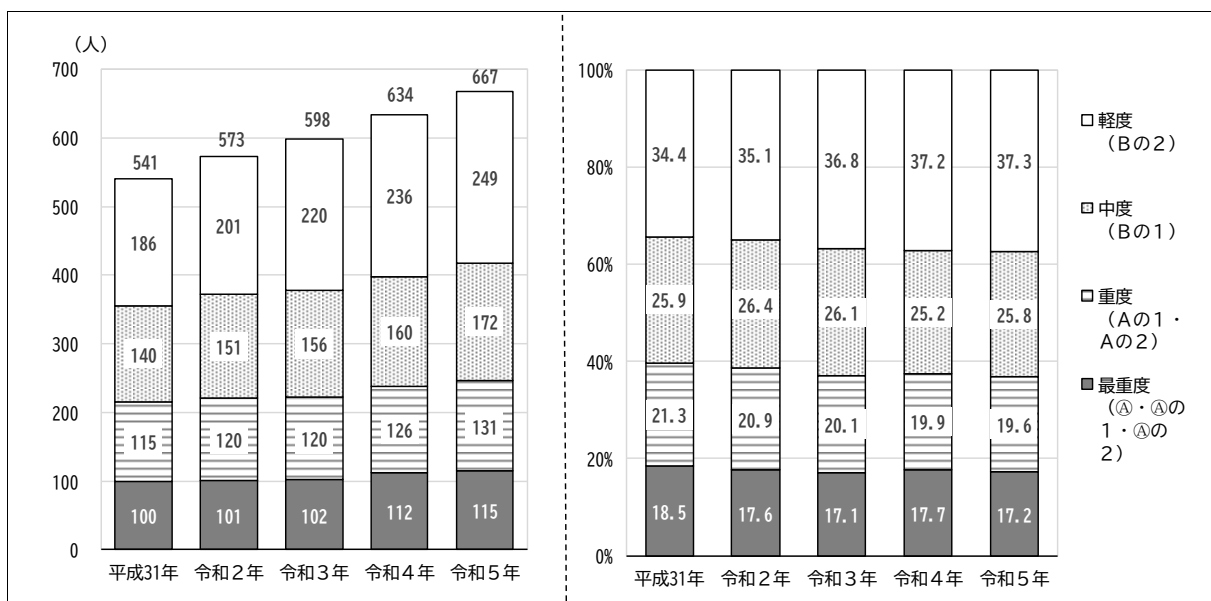
資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

障がい程度別では、各区分とも横ばいから微増しており、特にBの2判定が増加しています。

■療育手帳所持者の障がい程度別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合があります。

資料：障がい者支援課（各年3月31日現在）

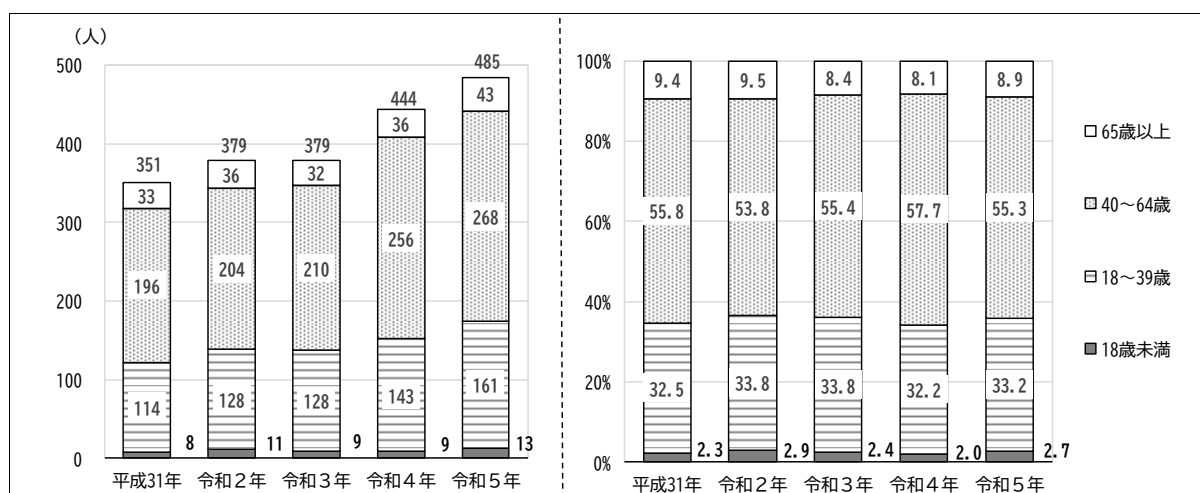
4 精神障がいのある人の状況

精神保健福祉手帳所持者数は大幅に増加しており、平成31年は351人でしたが、令和5年に450人を超え、485人となっています。年齢別では、40～64歳が半数以上を占めているほか、18～39歳も増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

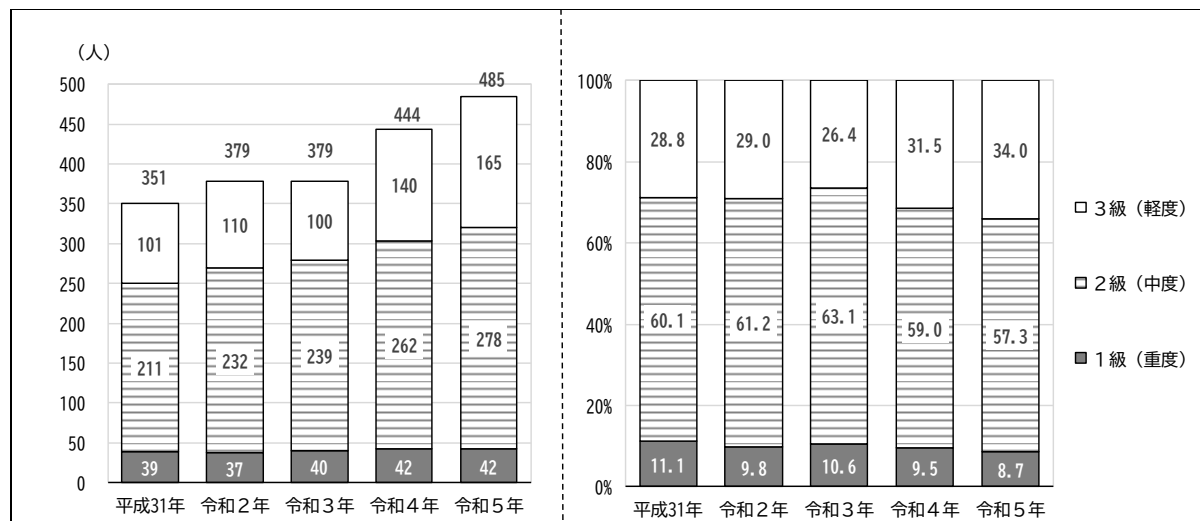
資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況（各年3月31日現在）

障がい等級別では、2級（中度）と3級（軽度）で年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級別の推移■

■人数

■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料：千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況（各年3月31日現在）

5 難病等の特定疾患のある人の状況

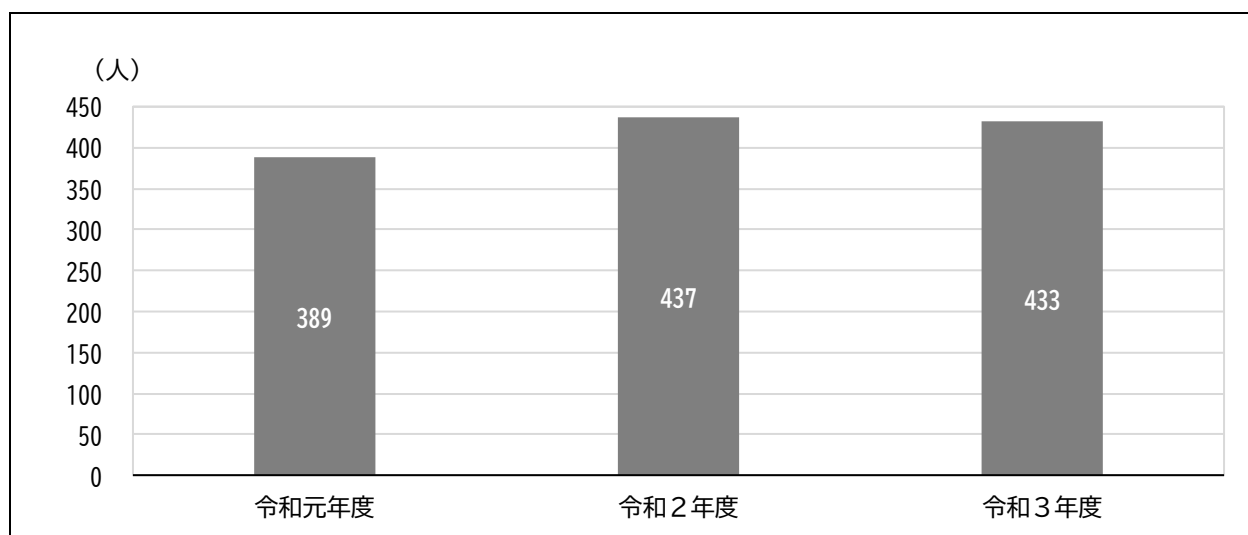
国の難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定められています。

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない“制度の谷間”にあった難病の方も、平成25年4月から障害者総合支援法により、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、平成27年1月1日から施行されました。これに伴い、国が定めた基準に該当する338疾患（令和3年11月1日以降）が指定難病とされ、従来の特定疾患医療費助成制度の対象疾病のうち、指定難病に指定されたものは新制度に移行されています。

令和3年度における指定難病医療費助成制度受給者数は433人となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移■



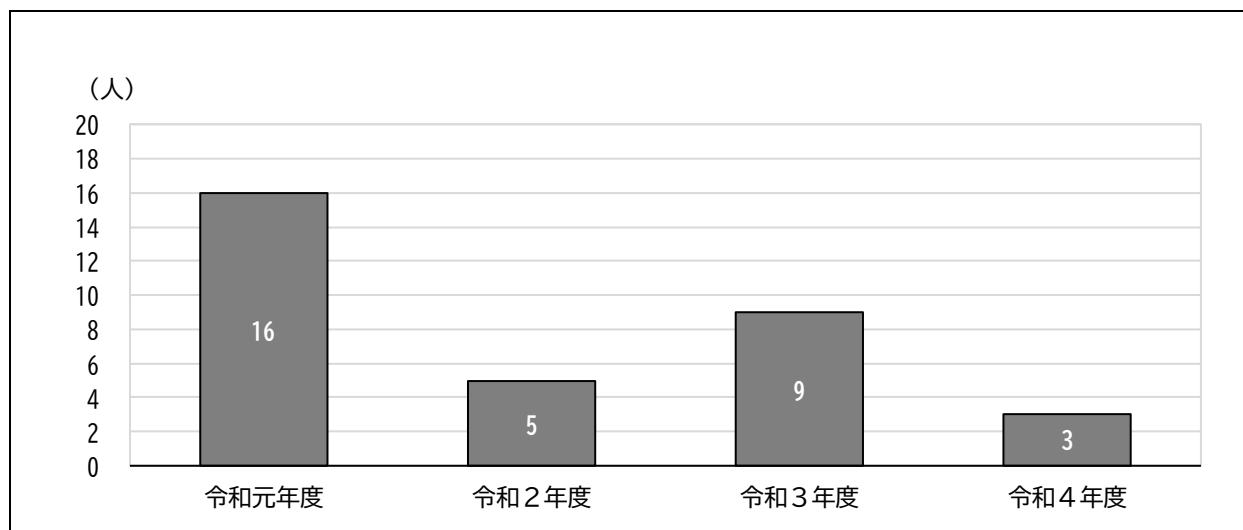
資料：君津健康福祉センター 事業年報

6 サポートが必要な児童・生徒の状況

(1) 自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者の推移

自立支援医療（育成医療）の受給者数は、令和3年度に増加しましたが、令和元年度から減少傾向で推移しています。

■自立支援医療（育成医療）受給者数の推移■

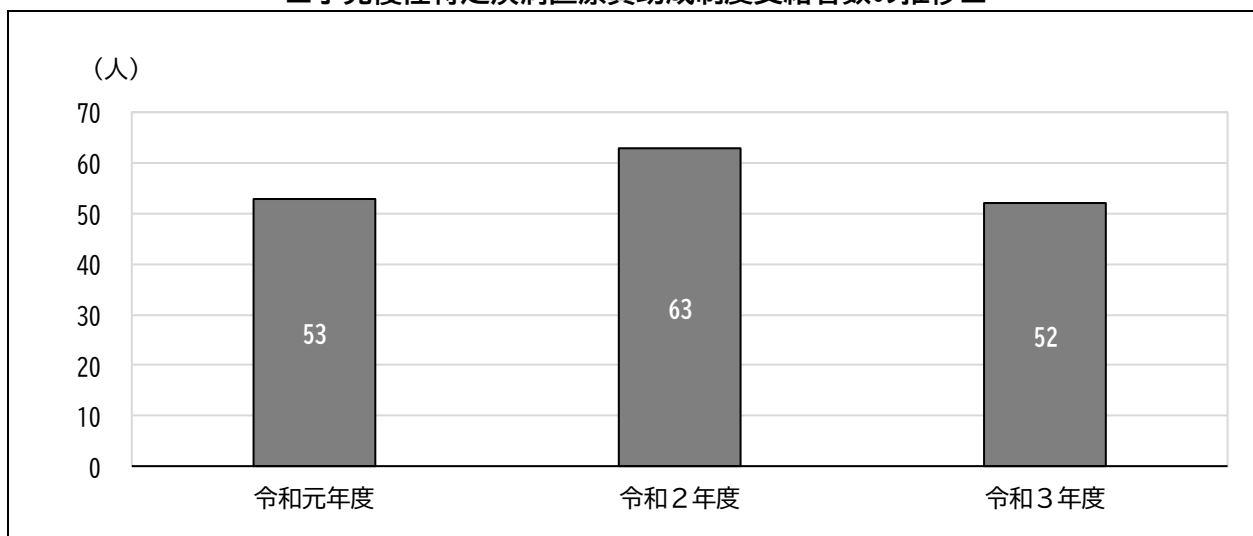


資料：障がい者支援課

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。

対象となる疾病は国が指定した16疾患群788疾病（令和3年11月現在）となっており、小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数は、令和3年度で52人となっています。

■小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者数の推移■



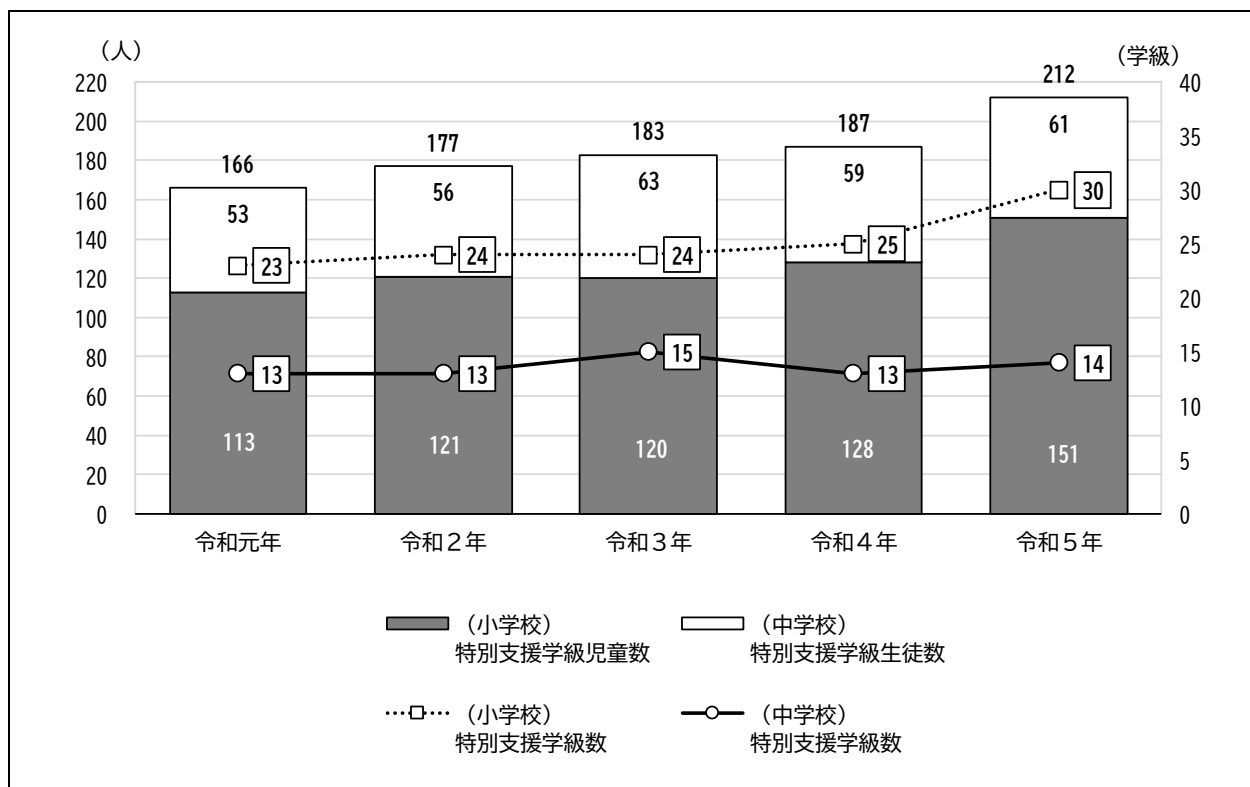
資料：君津健康福祉センター 事業年報

(2) 就学の状況

令和5年5月1日現在、本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、44学級（小学校30、中学校14）で、在籍している児童・生徒数は、小学校151人、中学校61人となっており、ここ5年間、児童・生徒数は増加傾向で推移しています。

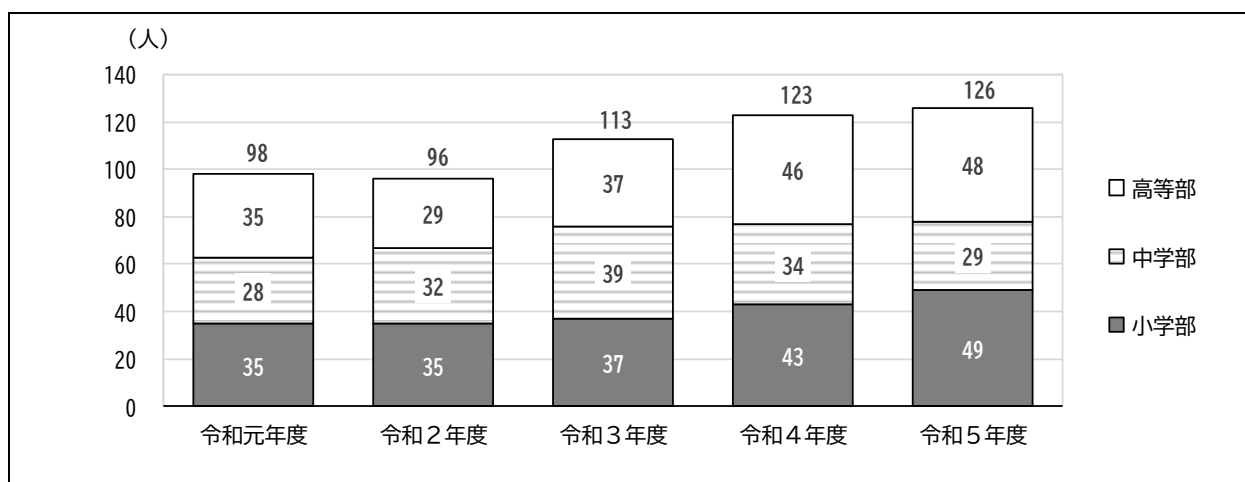
なお、市にある千葉県立楨の実特別支援学校の在籍者数も増加傾向で推移しています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■



資料：袖ヶ浦市教育委員会（各年5月1日）

■千葉県立楨の実特別支援学校の在籍者数（市在籍者のみ）■



資料：袖ヶ浦市教育委員会（各年5月1日）

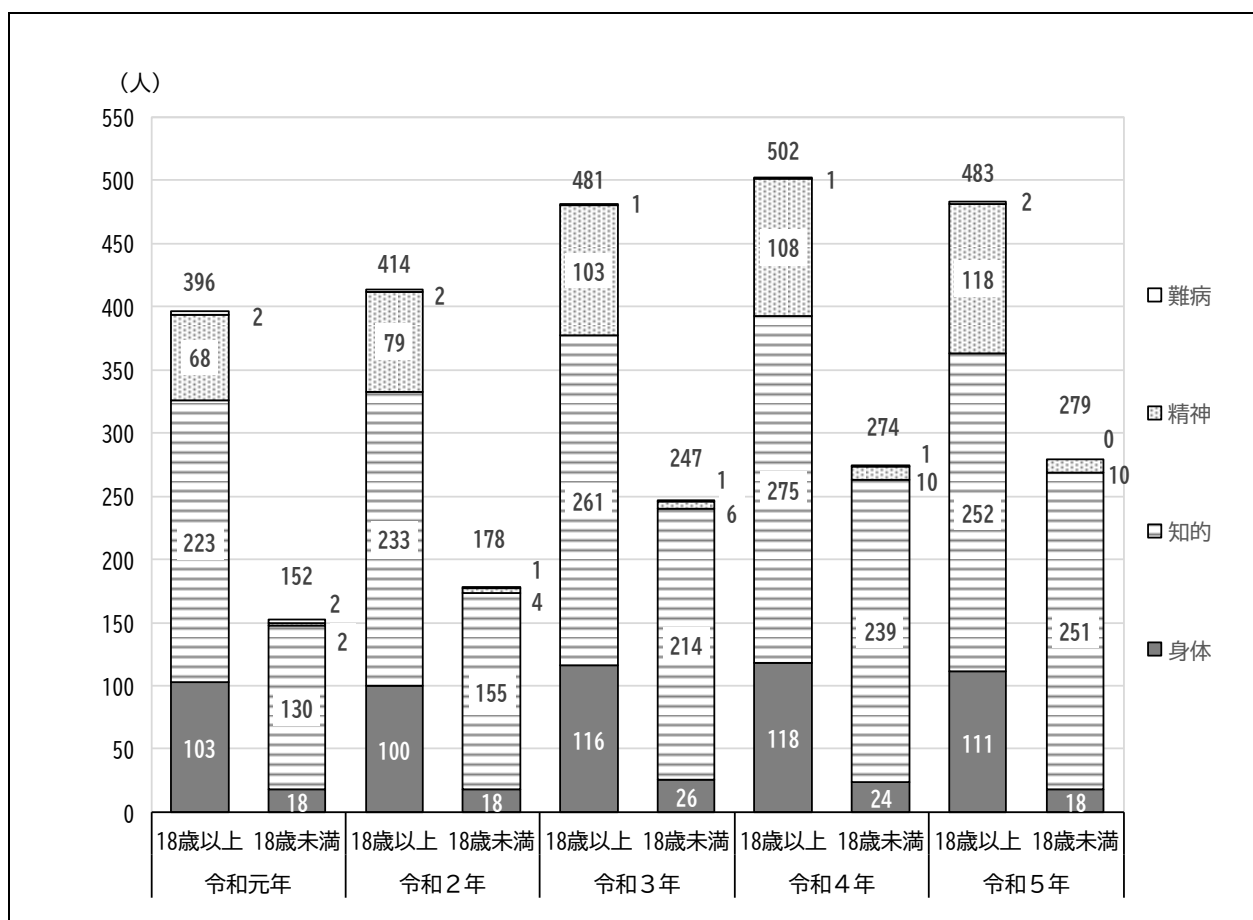
7 障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービス等の利用者数

18歳以上の障害福祉サービス等の利用者数については、令和4年までは各区分とも年々増加していますが、令和5年の利用者の総数は483人となっており、精神障がいのある人と難病のある人以外については令和4年に比べて減少しています。

18歳未満の障害福祉サービス等の利用者数については、身体障がいのある子どもはほぼ横ばいであるものの、知的障がいのある子どもについては増加傾向で推移しています。

■障害福祉サービス等の利用者数の推移■



資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

(2) 障害福祉サービス等の支給決定状況（障がい種別・障害支援区分別）

障害福祉サービス等を利用する上で必要となる障害支援区分の推移について、障がい別、障害支援区分別で比較すると、身体障がいのある人と知的障がいのある人の障害支援区分は重くなっている傾向があります。

また、精神障がいのある人の障害支援区分は軽い傾向があり、障害支援区分を必要としないサービスを利用する傾向にあります。

■障害福祉サービス等の支給決定状況（障がい種別・区分別）■

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
身体	令和元年	2	6	13	13	13	42	32
	令和2年	2	6	10	13	13	40	34
	令和3年	2	8	15	15	14	44	44
	令和4年	1	9	13	16	17	44	42
	令和5年	2	11	12	16	13	42	33
知的	令和元年	4	25	26	43	48	44	163
	令和2年	4	24	28	44	51	45	192
	令和3年	5	26	41	45	54	50	254
	令和4年	5	31	37	48	57	51	285
	令和5年	5	28	32	47	47	52	292
精神	令和元年	1	17	12	2	2	1	35
	令和2年	2	15	10	5	2	0	49
	令和3年	2	16	13	10	2	0	66
	令和4年	2	17	15	8	3	1	72
	令和5年	1	25	13	10	4	1	74
難病	令和元年	0	0	1	0	0	0	3
	令和2年	0	0	0	0	0	0	3
	令和3年	0	0	1	0	0	0	1
	令和4年	0	0	1	0	0	0	1
	令和5年	0	0	1	0	0	0	1

(注)「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している方を計上

複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

資料：障がい者支援課（各年10月1日現在）

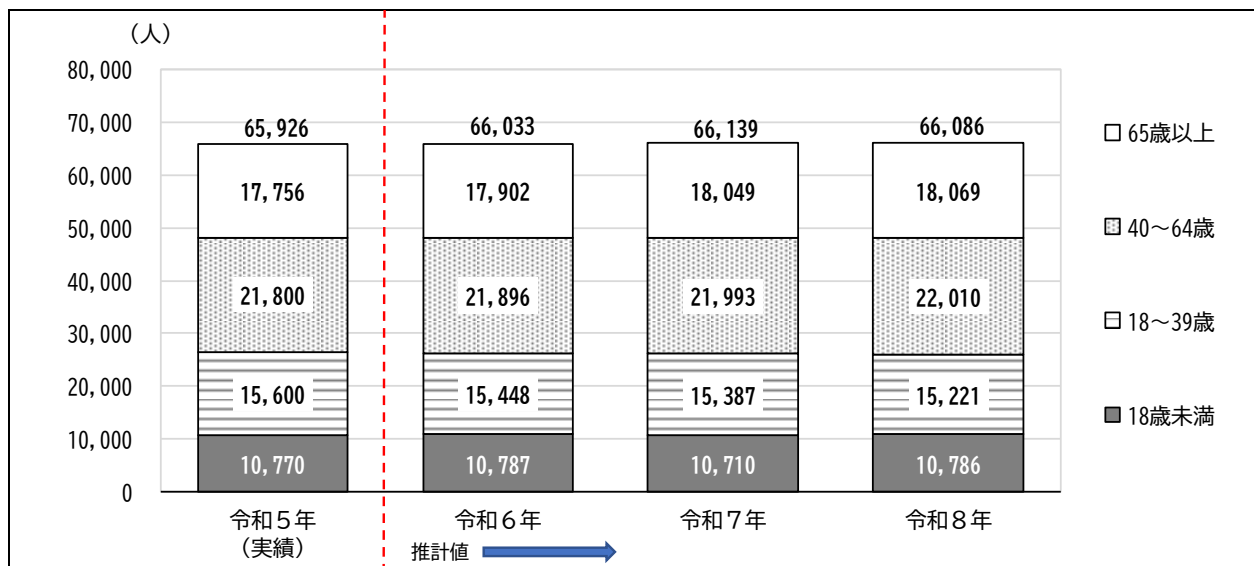
8 障がいのある人等の推計

(1) 年齢別人口の推計

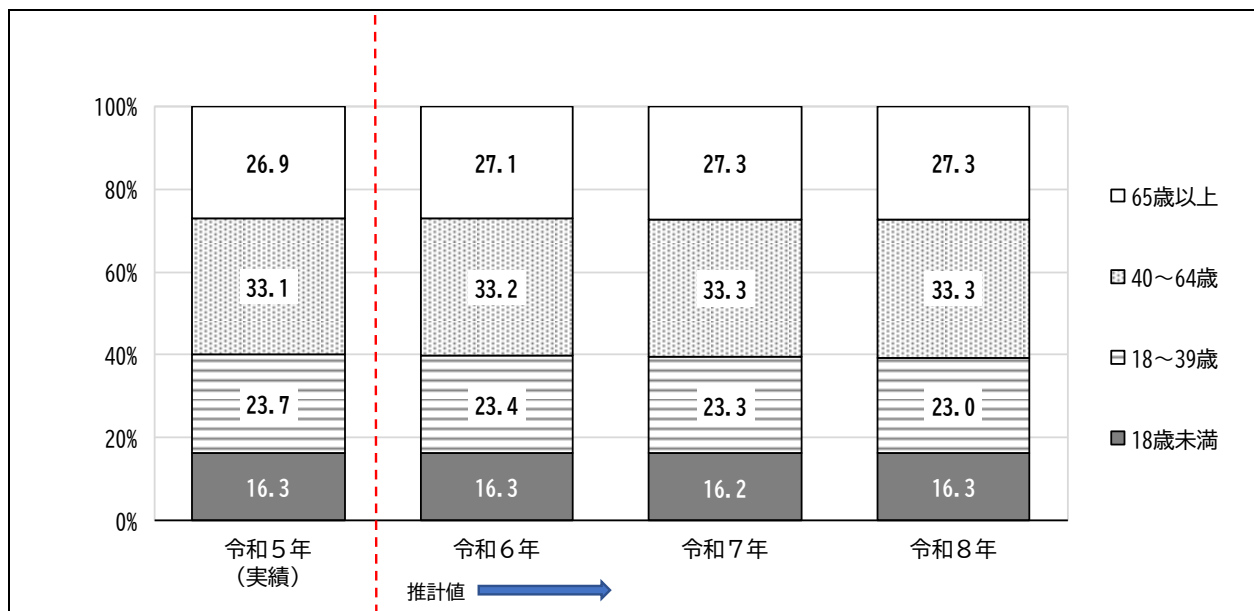
令和5年10月1日現在の人口総数は65,926人で、令和8年度までほぼ横ばいで推移していくことが予想されています。

■年齢別人口の推計■

■人数



■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

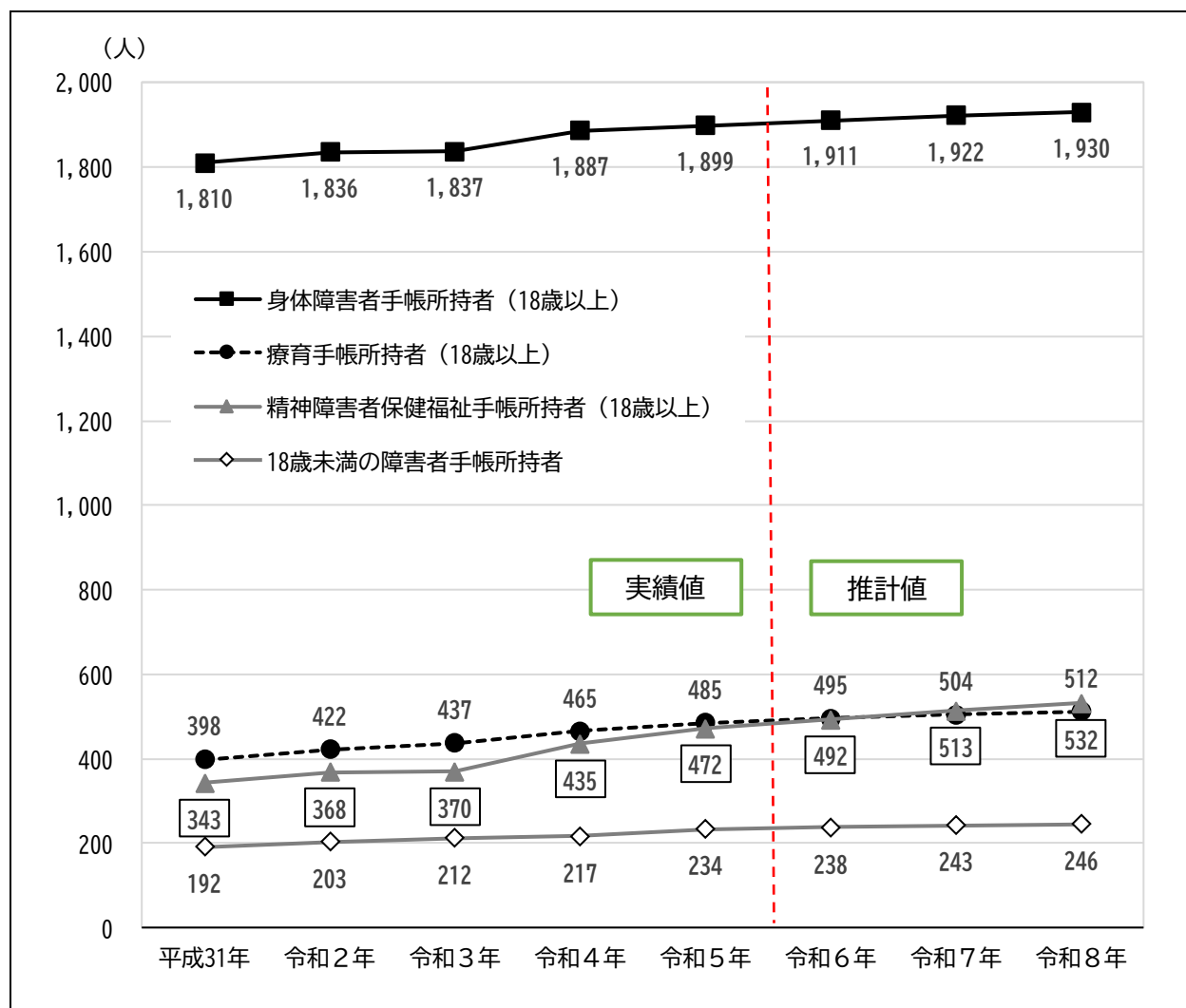
資料：令和5年：住民基本台帳（10月1日現在）

令和6年～令和8年：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した人口推計

(2) 障がいのある人の推計

障害福祉サービスの見込量推計の参考とするため、令和6年から令和8年までの袖ヶ浦市の各種障害者手帳所持者数（18歳以上・18歳未満別）を推計した結果、身体障害者手帳所持者（18歳以上）で約20人（約1％）、療育手帳所持者（18歳以上）で約20人（約4％）、精神障害者保健福祉手帳所持者（18歳以上）で40人（約8％）、18歳未満の障害者手帳所持者で10人（約3％）の増加が見込まれます。

■市の障害者手帳所持者数の推移と推計■



（注）推計の手法については、過去5年間の障害者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績や近年の伸び率を踏まえた上で、令和6年から令和8年の障がい者比率を推計し、その比率に袖ヶ浦市基本構想を参考に令和5年10月1日の人口等により算出した推計人口を掛け合わせて算出したものです。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

資料：平成31年～令和5年：障がい者支援課（各年3月31日現在）

第3節 アンケート調査結果の概要

1 アンケート調査の実施概要

アンケート調査結果については、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）」策定時（令和2年4月）に調査した内容と比較しつつ取りまとめており、主な結果について示します。

■調査の方法及び回収結果■

	障がい者・児	一般市民	難病患者
調査対象者	障害者手帳又は 自立支援医療受給者証を お持ちの方	市内在住の18歳以上の方	難病患者療養見舞金 受給対象者
調査方法	調査票による調査（郵送配布・郵送回収、督促なし）		
調査期間	令和4年12月		令和5年8月
回収結果	配布数：3,500 回収数：1,598 回収率：45.7%	配布数：500 回収数：196 回収率：39.2%	配布数：269 回収数：143 回収率：53.2%

■調査結果の見方■

- ①比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計が100％を上下する場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載（number of case の略）し、各比率はnを100％として算出しています。
- ③複数回答の項目（質問の終わりに【複数回答】とある問）については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100％を超えることがあります。
- ④クロス集計表の表側（全体）の実数（人数）は、障がい種別や年齢等を無回答を含めた数を表記しており、表側（分類層）の実数（人数）は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。なお、障がい者・児調査の障がい種別については、重複を含む数を表記しています。
- ⑤クロス集計表については、最も高い比率のものを網かけしています（無回答を除く。）。ただし、回答者数が30件未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向をみるにとどめるものとします。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

2 主な集計結果（障がい者・児及び一般市民調査）

（１）障がい者・児調査における回答者、障がい等の状況について

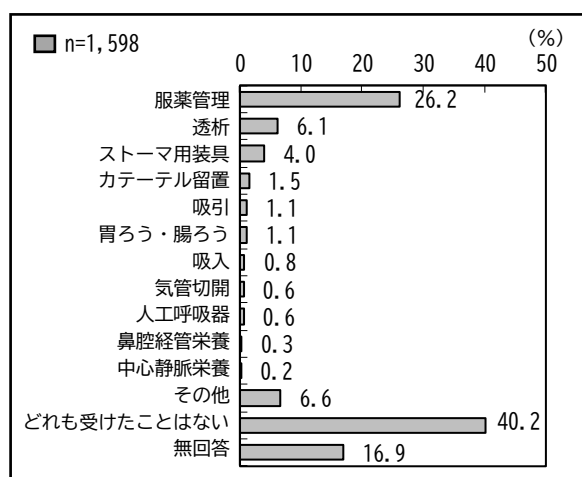
障がい者・児調査におけるアンケートの回答者については、全体では「本人」が63.1%と、最も多くなっています。一方、障がい種別にみると、知的障がいでは「家族や介助者」が46.7%で最も多くなっています。

現在受けている医療ケアについては、「服薬管理」が多く、精神障がいのある人の主な病名については、「躁うつ病・うつ病」と「統合失調症」が多くなっています。

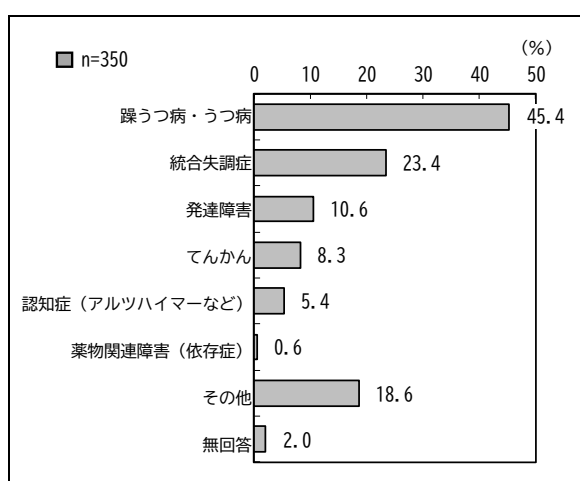
■回答者（障がい者・児調査）■

	(人)	本人	本人の意見を 家族や介助者 などが回答	家族や介助者	無回答
全体	1,598	63.1	14.8	14.5	7.7
障がいの種類					
身体	886	67.6	14.3	11.4	6.7
知的	259	25.1	23.2	46.7	5.0
精神	449	75.7	12.0	7.1	5.1
年齢					
18歳未満	78	10.3	19.2	62.8	7.7
18～39歳	232	57.8	15.1	24.1	3.0
40～64歳	490	74.9	10.8	8.4	5.9
65歳以上	766	64.8	17.2	10.8	7.2
居住地区					
昭和	339	60.5	18.6	14.2	6.8
長浦	635	66.3	12.8	15.7	5.2
根形	166	65.1	16.3	15.1	3.6
平岡	177	61.0	19.2	11.9	7.9
中川・富岡	140	61.4	15.7	14.3	8.6

■現在受けている医療ケア
（障がい者・児調査）■



■精神障がいのある人の主な病名
（障がい者・児調査）■



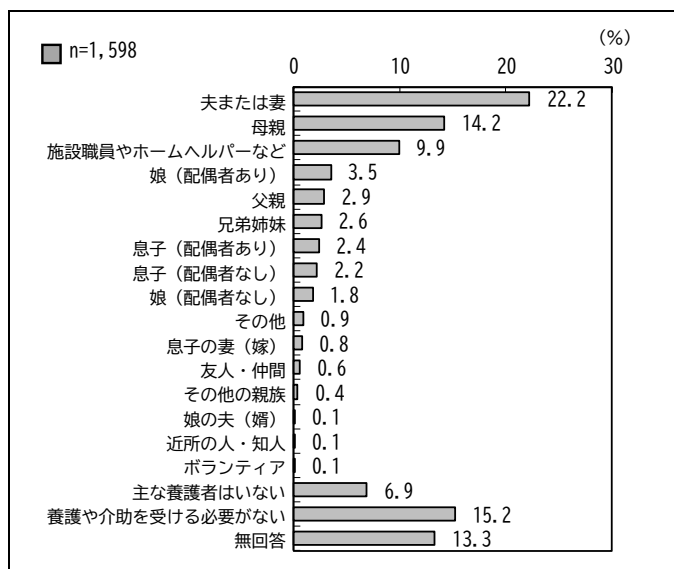
(2) 養護者（介助者）について

主な養護者（介助者）については、「夫または妻」が最も多く、次いで「母親」や「施設職員やホームヘルパーなど」が続いています。

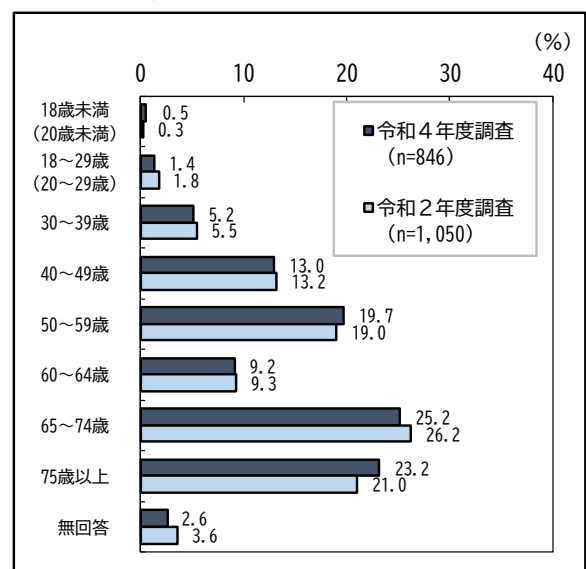
また、主な養護者の年齢については、「65～74歳」が2割台半ばと最も多く、次いで「75歳以上」となっています。令和2年度調査と比較すると、「65～74歳」、「75歳以上」が変わらず、全体の半分弱を占めていることから、養護者（介助者）の高齢化が進んでいることがうかがえます。

養護者が一時的に支援できない場合の対処方法については、「同居の他の家族・親族などに頼む」や「別居の他の家族・親族などに頼む」が多くなっているものの、知的障がいでは、「施設や病院などに一時的に依頼」が9.7%、「40～64歳」では、「自分で対応する」が22.3%となっています。精神障がいでは「どのようにしてよいかわからない」が16.4%と他の障がいに比べて多くなっており、緊急時の支援の必要性が高いことがわかります。

■主な養護者（介助者）（障がい者・児調査）■



■主な養護者の年齢（障がい者・児調査）■



※成年年齢引下げにより、一部年齢区分を変更している。

■養護者が一時的に支援できない場合の対処方法（障がい者・児調査）■

	(人)	同居の他の家族・親族などに頼む	別居の他の家族・親族などに頼む	近所・知人・ボランティアなどに頼む	ホームヘルパーに依頼	施設や病院などに一時的に依頼	自分で対応する	どのようにしてよいかわからない	その他	無回答
全体	846	33.8	22.9	0.7	2.1	8.7	13.6	9.8	1.8	6.5
障がいの種類										
身体	496	29.0	26.2	0.8	2.8	10.7	14.3	7.1	1.8	7.3
知的	144	66.0	7.6	0.7	0.7	9.7	2.1	8.3	2.1	2.8
精神	201	25.9	22.9	1.0	1.5	6.0	19.4	16.4	1.0	6.0
年齢										
18歳未満	65	64.6	12.3	0.0	0.0	4.6	1.5	10.8	3.1	3.1
18～39歳	126	52.4	11.9	0.0	0.8	8.7	9.5	12.7	0.8	3.2
40～64歳	206	33.0	19.4	1.0	2.4	4.4	22.3	11.2	1.5	4.9
65歳以上	435	25.1	29.4	0.9	2.8	11.0	12.4	7.8	1.8	8.7

(3) 今後の進路について

日常生活の状況については、全体では「主に家にいる（働いてはいない）」が最も多く、次いで「働いている」となっています。また、知的障がいでは、「福祉作業所やデイケアなどに通っている」が多くなっています。

今後の進路についての考えは「進学したい」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所に通いたい」が多くなっています。令和2年度調査と比較すると、「障がいのある人の雇用が多い事業所で働きたい」で大幅に回答が減り、「福祉施設や作業所に通いたい」で増加しています。

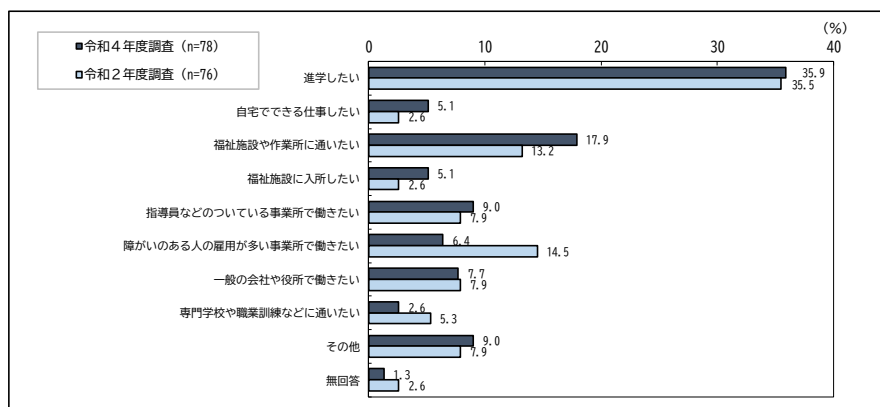
障がいのある人が働くために必要な支援としては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」となっています。

■日中の過ごし方（障がい者・児調査）■

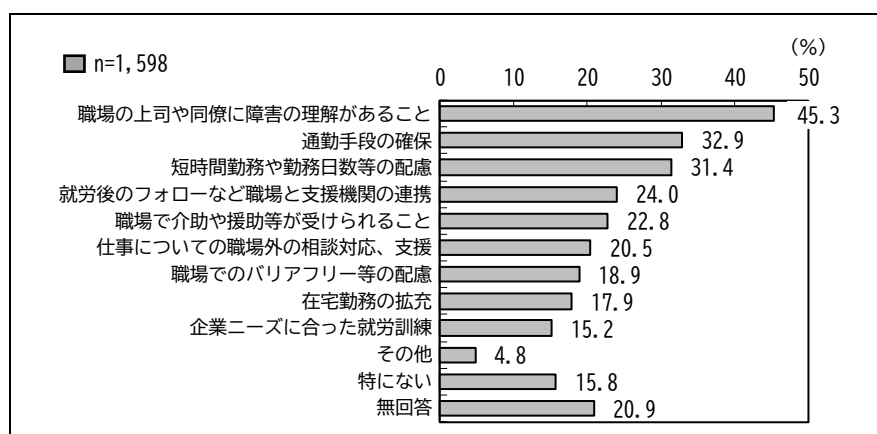
	(人)	働いている	小・中学校に通っている	特別支援学校・盲学校・ろう学校に通っている	高等学校に通っている	大学・専門学校に通っている	主に家にいる（働いてはいない）	保育所・幼稚園に通っている	障がい児通所施設に通っている
全体	1,598	21.8	1.1	2.8	0.6	0.4	41.9	0.3	1.1
障がいの種類									
身体	886	19.5	0.1	0.9	0.1	0.0	50.0	0.1	0.5
知的	259	18.1	5.4	15.4	0.8	0.0	6.9	1.5	4.2
精神	449	28.7	0.2	0.0	1.3	1.1	45.7	0.0	0.7

	(人)	福祉作業所やデイケアなどに通っている	作業や訓練のため、福祉施設に通っている	福祉施設に入所している	病院に入院している	年齢が低いため、家で過ごしている	その他	無回答
全体	1,598	6.3	2.2	4.9	1.1	1.2	5.3	9.1
障がいの種類								
身体	886	3.2	0.5	3.4	1.4	1.6	7.0	11.9
知的	259	19.7	7.3	14.7	0.4	0.8	3.5	1.2
精神	449	7.3	2.2	3.3	0.9	0.2	4.2	4.0

■今後の進路についての考え（障がい者・児調査）■



■就業支援として必要なこと（障がい者・児調査）■



(4) 外出の際に困ることについて

外出の頻度については、全体では「ほぼ毎日」が3割半ばと最も多く、次いで「週3～4回」となっています。

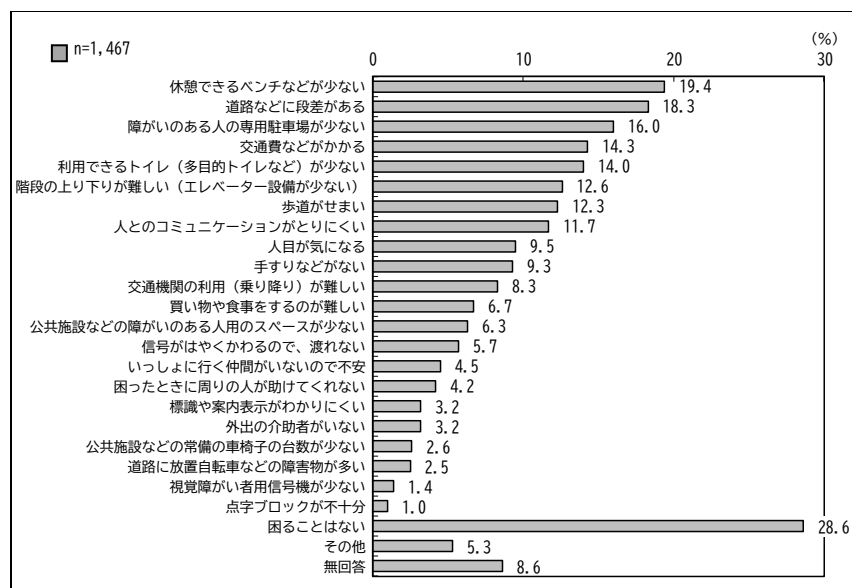
外出の際に困ることについては、「困ることはない」が最も多く、「休憩できるベンチが少ない」、「道路などに段差がある」、「障がいのある人の専用駐車場が少ない」などのバリアフリーに関することが多くなっています。

外出の際の介助については、全体では「必要ない」が最も多くなっているものの、知的障がい及び18歳未満では、「いつも必要」が最も多くなっており、知的障がい及び障がい児の方に対する外出支援サービスの拡充が望まれています。

■外出の頻度（障がい者・児調査）■

	(人)	ほぼ毎日	週3～4回	週1～2回	月1～3回	年に数回	その他	外出していない	無回答
全体	1,598	35.7	22.6	18.9	10.3	3.1	1.2	5.1	3.1
障がいの種類									
身体	886	31.6	25.6	18.4	10.4	3.6	1.2	5.9	3.3
知的	259	45.2	12.7	14.3	16.6	4.2	1.9	3.5	1.5
精神	449	36.5	23.8	22.7	8.7	2.4	0.9	3.3	1.6

■外出の際に困ること（障がい者・児調査）■



■外出の際の介助について（障がい者・児調査）■

	(人)	いつも必要	行く所によっては必要	必要ない	無回答
全体	1,467	22.9	25.5	41.0	10.6
障がいの種類					
身体	805	22.7	26.1	41.6	9.6
知的	246	50.4	22.8	17.9	8.9
精神	427	12.2	24.6	52.0	11.2
年齢					
18歳未満	75	61.3	14.7	14.7	9.3
18～39歳	224	25.4	30.4	37.9	6.3
40～64歳	467	13.3	24.4	50.7	11.6
65歳以上	679	24.0	25.8	38.9	11.3

(5) 災害時について

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が最も多くなっているものの、知的障がいでは「できない」と回答された方が6割弱となっています。

災害時に困ることについては、全体では「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」、「寝る場所の確保」と続いています。

災害時要援護者登録制度を知っているかについては、「知らない」が8割弱を占め、「知っているが登録していない」が1割台となっており、令和2年度調査と比較すると「知らない」と回答された方が若干増えたことから、今後も制度についての周知活動を促進させる必要があります。

■災害時に一人で避難できるか（障がい者・児調査）■

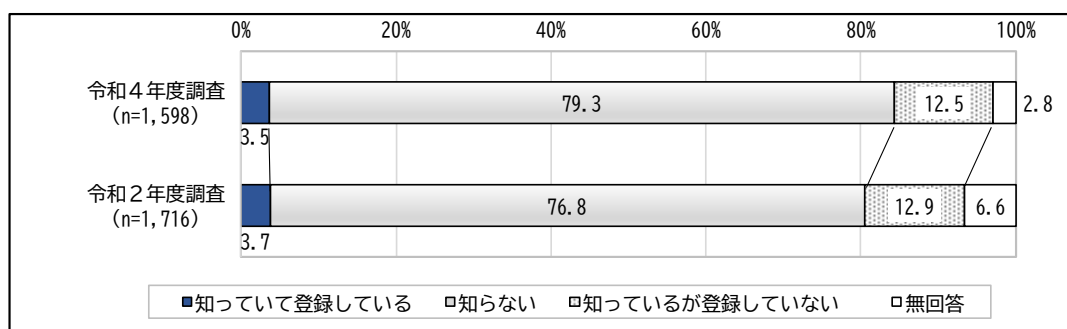
	(人)	できる	できない	わからない	無回答
全体	1,598	43.5	32.7	21.0	2.9
障がいの種類					
身体	886	43.9	34.5	19.5	2.0
知的	259	20.8	59.5	18.5	1.2
精神	449	54.8	16.9	26.1	2.2

■災害時に困ること（障がい者・児調査）■

	(人)	自分だけでは動けない	頼れる人がそばにいない	避難する場所がわからない	避難場所までの行き方がわからない	避難場所までの移動手段の確保	避難先での薬や医療体制	家族との連絡方法	水や食事の確保
全体	1,598	35.8	15.5	14.5	9.7	25.3	44.3	26.8	54.1
障がいの種類									
身体	886	37.1	14.0	10.5	5.8	28.8	45.0	21.2	55.1
知的	259	61.4	15.4	23.2	20.8	25.1	36.3	39.0	47.1
精神	449	21.6	19.8	16.5	11.1	18.9	51.0	29.4	59.2
年齢									
18歳未満	78	76.9	20.5	28.2	24.4	29.5	38.5	51.3	56.4
18～39歳	232	38.4	16.8	17.2	14.7	24.6	47.4	36.2	55.6
40～64歳	490	25.7	18.8	16.1	10.6	21.6	46.9	28.4	55.3
65歳以上	766	37.3	12.9	11.1	6.0	27.5	42.8	21.4	53.7

	(人)	寝る場所の確保	トイレや入浴設備	詳細な情報の入手	周囲の人とのコミュニケーション	援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせにくい	その他	特に不安はない	無回答
全体	1,598	52.4	57.2	25.0	23.5	20.4	5.3	7.5	3.6
障がいの種類									
身体	886	53.2	60.3	22.5	13.9	15.1	4.0	8.0	2.6
知的	259	49.4	52.5	22.8	42.5	38.6	5.8	7.3	1.5
精神	449	55.5	56.6	32.3	31.6	23.6	8.0	6.7	2.7
年齢									
18歳未満	78	53.8	55.1	24.4	50.0	47.4	5.1	0.0	1.3
18～39歳	232	50.9	55.2	31.9	41.8	37.9	6.5	8.2	0.9
40～64歳	490	53.7	60.2	27.8	26.5	20.0	6.9	7.3	2.4
65歳以上	766	52.7	56.5	21.5	13.3	12.9	3.9	8.5	4.0

■災害時要援護者登録制度を知っているか（障がい者・児調査）■

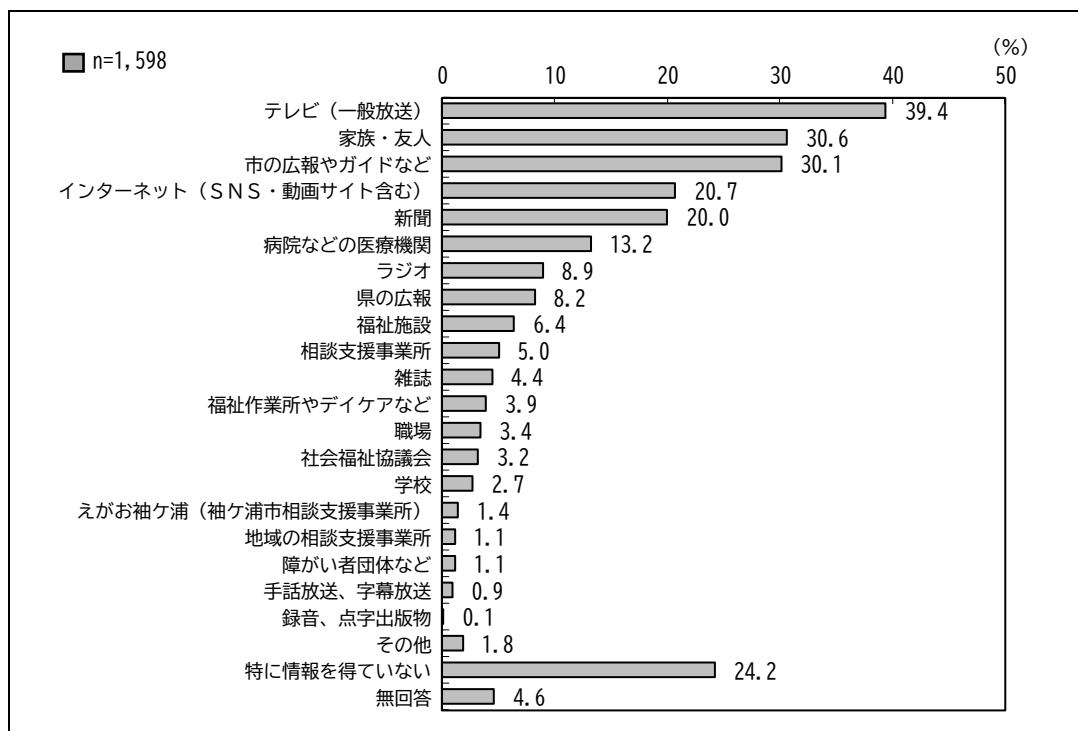


(6) 情報の取得について

福祉に関する情報の取得については、「テレビ（一般放送）」が最も多く、次いで「家族・友人」、「市の広報やガイドなど」となっています。

また、インターネット使用時に使う機器は、全体では「携帯電話・スマートフォン」が最も多くなっています。知的障がいや65歳以上で「使用（利用）していない」が最も多いことから、今後はインターネットを通しての情報発信を進めながら、様々な年代、障がい特性にも配慮した情報の伝達方法についても検討していく必要があります。

■福祉に関する情報の取得について（障がい者・児調査）■



■インターネット使用時に使う機器（障がい者・児調査）■

	(人)	携帯電話・スマートフォン	パソコン	タブレット端末	その他	使用（利用）していない	無回答
全体	1,598	50.3	20.2	11.6	0.9	35.7	7.9
障がいの種類							
身体	886	46.5	21.0	9.3	0.9	39.6	8.4
知的	259	38.2	9.3	16.6	0.8	49.0	2.7
精神	449	66.6	24.7	13.4	0.9	23.8	5.8
年齢							
18歳未満	78	64.1	16.7	38.5	1.3	16.7	1.3
18～39歳	232	70.3	31.9	19.0	1.3	19.8	0.4
40～64歳	490	65.5	25.1	14.1	0.6	26.9	4.1
65歳以上	766	34.7	14.4	5.4	0.9	48.0	11.7

(7) 日常生活上の困り事、不安について

日常生活上の相談で困ることについては、「特に困ったことはない」が最も多いものの、精神障がいでは、他の障害に比べ「相談しても満足のいく回答が得られない」や「どこ（誰）に相談していいかわからない」、「相談できる人がいない」といった回答が多くなっています。

今後の生活の不安については、全体では「身体のこと」が最も多いものの、知的障がいでは「親などがいなくなること」、精神障がいでは「老後のこと」が最も多くなっていることから、個別のケースや状況にあわせた支援を行うためのきめ細やかな相談体制が必要となります。

■日常生活上の相談で困ること（障がい者・児調査）■

	(人)	相談できる人がいない	相談できるところがない	夜間や休日などに相談するところがない	どこ（誰）に相談していいかわからない	相談しても満足のいく回答が得られない	プライバシー保護に不安がある	その他	特に困ったことはない	無回答
全体	1,598	7.9	5.4	4.1	12.3	12.7	8.3	3.6	52.8	12.8
障がいの種類										
身体	886	5.5	4.3	3.4	9.7	10.0	7.8	2.7	56.3	13.5
知的	259	7.3	6.2	3.5	15.1	12.0	4.6	5.4	51.7	11.6
精神	449	12.2	8.0	6.0	16.0	19.6	12.0	3.8	48.6	8.5

■今後の生活の不安（障がい者・児調査）■

	(人)	身体のこと	住宅・生活の場所のこと	生活費のこと	介助者のこと	仕事のこと	学校生活・進路のこと	日常生活のこと
全体	1,598	50.6	15.8	32.8	14.2	17.6	3.9	23.7
障がいの種類								
身体	886	61.5	10.8	26.0	16.6	9.6	1.0	21.6
知的	259	24.7	20.1	25.5	13.5	22.4	15.8	26.3
精神	449	42.8	24.7	50.8	10.9	32.1	2.2	27.8
年齢								
18歳未満	78	28.2	24.4	25.6	24.4	35.9	56.4	37.2
18～39歳	232	32.8	22.8	40.9	10.8	40.1	5.2	32.3
40～64歳	490	49.2	26.3	47.8	12.4	28.6	1.2	25.9
65歳以上	766	59.3	6.4	22.2	15.1	2.5	0.0	18.4

	(人)	結婚や育児のこと	老後のこと	親などがいなくなること	その他	特になし	無回答
全体	1,598	4.9	39.4	22.1	3.8	13.6	5.9
障がいの種類							
身体	886	1.7	37.1	9.8	2.7	13.9	5.9
知的	259	5.4	24.7	49.8	4.6	20.5	5.0
精神	449	11.1	51.7	34.1	5.1	9.4	4.0
年齢							
18歳未満	78	9.0	20.5	66.7	3.8	9.0	2.6
18～39歳	232	15.9	33.2	56.5	6.5	12.1	2.2
40～64歳	490	6.5	54.1	30.2	5.3	12.9	3.1
65歳以上	766	0.3	34.5	2.5	2.1	15.3	8.1

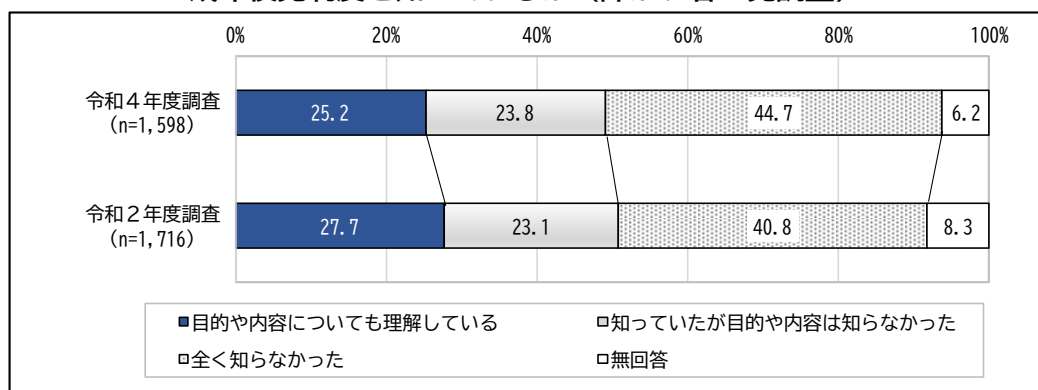
(8) 成年後見制度について

成年後見制度を知っているかについては、「全く知らなかった」が4割半ばとなっており、「目的や内容についても理解している」、「知っていたが目的や内容は知らなかった」がそれぞれ2割半ばとなっています。令和2年度調査と比較すると「全く知らなかった」が増えていることから、今後も成年後見制度についての周知活動を続けていく必要があります。

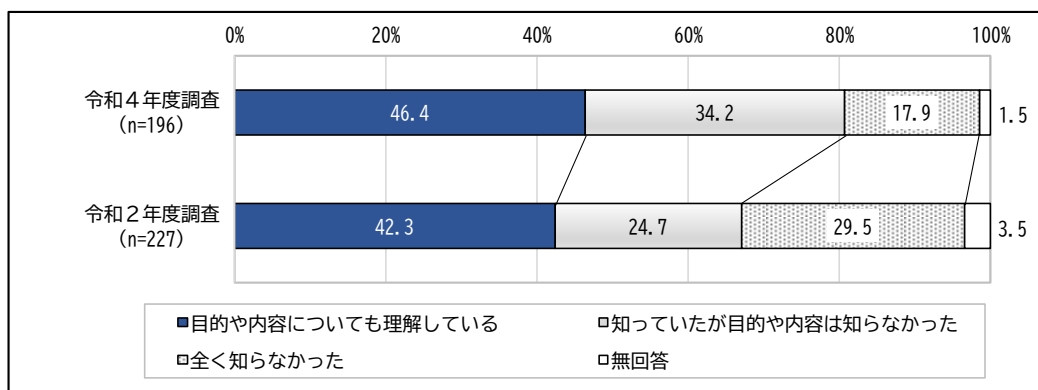
一方、一般調査では、「目的や内容についても理解している」、「知っていたが目的や内容は知らなかった」を合わせると8割となっており、認知度が高くなっていることがわかります。

成年後見制度の利用状況については、全体では「わからない」が最も多く、次いで「利用しておらず、今後も利用したいと思わない」、「利用していないが、今後利用したい」と続いています。今後の利用については、知的障がいでの利用希望が多く、年代別では18歳未満が最も多くなっています。

■成年後見制度を知っているか（障がい者・児調査）■



■成年後見制度を知っているか（一般調査）■



■成年後見制度を利用しているか（障がい者・児調査）■

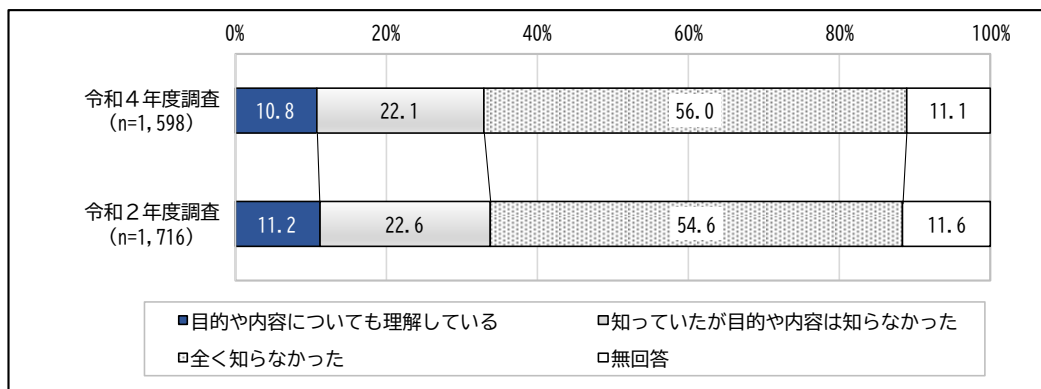
	(人)	後見を利用している	保佐を利用している	補助を利用している	利用していないが、今後利用したい	利用しておらず、今後も利用したいと思わない	わからない	無回答	
全体	1,598	2.6	0.4	0.1	15.3	32.7	41.1	7.8	
障がいの種類	身体	886	1.2	0.1	0.0	13.5	35.9	40.6	8.6
	知的	259	8.5	1.9	0.0	27.4	14.3	44.4	3.5
	精神	449	2.2	0.7	0.2	14.5	35.2	42.5	4.7
年齢	18歳未満	78	0.0	0.0	0.0	41.0	12.8	43.6	2.6
	18～39歳	232	2.6	0.4	0.0	19.0	33.2	43.1	1.7
	40～64歳	490	2.7	1.2	0.0	16.5	28.6	46.3	4.7
	65歳以上	766	2.7	0.0	0.1	11.1	37.7	37.3	11.0

(9) 障がい者に対する差別の解消について

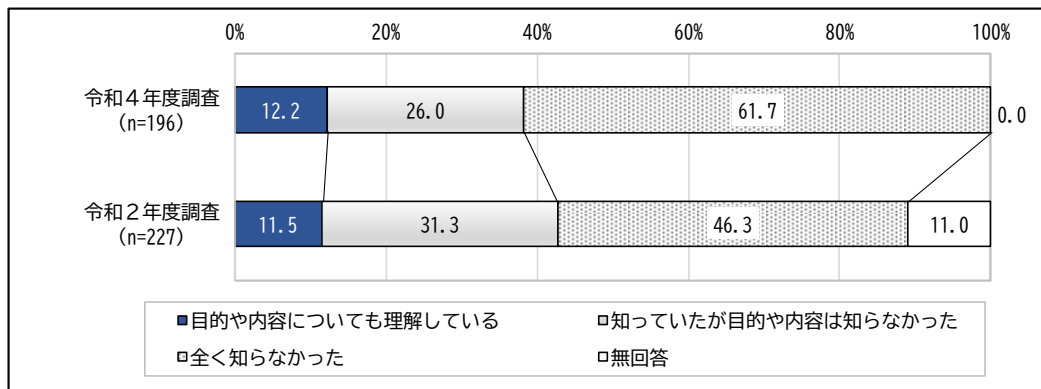
障害者差別解消法の認知状況については、「全く知らなかった」が5割半ばと最も多く、「知っていたが目的や内容は知らなかった」が2割台、「目的や内容についても理解している」が1割台となっています。令和2年度調査と比較すると「全く知らなかった」が増えており、一般調査においても「全く知らなかった」が最も多いことから、今後も障害者差別解消法について周知が必要であることが伺えます。

障害者差別解消法推進のために必要なことについては、「気軽に相談できる場所づくり」と「積極的にPRすると思う」が共に多くなっており、差別を受けた当事者が相談できる場所の周知と、障がいの有無に関わらず多くの人に法律とその趣旨を認知してもらう施策が重要です。

■障害者差別解消法を知っているか（障がい者・児調査）■



■障害者差別解消法を知っているか（一般調査）■



■障害者差別解消法推進のために必要なこと（障がい者・児調査）■

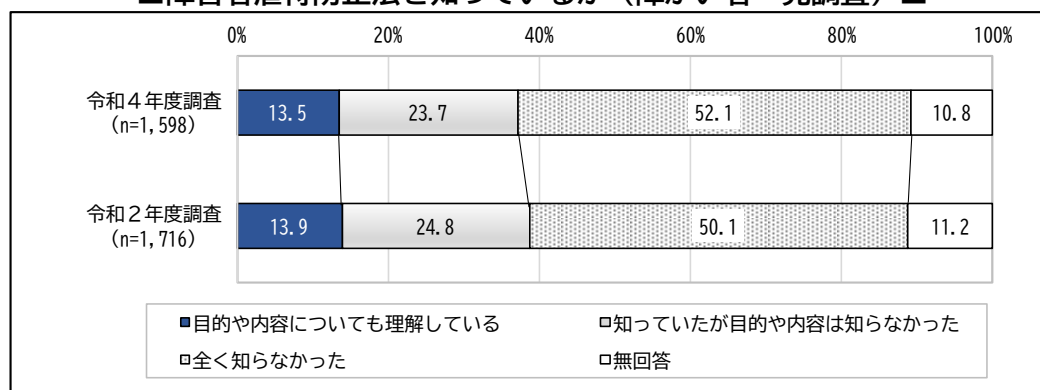
		(人)	積極的にPRする と思う	気軽に相談 できる場所 づくり	差別を見た 人が注意で きる環境づ くり	行政や事業 者が具体的 なルールづ くり	双方の間に 立ち話に加 わってくれる 人材	その他	わからない	無回答
全体		1,598	36.8	37.0	23.3	19.0	20.8	2.7	26.0	13.3
障がいの種類	身体	886	37.5	33.6	21.0	17.2	17.4	2.3	25.4	15.2
	知的	259	34.4	35.1	26.6	19.7	22.0	2.3	34.0	7.3
	精神	449	40.5	47.0	27.2	23.6	25.6	3.6	23.2	8.9
年齢	18歳未満	78	48.7	46.2	35.9	30.8	28.2	3.8	24.4	2.6
	18～39歳	232	37.9	49.1	27.2	22.8	30.6	4.7	22.4	4.3
	40～64歳	490	42.7	40.8	26.7	24.3	23.7	3.7	26.3	8.0
	65歳以上	766	32.4	30.7	19.1	14.0	15.3	1.4	27.4	19.6

(10) 虐待防止について

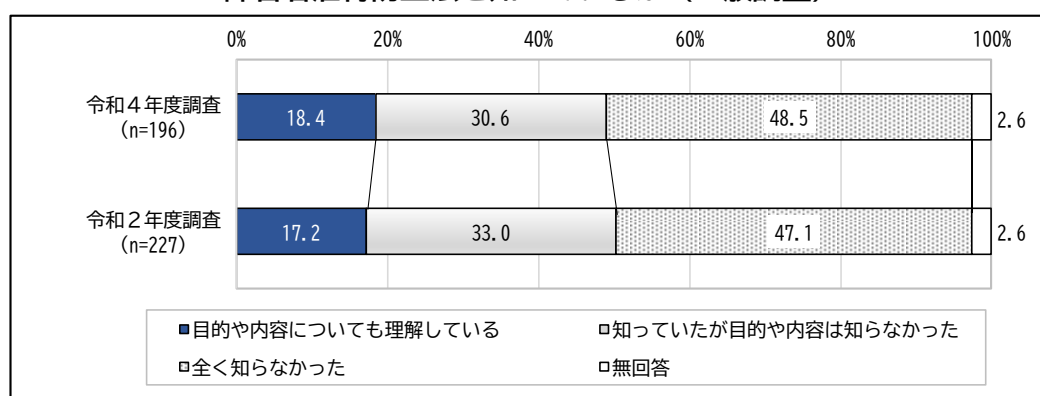
障害者虐待防止法の認知状況については、「全く知らなかった」が5割台と最も多く、「知っていたが目的や内容は知らなかった」が2割台、「目的や内容についても理解している」が1割台となっています。令和2年度調査と比較すると「全く知らなかった」が増え、一般調査においても令和2年度調査に比べて「全く知らなかった」が微増していることから、今後も障害者虐待防止法についての広報活動を進める必要があります。

虐待をなくすためにすべきことについては、全体では「養護者が休息や息抜きできる機会」が最も多く、「養護者の不安や不満の相談窓口」、「養護者の苦労などを気軽に話せる場」と続いています。今後は、一時預かりやショートステイなどを活用することや、養護者に対する相談支援などのレスパイトケアを促進し、虐待に至る前に必要な支援が届くような体制を整える必要があります。

■障害者虐待防止法を知っているか（障がい者・児調査）■



■障害者虐待防止法を知っているか（一般調査）■



■虐待をなくすためにすべきこと（障がい者・児調査）■

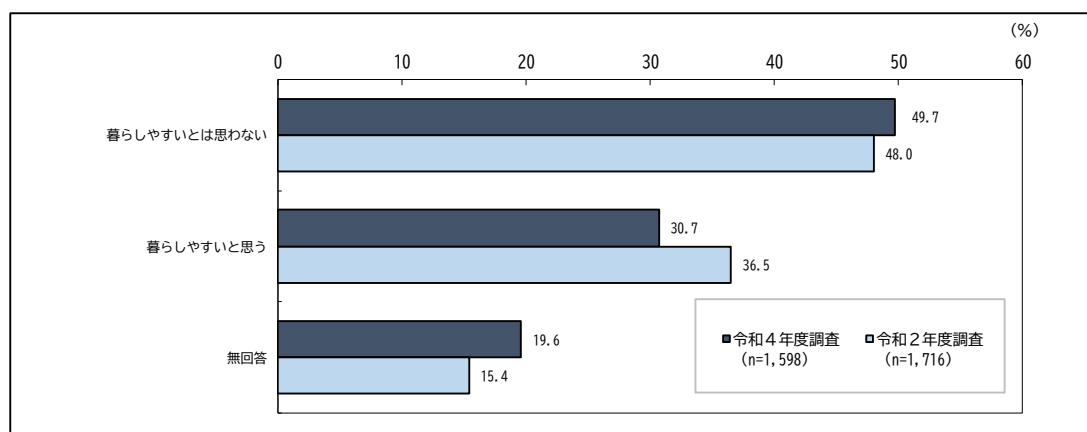
	(人)	近隣や親せきなど周囲の人の見守り	地域の役員や民生委員などの見守り	養護者の不安や不満の相談窓口	養護者の苦労などを気軽に話せる場	養護者が休息や息抜きできる機会	その他	無回答
全体	1,598	37.0	31.9	43.5	39.5	46.6	7.3	20.5
障がいの種類								
身体	886	40.2	31.8	40.5	36.1	43.0	5.5	22.7
知的	259	32.0	26.6	44.0	44.4	50.2	14.3	16.6
精神	449	36.3	37.2	52.8	47.0	57.0	7.1	15.4
年齢								
18歳未満	78	35.9	33.3	51.3	56.4	73.1	12.8	9.0
18～39歳	232	39.2	35.3	56.0	53.4	59.9	8.6	7.3
40～64歳	490	38.2	34.7	48.4	43.3	50.0	10.6	14.9
65歳以上	766	36.4	29.4	36.3	31.9	38.9	4.3	28.5

(11) 安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて

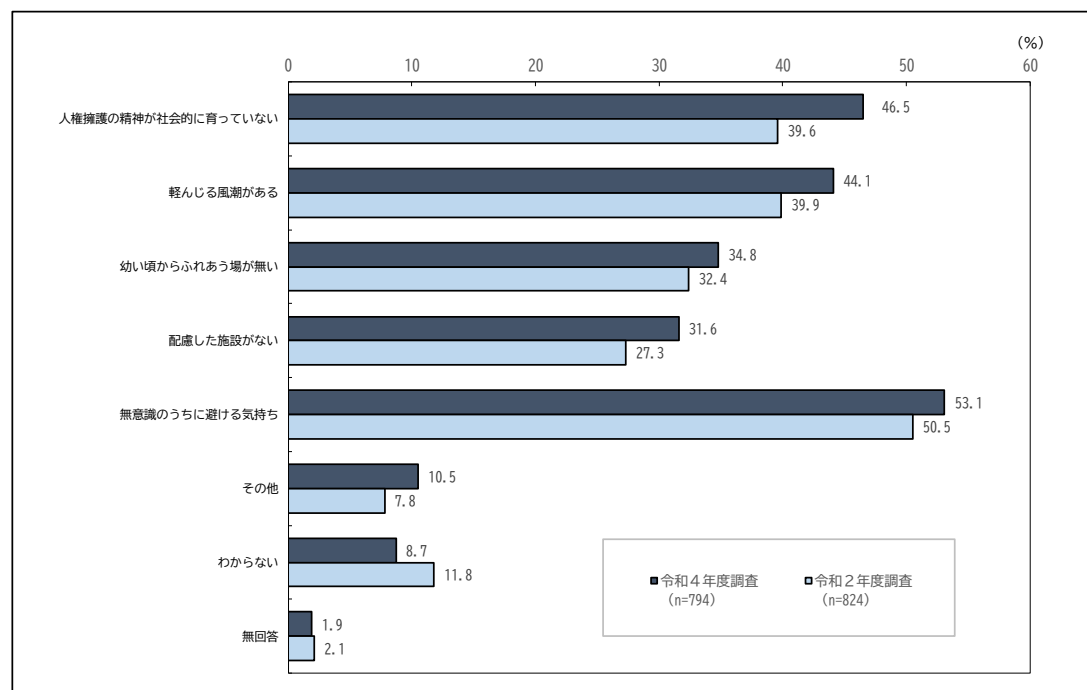
障がいのある人にとって現在の地域社会が暮らしやすいものであると思うかについては、「暮らしやすいとは思わない」が5割弱を占めており、「暮らしやすいと思う」は3割台となっています。

暮らしやすいとは思わない理由については、「無意識のうちに避ける気持ち」が最も多く、次いで「人権擁護の精神が社会的に育っていない」や「軽んじる風潮がある」が続いています。令和2年度調査と比較すると「無意識のうちに避ける気持ち」、「人権擁護の精神が社会的に育っていない」や「軽んじる風潮がある」の割合が増えていることから、学校での福祉教育を促進するなど、地域全体で助け合いの精神を醸成していくことが必要です。

■障がいのある人の暮らしやすさ（障がい者・児調査）■

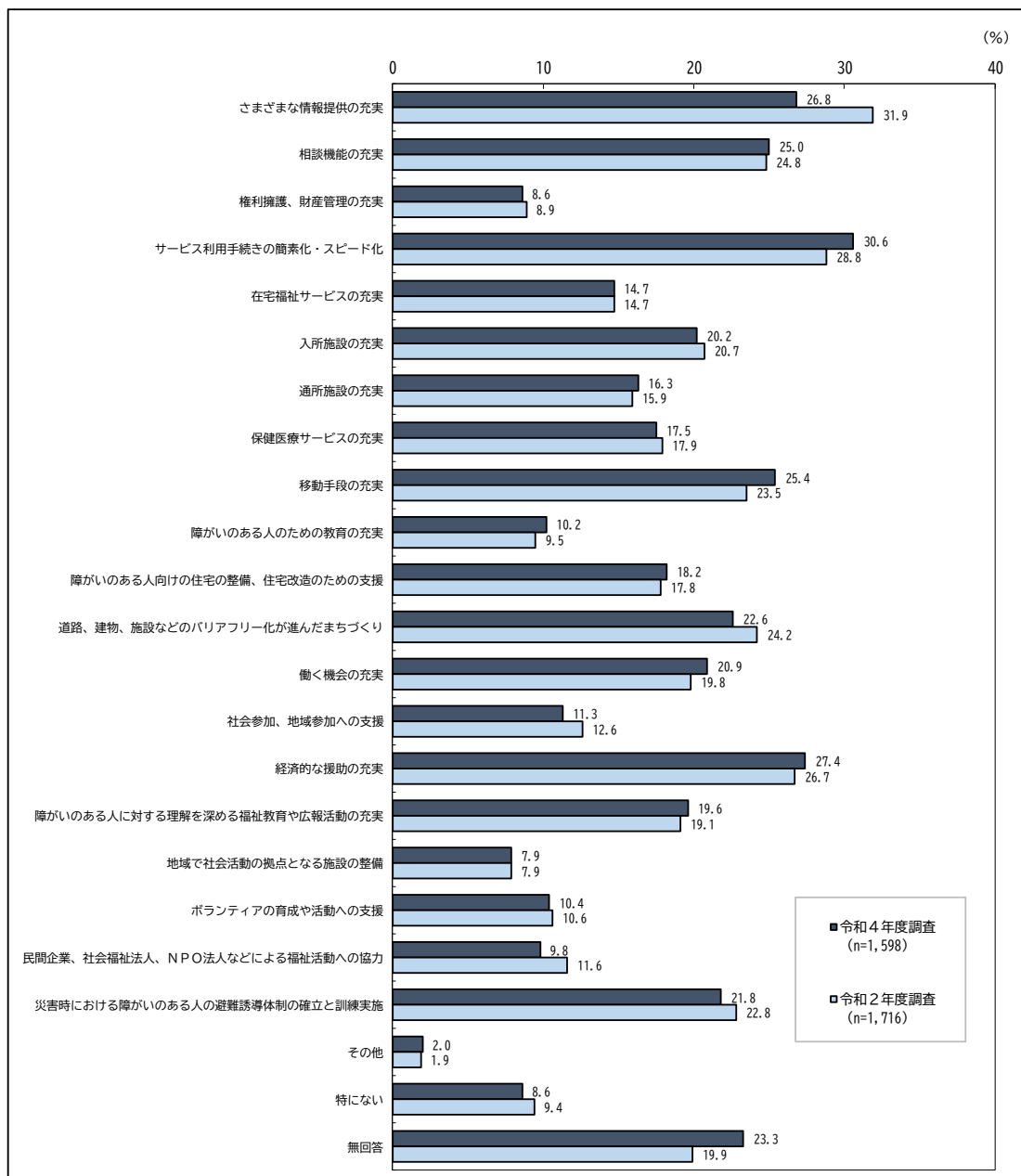


■暮らしやすいとは思わない理由（障がい者・児調査）■



今後、障がいのある人のために充実して欲しいことについては、令和4年度では「サービス利用手続きの簡素化・スピード化」が最も多く、一方、令和2年度調査では「さまざまな情報提供の充実」が最も多くなっています。「経済的な援助の充実」や「移動手段の充実」が令和2年度調査と比べて増えていることから、コロナや物価高による生活への影響や免許返納、高齢化に伴う買い物難民の問題など、様々な社会の変化を注視しながら施策を検討していく必要があります。

■障がいのある人のために充実して欲しいこと（障がい者・児調査）■



3 主な集計結果（難病患者調査）

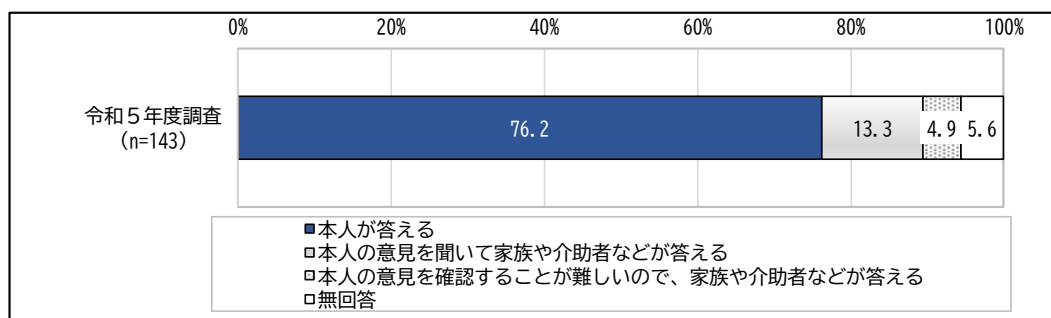
（1）難病患者調査における回答者、難病等の状況について

難病患者調査におけるアンケートの回答者については、全体では「本人」が76.2%と、最も多くなっています。

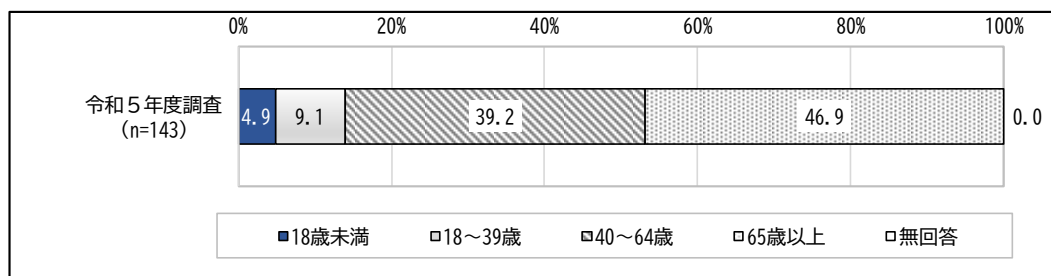
年齢別でみると、「65歳以上」が46.9%と最も多く、次いで「40～64歳」が39.2%となっています。

地区別では、「長浦」が34.9%と最も多く、次いで「昭和」が21.0%となっています。

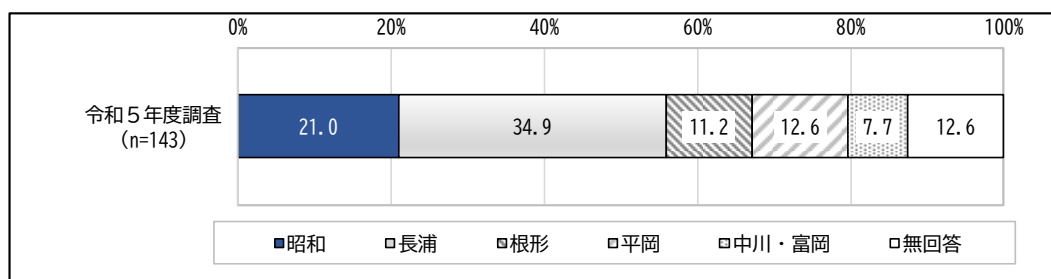
■回答者（難病患者調査）■



■回答者の年齢（難病患者調査）■

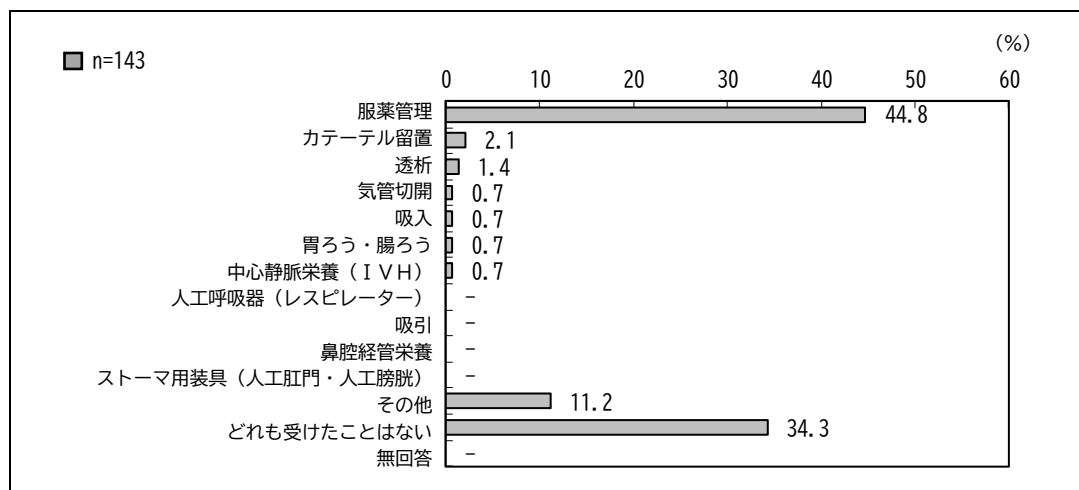


■お住まいの地区（難病患者調査）■

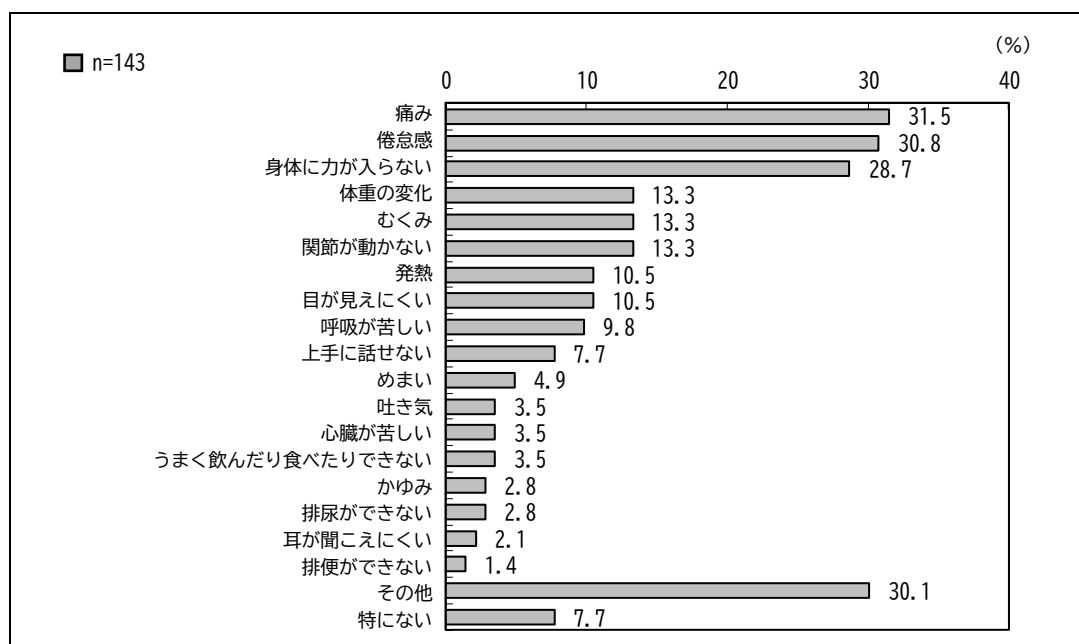


現在受けている医療的ケアについては、「服薬管理」が多く、主な症状については、「痛み」が31.5%と最も多く、次いで「倦怠感」が30.8%、「身体に力が入らない」が28.7%となっています。

■現在受けている医療的ケア（難病患者調査）■



■主な症状（難病患者調査）■



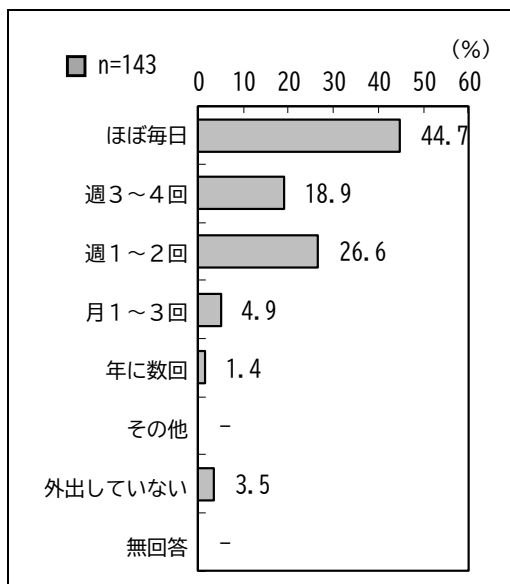
(2) 外出の際に困ることについて

外出の頻度については、全体では「ほぼ毎日」が4割半ばと最も多く、次いで「週1～2回」となっています。

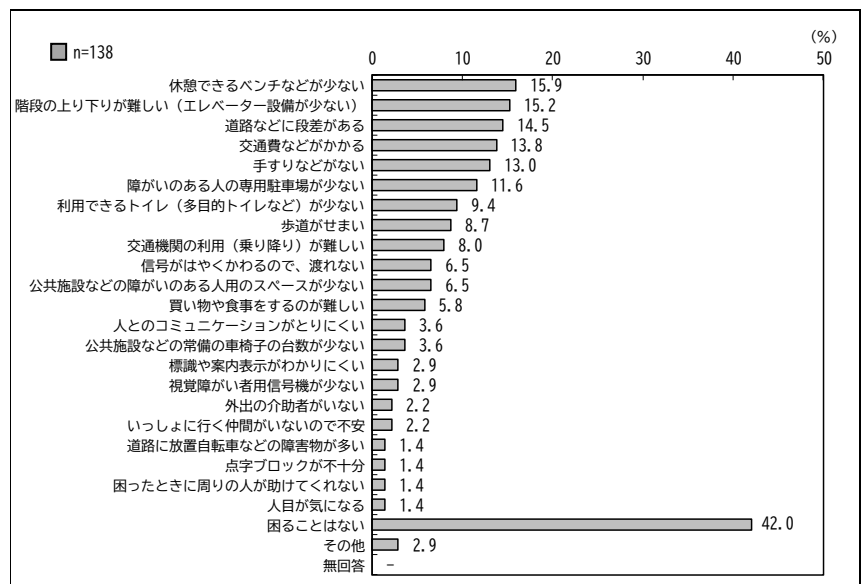
外出の際に困ることについては、「困ることはない」が最も多く、次いで「休憩できるベンチなどが少ない」、「階段の上り下りが難しい（エレベーター設備が少ない）」、「道路などに段差がある」などのバリアフリーに関する回答が多くなっています。

また、外出の際の介助については、「いつも必要」と「行く所によっては必要」を合わせた「必要である」で4割弱の回答があることから、今後も外出時における移動支援の充実を図るとともに、市内の公共施設や道路等におけるバリアフリー化を推進し、難病患者にとっても移動や活動が容易なまちづくりが求められています。

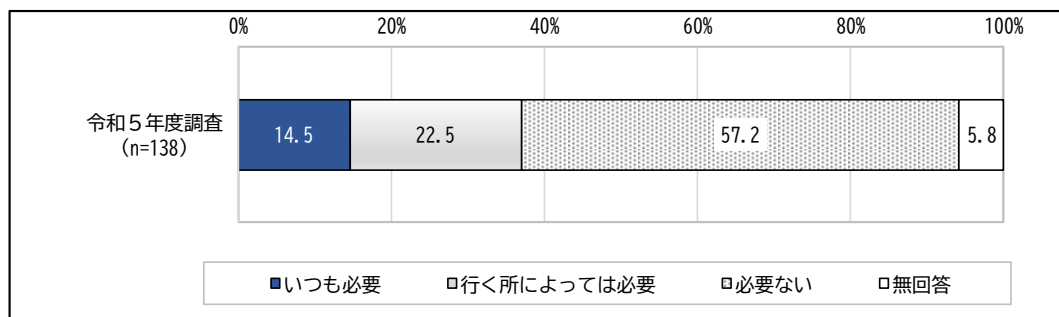
■外出の頻度（難病患者調査）■



■外出の際に困ること（難病患者調査）■



■外出の際の介助について（難病患者調査）■



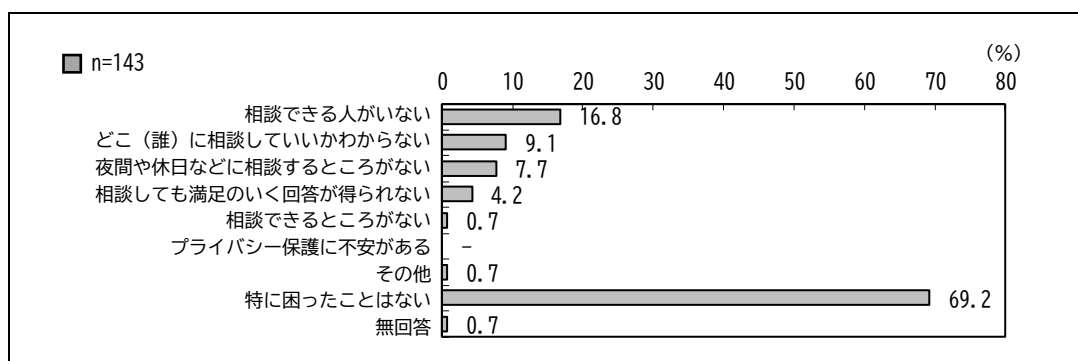
(3) 日常生活上の困り事、不安について

日常生活上の相談で困ることについては、「特に困ったことはない」が7割弱と最も多く、次いで「相談できる人がいない」が1割半ばを超え、「どこ（誰）に相談していいかわからない」が1割弱となっており、相談先や相談支援に関する情報の周知を推進する必要があります。

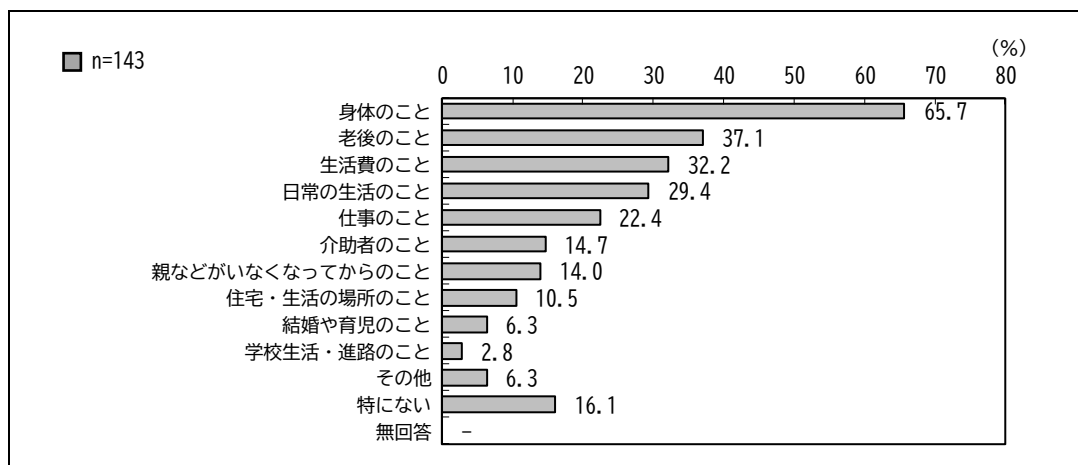
将来の不安は、「身体のこと」が6割半ばと最も多く、次いで「老後のこと」、「生活費のこと」が3割台となっています。また、「日常の生活のこと」や「仕事のこと」も2割台となっており、自身の生活や就労等、様々な不安を抱えていることが伺えます。

今後は難病患者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営めるように、相談支援や福祉サービスの切れ目のない提供を行う必要があります。

■日常生活上の相談で困ること（難病患者調査）■



■今後の生活の不安（難病患者調査）■



第3章 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）

第1節 基本理念及び基本的な考え方

1 基本理念

「障害者の権利に関する条約」の理念に即して改正された障害者基本法では、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があることとしています。

本市においては、障がいのある人が自らの決定に基づき社会活動に参加し、意思表示や自己実現をするための支援を行い、障がいの有無によって分け隔てなく、全ての人が協力し尊重し合える共生社会の実現に向けて各種施策を推進しています。

障がい者福祉基本計画（第4期）では、このような社会の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が社会に参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら、障がいの有無、老若男女を問わず、共に生きる社会づくりを推進することを目指して、次のように基本理念を定めます。

■基本理念■

障がいのある人が、安心して、
その人らしい生活をおくれるまちづくり

2 基本的な考え方

障がい者福祉基本計画（第4期）では、国の「障害者基本計画（第5次）」や県の「第八次千葉県障害者計画」に即した中で、基本理念である「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」に則り、これまでの障がい者福祉施策や地域福祉の考え方等を踏襲し、計画における基本的な考え方を以下のとおり定め、その他の関連計画との調和を保ちつつ、計画の総合的な推進を図ります。

1 障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる環境づくり

障がいのある人を、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がいのある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境づくりを進めます。

2 切れ目のない支援の体制づくり

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等を踏まえて、それぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を強化し、一貫した支援が行える体制づくりを進めます。

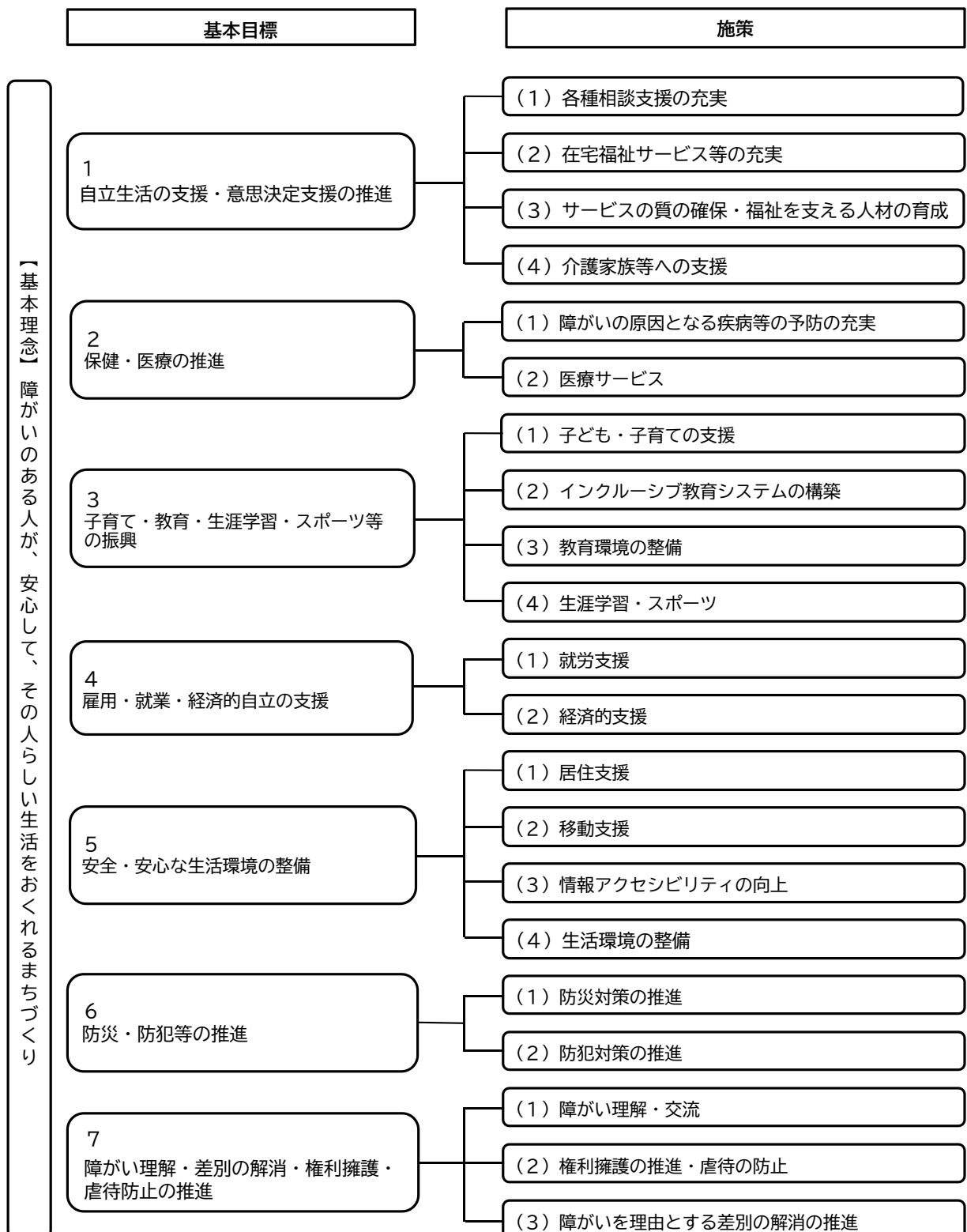
3 みんなで支え合う地域づくり

障がいや障がいのある人への理解を深め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

3 計画の体系

基本理念の実現に向け、次のとおり7つの基本目標とそれぞれに応じた施策を体系的に定め、取組を推進します。

■袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）■



第2節 障がい者福祉基本計画の取組状況・課題の整理

1 計画の取組状況

(1) 障がい者福祉基本計画（第3期）における進捗評価

「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）」における施策及び事業の取組を振り返り、評価を行いました。

障がい福祉に関する事業の性質上、数的目標値の到達をもって評価することが適さない事業が多いため、事業の進捗状況について着目し、令和5年度末の状況を見込んだ上で、以下の4段階の評価としています。

■評価区分

「A」… 実施（計画どおり進んでいる。）

「B」… 一部見直しして実施（一部見直ししたものの、おおむね計画どおり進んでいる。）

「C」… 一部のみ実施（計画のうち、一部のみ実施している。）

「D」… 未実施（現在、ほとんど手を付けられていない。）

「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第3期）」に掲載した事業87事業の評価は、

「A」＝ 84事業（96.6％）

「B」＝ 2事業（2.3％）

「C」＝ 1事業（1.1％）

「D」＝ 0事業（0.0％）

という結果であり、ほぼ計画どおり障がい者施策・事業に取り組んでいる状況となっています（評価結果の概要については、次ページに一覧表を示しています。）。

■障がい者施策・事業の進捗状況（評価結果）■

施策・事業内容（Plan：計画）		Check：点検				合計
基本目標	主要施策	A	B	C	D	
1. 自立生活の支援・意思決定支援の推進	（１）各種相談支援の充実	6	-	-	-	6
	（２）在宅福祉サービス等の充実	10	-	-	-	10
	（３）サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	4	-	-	-	4
	（４）介護家族等への支援	2	-	-	-	2
2. 保健・医療の推進	（１）障がいの原因となる疾病等の予防の充実	5	-	-	-	5
	（２）医療サービス	6	-	-	-	6
3. 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	（１）子ども・子育ての支援	4	-	-	-	4
	（２）インクルーシブ教育システムの構築	5	-	-	-	5
	（３）教育環境の整備	4	1	-	-	5
	（４）生涯学習・スポーツ	4	-	-	-	4
4. 雇用・就業・経済的自立の支援	（１）就労支援	3	-	-	-	3
	（２）経済的支援	4	-	-	-	4
5. 安全・安心な生活環境の整備	（１）居住支援	3	-	-	-	3
	（２）移動支援	6	-	-	-	6
	（３）情報アクセシビリティの向上	2	-	-	-	2
	（４）生活環境の整備	2	-	1	-	3
6. 防災・防犯等の推進	（１）防災対策の推進	3	-	-	-	3
	（２）防犯対策の推進	1	1	-	-	2
7. 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進	（１）障がい理解・交流	2	-	-	-	2
	（２）権利擁護の推進・虐待の防止	5	-	-	-	5
	（３）障がいを理由とする差別の解消の推進	3	-	-	-	3
合計		84	2	1	0	87
		96.6%	2.3%	1.1%	0.0%	

評価結果がA評価以外の事業及び評価理由

教職員研修の充実	B	講座の精選の結果ではあるが、隔年または３年に一度の実施とし、令和４年度の実施を見送ったことによる
都市公園及び路外駐車場のバリアフリー化	C	施設の改修自体がなく、バリアフリー化を進めることができなかったことによる
地域防犯体制強化事業	B	自主防犯組織の新規設立に向けた説明会を啓発チラシの配布に変更したことによる

(2) 取組状況等

基本目標1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

■施策

- (1) 各種相談支援の充実
- (2) 在宅福祉サービス等の充実
- (3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成
- (4) 介護家族等への支援

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、令和4年度は1,338件の必要な情報提供や助言等の支援を行いました。

在宅福祉サービスについては、求められる必要な支援を提供することで、日常生活上の支援や障がいのある人の家族の就労支援や介護の負担軽減を図っています。

また、音訳ボランティア講座や手話奉仕員研修等を通して人材育成を行うことで、意思疎通支援等の体制強化に努めています。

基本目標2 保健・医療の推進

■施策

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実
- (2) 医療サービス

中核医療機関との連携を強化したことで多くの障がいのある人へ保健・医療に関する支援を行うことができました。コロナ禍で開催ができなかった健康的な生活習慣の獲得と維持を目指す運動やイベントも令和4年度に再開し、健康づくりへの取組も推進しています。

また、診療にかかる医療費については、障がいのある人に対して現物給付や見舞金の支給、各種医療サービスの手続き案内等の支援を、切れ目なく提供することで経済的負担の軽減を図っています。

基本目標3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

■施策

- (1) 子ども・子育ての支援
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 教育環境の整備
- (4) 生涯学習・スポーツ

幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図っています。

教育環境の整備では、スクールカウンセラーや心の相談員が、学校・学年の実態に応じて、児童・生徒全員のカウンセリングを行い、行動の様子等を教職員と共有したりすることで支援を要する児童生徒がより良く生活・学習できるよう努めていることから児童・生徒からの相談件数も年々増えています。

また、障がいのある人の交流の場の提供や健康増進を目的としたスポーツ大会や自己啓発に取り組む人の学習活動を促進するための公開講座を通じて、障がいのある人がより充実した生活を営めるように取り組みを進めています。

基本目標4 雇用・就業・経済的自立の支援

■施策

- (1) 就労支援
- (2) 経済的支援

障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援するとともに安定した就労を継続できるよう、各支援機関との連携を図っています。就労支援員を配置し、就労に課題を抱える方のニーズを丁寧に把握した上で個別支援を行い、就労のサポートを行っています。

また、精神または身体に障がいを有する対象者には、申請案内や相談支援を行い、受給の対象と判定された方に各種手当を支給し、経済的な負担の軽減を図っています。各種給付制度などの費用面の相談事についても、庁内関係各課や関係機関と連携し、手続きを共に行うことで、受給に向けた支援を行っています。

基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

■施策

- (1) 居住支援
- (2) 移動支援
- (3) 情報アクセシビリティの向上
- (4) 生活環境の整備

障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、社会参加の困難な在宅の重度心身障がい者（児）からの申請により、福祉タクシー利用券の交付や、日常生活用具の支給や車いすの貸し出し等のサービスを提供しています。

また情報アクセシビリティ向上のため、インターネットによる市政情報の提供、音声コードの利用や広報を読み上げるCDの貸出等を実施しています。

この他、袖ヶ浦市内の小・中学校では、手すりや車いす用のスロープの設置、庁舎では耐震補強を実施し、障がいの有無に関わらず、安全で暮らしやすい生活環境の整備を推進しています。

基本目標6 防災・防犯等の推進

■施策

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

災害時要援護者名簿を作成し、避難支援者等関係者への名簿配付に同意をいただいた方の名簿を警察署、消防署、市政協力員、民生委員、社会福祉協議会に配付し、要援護者の迅速な避難の確保に向けた取組を行い、避難支援の意識向上を図っています。

また、高齢者による犯罪被害未然防止のために、木更津警察署や防犯指導員等の関係団体と連携して、地域安全ニュース「ふれあい」及び犯罪発生地図の発行、市民生活安全メールの配信等で注意喚起を行う他、障がいのある人から消費者トラブル等による相談があった場合には、相談支援事業所や消費生活相談等につなげて、解決に向けた支援に取り組んでいます。

基本目標 7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

■施策

- | |
|--|
| (1) 障がい理解・交流
(2) 権利擁護の推進・虐待の防止
(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 |
|--|

袖ヶ浦市内の児童、生徒を対象とした車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習等を実施することで障がいに対しての理解促進の他、ボランティアの協力を得ながら、レクリエーションを企画して、障がいのある人やその家族が交流できる場を設置し、相互理解の促進を図っています。

また、障がいのある人への虐待、障がいを理由とする不利益な取り扱いや合理的な配慮の欠如等の差別を無くすために、障がい者虐待や差別の防止に対する普及啓発、関係機関との協力体制の整備や支援体制の強化に取り組んでいます。

2 障がい者施策の推進に向けた課題の整理

障がい者施策の推進に向けて、近年の障がい者施策をめぐる動向や、本市の障がいのある人等を取り巻く現状、アンケート調査の結果、計画の取組状況等を踏まえ、「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）」で示された基本目標ごとに体系化を図るため、今後の課題や方向性について整理します。

（1）多様な相談に対応し、自立生活を支援する体制の充実

（基本目標1 自立生活の支援・意思決定支援の推進）

障がいのある人、その世帯では、高齢化や貧困、ヤングケアラー等の複数の課題を抱えていることが多く、そしてそれらのことが潜在化する傾向にあります。それぞれの抱える課題に適切な支援を結びつけることや、必要なサービスを提供するためにも、今後はより相談支援の重要性が高くなります。

また、障がいのある人を身近で支える家族への支援に関する重要性が増す一方、社会全体として人手不足が進み、福祉人材の確保も喫緊の課題となっています。この問題には、市や事業所、ハローワークなど、様々な機関の連携を図る必要があります。今後、そのような中サービスの質をさらに向上させていくことについても、多職種間での連携を図り、障がい者福祉に関わる全ての人が我が事として捉えながら取組を進めていく必要があります。

また、アンケート調査によると、「将来について不安を感じる事」については、身体障がいと難病患者では「身体のこと」、知的障がいでは「親がいなくなること」、精神障がいでは「老後のこと」が最も多く、それぞれに異なる課題に寄り添いながら、障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援の充実・強化を図っていく必要があります。

（２）医療機関との連携による医療的ケア体制の充実

（基本目標２ 保健・医療の推進）

これまでの傾向から、障がいのある人に加え、自立支援医療（更生医療、精神通院）の受給者数は、今後も増加傾向で推移していくことが想定されます。また難病患者についてもやや増加している傾向が見受けられます。

障がいのある人が安心して生活するためには、医療機関による健康診断や保健指導を含めた医療サービスを適切かつ切れ目なく継続して提供する必要があり、健康づくりのための運動やイベントについても、地域や事業所との連携を図りながら開催・参加を促進する必要があります。

アンケート調査によると、「医療について困っていること」について、知的障がいでは「症状を正確に伝えられない。医師の指示などが難しくてよくわからない」の回答が他の障がい種別と比べて多くなっています。障がいのある人が、医療機関の医師や看護師等と円滑に意思疎通が図れるよう、適切な支援を図る必要があります。

また、障がいに係る経済的な負担の軽減を図るため、自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費等助成等の医療費助成制度について、今後も継続し、周知促進を行う必要があります。

（３）障がいのある子どもの教育環境の整備、社会参加機会の充実

（基本目標３ 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興）

市における18歳未満の療育手帳所持者数及び特別支援学級の児童・生徒数は、ここ数年増加傾向で推移しています。すべての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っており、教育分野においては、「障害者の権利に関する条約」に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進し、誰もが分け隔てなく教育を受けられる環境づくりが必要です。また、昨今の保育士の不足を踏まえ、児童の障がいの状況や年齢による職員の加配の必要性等を把握し、各保育所との間で入所の調整を行う必要があります。

アンケート調査によると、「学校等に通っている障がいのある人の今後の進路」については、「進学したい」が最も多く、次いで「福祉施設や作業所に通いたい」、「指導員などのついている事業所で働きたい」と続いています。自立と社会参加を見据え、児童・生徒一人一人に対して的確な指導を提供できるよう、柔軟で多様性に富んだ対応を行う必要があります。

また、「地域活動への参加」については、余暇活動に参加している人は依然少ない状況ですが、障がいのある人が地域で暮らしやすくなるための支援の一環として、スポーツ体験会や公開講座の内容を充実させ、工夫を施すことで障がいのある人が参加しやすい環境づくりや支援を継続して行う必要があります。

（４）就労の場の確保

（基本目標４ 雇用・就業・経済的自立の支援）

就労を希望する障がいのある人にとって、雇用先の上司や従業員が障がいに対して正しい理解があるかは非常に大きな不安となっています。また、障害者雇用促進法の改正により、令和６年度から８年度にかけて障がい者の法定雇用率が順次引き上げられること、令和７年度に法定雇用率の除外率が引き下げられることで障害者雇用の促進が想定されることも相まって、障がいのある人が自ら望む職場で働くためにも、引き続き就労支援を促進させ就労の機会を増やす他、雇用者側の障がいへの理解を促進させる呼びかけを行い、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、経済的な支援が必要な方に対しては、受給手続きに関する相談の対応やサポートを行うことで、地域で安定した生活が送れるように支援体制の構築や関係各所との連携を強化する必要があります。年金や医療費等の受給手続きの相談件数が増加傾向にあることから、支援体制の強化は必要不可欠となります。

（５）安心して外出できる環境の整備、情報提供体制の充実

（基本目標５ 安全・安心な生活環境の整備）

市では、同行援護や移動支援事業などの各種支援に加え、日常生活において必要な用具の給付や補助金の交付などの支援を実施しており、日常生活を送る上で障壁となる要因を軽減する取組を行っています。引き続き、障がいのある人が安心して生活が送れるよう、支援サービスの周知を徹底しつつ、ニーズの把握やサービスの利便性向上を図ることが必要になります。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の策定に伴い、全ての人が等しく情報を取得、利用できるよう、情報アクセシビリティの向上が課題になっています。障がいのある人が地域で安心して日常生活を送るためには、福祉サービスをはじめとした様々な情報が不可欠です。今後もリーフレットや市の広報紙、インターネット等を活用し、障がいのある人への情報提供を途切れなく行う必要があります。

(6) 災害や事故・犯罪から障がいのある人を守る体制の強化

(基本目標6 防災・防犯等の推進)

台風や集中豪雨といった大規模な気象災害が全国各地で発生しています。アンケート調査によると、「災害時の避難」については、全体では「できる」が約4割となっているものの、知的障がいでは「できない」が59.5%と半数以上を占めている状況です。また、「災害時に困ること」については、「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」「寝る場所の確保」「避難先での薬や医療体制」が多くなっています。

災害時において、障がいのある人の安全を確保するために、災害時要援護者登録制度の普及や災害時の対策を促進するとともに、防災・避難情報の提供や福祉避難所の整備など災害時における支援体制について、障害福祉サービス事業所等とも連携し体制の強化を図る必要があります。

また、障がいのある人が消費者被害や犯罪に巻き込まれないように、警察署や防犯協会などの関係団体と連携し、市内各地で啓発活動及び防犯講話を実施するとともに、防犯関係のチラシやメールでの注意喚起を定期的に行い、地域における日頃の防犯体制の強化を図る必要があります。

(7) 障がいへの理解の促進

(基本目標7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進)

アンケート調査によると、差別を受けたことの有無について、全体では「たまにある」と「頻繁にある」を合わせた“ある”は、市役所や公共施設では1割未満、市内の店舗や事業所では1割となっています。精神障がいでは「たまにある」が他の障がい種別に比べて多く、障がい種別による偏りが見受けられます。

差別や虐待に対しては引き続き、関係機関との連携や適切な相談支援等を通して、可能な限り本人の意思を尊重するという視点を持ちながら支援を行うことが重要です。

また、障がいのある人の親が高齢化していることや親亡き後の問題等により、今後さらに必要性が高まると思われる成年後見事業や法人後見事業、日常生活自立支援事業については、支援者側の人員確保及び支援者としての資質を向上させることについても課題になってきます。

障がいの有無に関わらず、市民全員が自分らしく生きることが出来るまちづくりを目指すためには、市民や事業所を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度等の周知・啓発を図るとともに、障がいのある人となない人が交流する機会の創出等により、全ての人が障がいについて正しく理解し、その人の個性や性格を尊重し合える社会を形成することが必要です。

第3節 施策の展開

基本理念の実現に向け、それぞれの基本目標に応じて位置づけた施策について、各分野や関係機関などと連携し展開を図ります。

1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人が地域で自分らしく生活するために在宅福祉サービスは欠かせないものになることから、各々が抱える課題に対して適切な支援を提供できるように支援体制の強化を図ります。

また、重層的支援体制を整備して、高齢化や生活困窮、ヤングケアラー等の障がいのある人を取り巻く複雑化、複合化する問題について、包括的な相談を受けるとともに、関係機関が連携して一体的な支援を行います。

サービスの質の向上や福祉人材の不足等の課題に対しても、事業所やハローワークとの連携だけでなく、他職種間の連携を図ることや、ボランティア講座や手話奉仕員研修を通して課題解決に努めます。

(1) 各種相談支援の充実

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	相談支援事業（袖ヶ浦市障がい者相談支援事業 えがお袖ヶ浦）★	障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談支援を総合的にを行います。	障がい者支援課
②	重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。	地域福祉課
③	発達障がい児等療育支援事業	発達面等が気になる未就学児を対象とした療育に関する相談支援、また、有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援を行います。	障がい者支援課
④	精神保健福祉士による相談支援（ケアセンターさつき）	地域で生活する主に精神障がいのある人やその家族を対象に、精神保健福祉士による相談支援を行います。	障がい者支援課
⑤	障害者相談員事業（身体・知的）	身体障がいのある人や知的障がいのある人の更生援護に関し、身体障害者相談員や知的障害者相談員が、本人や保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	障がい者支援課

No.	事業名	事業内容	担当課等
⑥	幼児相談	幼児の言葉や情緒等の発達、子供との接し方など育児に関し、その不安のある保護者からの要望に応じ、個別相談を行い、療育等の助言を行います。また、専門職の確保に努めるとともに、他部署・他機関と連携して相談に対応します。	健康推進課
⑦	自立相談支援事業	自立相談支援員を配置し、経済的困窮や就労に関する相談を受け、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整や自立の促進を図るための個別支援を行います。	地域福祉課

【関連事業等】

◇総合相談・支援事業

地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助を行うために、地域包括支援センターが、総合相談支援業務（初期段階での相談対応、継続的・専門的な相談支援）を行います。【高齢者支援課】

◇子育て世代包括支援事業

妊娠期から子育て期にわたる母子の健康や子育てに関する様々な相談を受けるとともに、子育て支援サービスの情報提供や子育て家庭の状況の継続的な把握に努めることによって、子育て世代を切れ目なく支援します。【子育て支援課・健康推進課】

◇難病相談事業

難病患者と家族の療養上の問題や日常生活及び各種福祉手続き等に対する相談について、健康福祉センター及び市との連携のもと、医療・保健・福祉等の総合的相談を行います。【君津地域難病相談支援センター】

◇精神保健福祉事業

精神科嘱託医師による心の健康相談や、精神保健福祉相談員・保健師による精神保健福祉に関する相談等支援を実施します。【君津健康福祉センター】

◇中核地域生活支援センター（君津ふくしネット）

24 時間 365 日体制で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、分野横断的に幅広く受け止めて、包括的な相談支援・関係機関のコーディネート・権利擁護・市町村等のバックアップ等の広域的、高度専門性を持った寄り添い支援を行います。【千葉県健康福祉部健康福祉指導課】

◇視覚障がい者のための「ピアサポート相談室」

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会が、視覚障がいのある人の様々な悩み等の相談に応じ、自立更生のために必要な指導、助言を行います。【千葉県視覚障害者福祉協会】

(2) 在宅福祉サービス等の充実

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	ホームヘルパーの派遣（居宅介護）★	障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排泄及び食事の介護等を行うサービスを提供します。	障がい者支援課
②	障害者地域在宅福祉推進事業（グループホーム運営費補助金・入居者家賃助成）★	障がいのある人の地域社会への移行を推進するため、グループホームの運営に要する経費の補助、また、グループホーム等に入居している障がいのある人に対し、その家賃の一部を助成します。	障がい者支援課
③	ショートステイ（短期入所）	居宅において障がいのある人の介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設への短期間入所を必要とする場合、入浴、排泄及び食事の介護等や日常生活上の支援を提供します。	障がい者支援課
④	補装具費支給事業	障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代償し、日常生活又は職業の能率の向上を図るため、義肢や車いす等の補装具の購入費や修理費を支給します。	障がい者支援課
⑤	紙おむつの給付★	在宅の 65 歳未満の重度身体障がい者（児）で、失禁状態があり常時おむつを必要とする人に対して紙おむつを支給します。	障がい者支援課
⑥	意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）★	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	障がい者支援課
⑦	地域活動支援センター事業★	障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。	障がい者支援課
⑧	訪問入浴サービス事業（移動入浴車の派遣）★	居宅において入浴が困難な重度身体障がいのある人に対し、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。	障がい者支援課
⑨	障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業★	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費や自動車改造費の助成等の事業を行います。	障がい者支援課

【関連事業等】

◇緊急通報システム等給付貸付事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。【高齢者支援課】

◇高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。【高齢者支援課】

◇理容師派遣事業

要介護3～5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅での理容サービスが受けられるよう支援します。【高齢者支援課】

◇高齢者紙おむつ等支給事業

要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に紙おむつ等を支給します。【高齢者支援課】

◇居宅介護支援・介護予防支援（介護給付、予防給付）

在宅の要介護者・要支援者が介護サービス等を適切に利用できるよう利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう介護サービス事業者との連絡調整等を行います。【介護保険課・高齢者支援課】

◇訪問介護（介護給付）

在宅の要介護者が居宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除・洗濯等の生活援助を受けられるサービスです。【介護保険課】

◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護給付）

在宅の要介護者の生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。【介護保険課】

◇訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護（介護給付、予防給付）

在宅の要介護者・要支援者が居宅で、移動入浴車を使用し、介護士や看護師の入浴の補助を受けられるサービスです。【介護保険課】

◇短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。【介護保険課】

◇通所介護、地域密着型通所介護（介護給付）

要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。【介護保険課】

◇認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護（介護給付、予防給付）

認知症の要介護者・要支援者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な世話等を受けられるサービスです。【介護保険課】

◇小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。【介護保険課】

◇看護小規模多機能型居宅介護（介護給付）

要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問（介護と看護）、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。【介護保険課】

◇通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを受けられるサービスです。【介護保険課】

◇訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。【介護保険課】

◇福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。【介護保険課】

◇特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、その購入費の一部を支給するサービスです。【介護保険課】

◇オストメイト社会適応訓練

社団法人日本オストミー協会千葉県支部が、人工肛門・人工膀胱造設者を対象に、補装具等の使用について正しい知識を習得するための講演や、生活上の相談に応じます。

【日本オストミー協会千葉県支部】

(3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	ボランティアの養成	文章のCDへの吹き込み、簡単な手話を用いた支援、日常生活での支援等、障がいのある人に対するボランティア活動を実践する人を養成し、活動の場を紹介する等、ボランティアの支援を希望する人とボランティア活動を希望する人の調整機能を果たしていきます。	障がい者支援課・袖ヶ浦市社会福祉協議会
②	音訳ボランティア養成講座	視覚障がいのある人に市政等の情報を提供するため、声の広報を作成する音訳ボランティアを養成し、活動を支援します。	袖ヶ浦市社会福祉協議会
③	手話奉仕員養成講座事業	聴覚障がいのある人の日常生活における意思疎通を支援するため、手話のできる市民の養成を行います。	障がい者支援課
④	介護サービス情報の公表、福祉サービスの第三者評価	県が実施している介護サービス情報の公表制度、福祉サービスの第三者評価事業について、県とも連携して普及・啓発していくとともに、受審を勧奨していきます。	地域福祉課・介護保険課・子育て支援課

(4) 介護家族等への支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	日中一時支援事業★	障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのある人に日中、日帰りによる活動の場を提供します。	障がい者支援課
②	障がいに関する当事者団体等への支援	障がいに関する当事者団体等については、障がいのある人やその家族等の心のよりどころとなり孤立を予防するなど、重要な役割を担ってきましたが、近年会員の高齢化等により団体の存続が難しくなっている団体もあるため、団体の継続を促す有効な支援の方法を検討し、支援します。	障がい者支援課

【関連事業等】

◇家族介護慰労金支給事業

市民税非課税世帯で要介護3～5と認定された人を在宅で介護保険サービスを利用せずに介護している家族に対して、慰労金を支給することにより家族の経済的な負担の軽減を図ります。【高齢者支援課】

2 保健・医療の推進

生活習慣病を予防し、障がいの原因となる疾病を予防するためには、健康診断を周知することや特定保健指導等の実施率向上を図る必要があります。その他、健康的な生活習慣の維持を目指すための取組についても地域や事業所との連携を図りながら促進していきます。

また、医療を受ける際の困り事では、金銭面について困っているとの回答が多いことから、引き続き自立支援医療、心身障害者医療費助成、難病医療費等助成等の医療費助成制度を継続し、医療や障がいに係る経済的な負担の軽減を図ります。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病の早期発見と保護者への適切な支援を行うため、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を行います。 また、乳幼児の成長に合わせ、医師・歯科医師・歯科衛生士・保健師・栄養士等の専門職が、適切な助言を行います。	健康推進課
②	特定健康診査・特定保健指導	生活習慣病予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、特定健康診査及び特定保健指導を実施します。 また、健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。	保険年金課・健康推進課
③	健康づくり支援センター管理事業	障がいのある人を含めた市民全員の健康維持・増進をハード・ソフトの両面から支援するために、健康づくり支援センターでの総合的な健康づくり活動を展開します。	健康推進課
④	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療制度の被保険者に対し、健康診断を実施し、糖尿病等生活習慣病の早期発見につなげるとともに、健康維持、生活の質の確保に資することを目指します。	保険年金課

No.	事業名	事業内容	担当課等
⑤	高齢者の保健事業 と介護予防の一体的実施	後期高齢者の保健事業について、高齢者が抱える健康課題を把握し、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施することで、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等に取り組めます。	保険年金課・ 健康推進課・ 高齢者支援課
⑥	がん検診事業	各種がん検診の実施により、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。	健康推進課

【関連事業等】

◇エイズ予防事業

エイズに関する相談に応じるとともに、申出によりH I V検査を行います。

【君津健康福祉センター】

◇自殺予防対策

自殺対策推進計画の取組を推進します。【健康推進課】

◇一般介護予防事業

地域における高齢者の介護予防の取組の普及啓発を行い、活動につなげていきます。
また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。【高齢者支援課】

(2) 医療サービス

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	自立支援医療 (更生医療、育成医療)	身体障害者手帳を取得し、該当となる治療が必要な方を対象に、適切な医療の給付を行い、その医療費の経済的な負担の軽減を目的として、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。	障がい者支援課
②	自立支援医療 (精神通院医療)	精神障がいに係る通院医療に関して、費用の9割に相当する額を保険・公費で負担します。	障がい者支援課
③	重度心身障害者 医療費の助成	重度心身障がいのある人が医療機関等で診療を受けた場合に、健康保険が適用される医療費を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
④	精神障害医療費の 助成	精神障がいのある人に対し、精神障がいの治療のための医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。	障がい者支援課
⑤	難病患者療養 見舞金の支給	指定難病又は小児慢性特定疾病の治療のため、1か月以上継続的に入院又は通院している人に対し、見舞金を支給します。	障がい者支援課
⑥	中核医療機関との 連携	専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を一層図っていきます。	障がい者支援課

【関連事業等】

◇高齢者の医療の確保に関する法律による医療の特例適用

65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にある人については、高齢者の医療の確保に関する法律により申請することで後期高齢者医療保険に加入することができます。

【保険年金課】

◇難病医療費の支給

国の指定した疾患で、治療が長期にわたり、医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた人に対して、医療費等の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。【君津健康福祉センター】

◇小児慢性特定疾病医療費の支給

18歳未満（継続20歳未満）の児童で、慢性疾患で治療が長期にわたり、保護者の医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた人に対し、児童の医療費の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。【君津健康福祉センター】

◇訪問看護、介護予防訪問看護（介護給付、予防給付）

要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。【介護保険課】

◇居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導（介護給付、予防給付）

要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。【介護保険課】

◇短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（介護給付、予防給付）

要支援者・要介護者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。【介護保険課】

◇介護老人保健施設（介護給付）

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設サービスです。【介護保険課】

◇介護医療院（介護給付）

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設サービスです。【介護保険課】

3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

市内の保育所（園）では集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れており、学校では、特別支援教育のコーディネーターの他、スクールカウンセラーや心の相談員を配置しています。近年では、障がいのある生徒や児童が増えていることから、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細やかな支援を提供するとともに、全ての児童・生徒が互いに理解し合える、インクルーシブ教育システムの構築を推進する必要があります。

生涯学習・スポーツに関しては、体力の増強や健康の維持に繋がるスポーツ大会の実施や自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するための公開講座を通じて、障がいのある人が社会に参加しやすくなるような取組を推進します。

（１）子ども・子育ての支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	障がい児保育★	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課
②	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ事業）★	放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもたちを、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るための施設で、障がいのある子どもについても、適正な保育が行えるよう、年1回研修を開催し、支援員は受講することとしています。 また、障がいのある子どもを受け入れる放課後児童クラブに専門知識等を有する支援員を配置するための費用として補助金の交付を行います。	子育て支援課
③	ファミリー・サポート・センター事業★	子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターを運営しています。障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めた上で、提供会員に対し援助の受入れに向けた連絡調整を行います。	子育て支援課
④	ライフサポートファイルの活用★	幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。	袖ヶ浦市地域総合支援協議会

(2) インクルーシブ教育システムの構築

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	特別支援教育の推進 (特別支援教育総合推進事業)	発達障がいを含むすべての障がいのある児童・生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導・就学相談、外部専門家による巡回指導、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進します。	学校教育課
②	専門家チームの設置及び巡回相談の実施	特別な支援を必要とする児童・生徒を把握し、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)・高機能自閉症(HFA)等の児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に対する支援体制を整備促進するために、教育・医療・保健・福祉等関係者からなる「専門家チーム」を設置しています。 また、要請に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園(保育所)、小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対する総合的な支援体制の整備を図るとともに、望ましい教育的対応の助言等を行います。	学校教育課・ 障がい者支援課・ 子育て支援課・ 保育幼稚園課・ 健康推進課
③	通級指導による特別支援教育の充実	通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育を推進します。	学校教育課
④	市特別支援教員雇用による特別支援教育の充実 (特別支援教員活用事業)	通常学級において、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)・高機能自閉症(HFA)等様々な障がい及びその傾向のある児童・生徒に対し、学習・生活上の困難を改善するために、特別支援教員を配置します。	学校教育課
⑤	特別支援教育就学奨励費の支給 (特別支援教育就学奨励費事業)	特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のための必要な費用の一部を奨励費として支給します。	学校教育課

(3) 教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	教育相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、スクールカウンセラー、心の相談員を1校に1名ずつ配置します。	学校教育課
②	うぐいす教育相談	発達障がいを持つ又はその疑いがある児童・生徒を対象に、学校職員、保護者と専門医による相談を行います。	総合教育センター
③	電話相談・ 来所相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応するため、電話相談・来所相談を行います。	総合教育センター
④	教職員研修の充実	夏季教職員研修にて特別支援教育に関する講座を開設し、障がいのある児童・生徒について教職員の理解を深め、指導の工夫・改善を図ります。	総合教育センター
⑤	学校見学会・ 体験学習・ 教育相談	学校案内の資料を活用し、学校や学部の教育課程等の理解を図ります。 幼児・児童・生徒や保護者が就学先や進路先を選択する際の参考となるように行います。 就学・転学や高等部入学者選考に関わる教育相談に対応します。	特別支援学校

(4) 生涯学習・スポーツ

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	障がいのある人に対応した社会体育施設の整備	屋内外のスポーツ拠点施設である臨海スポーツセンターと総合運動場において、障がいのある人のためのバリアフリー対策、安全に配慮した施設整備の可能性の検討を進め、利用者ニーズに対応した社会体育施設の適切な改修・修繕を進めます。	スポーツ振興課
②	君津地域心身障害者（児）スポーツ大会	君津地域（袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市）の障がいのある人を対象に、4市合同のスポーツ大会を実施し、障がいのある人の交流の場の提供及びスポーツを通じて体力の増強、機能の回復及び残存能力の向上を図ります。	障がい者支援課
③	市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。聴覚障がいのある人も講演内容を理解できるよう、手話通訳者による同時通訳を実施します。	生涯学習課
④	図書館サービス	視覚障がいや寝たきり等の理由により、図書館利用が困難な市民に、宅配サービス等による貸出サービスを提供します。また、「サピエ」に加入することで、活字による読書が困難な方にも資料を提供していきます。	中央図書館

【関連事業等】

◇千葉県障害者スポーツ大会

毎年1回、5月頃に千葉県総合運動場で行います。なお、この大会は全国障害者スポーツ大会の千葉県代表の選考会を兼ねています。【障がい者支援課】

4 雇用・就業・経済的自立の支援

働くことは障がいの有無に関わらず、自己実現を図る上で大きな意義があり、社会に参加していく上で重要な要素となります。障がいのある人が自ら望む職場で働くために、個々の障がいの種別や特性、ニーズに沿った対応を取り、多様性に富んだ働き方ができる環境づくりを目指します。

また、障がいのある人が経済的な負担を減らし、地域で自立した生活を営むために、引き続き関係各所との連携強化や相談支援体制の強化に努めます。

(1) 就労支援

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	障がい者就労促進体制の整備	障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援します。 また、安定した就労を継続できるよう、就労から職場定着まで支援するため、各支援機関との連携を図ります。	障がい者支援課
②	自立相談支援事業 就労準備支援事業	自立相談支援員及び就労支援員を配置し、経済的困窮や就労に関する相談を受け、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整や自立の促進を図るための個別支援を行います。	地域福祉課
③	市職員としての採用促進	障害者雇用促進法の趣旨に基づき、積極的に障がいのある人の採用に努め、事業主としての責務と市内企業に対する市としての先導的役割を果たしていきます。 法定雇用者数を維持し、法定雇用率を達成するため、障がいのある人の雇用を推進します。	職員課

【関連事業等】

◇ジョブコーチの派遣推進

知的障がいのある人、精神障がいのある人の職場適応を容易にするため、関係機関を通じて職場にジョブコーチを派遣し、事業主、職場の同僚、障がいのある人本人に対して、きめ細かな人的支援、助言を行います。

【木更津公共職業安定所（ハローワーク木更津）】

◇特定求職者雇用開発助成金

障がいのある人等就職が特に困難な人を、公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、助成金を交付します。【木更津公共職業安定所（ハローワーク木更津）】

(2) 経済的支援

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	心身障害者（児） 手当支給事業	障がいのある人が地域で安定した生活を営むために、特別障害者手当等の制度について、対象者への申請案内や相談を行います。	障がい者支援課
	特別障害者手当 （国）	精神又は身体に著しい重度の障がいを有するために、日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対して、手当を支給します。	
	障害児福祉手当 （国）	精神又は身体に重度の障がいを有するために、日常生活において常時の介護を必要とする在宅で障がいのある児童に対して、手当を支給します。	
	重度心身障害者 福祉手当（市）	在宅の 20 歳以上 65 歳未満の重度知的障がいのある人及び身体障がいのある寝たきりの人を介護する人に対して、手当を支給します。	
	心身障害児 福祉手当（市）	精神又は身体に障がいのある児童の保護者に対して、手当を支給します。	
	特別児童扶養 手当（国）	精神又は身体に重度又は中度の障がいを有するために、日常生活において常時の介護を必要とするか、あるいは障がいの状態にある 20 歳未満の児童を育てている父母又は父母に代わって児童を養育している人に対して、手当を支給します。	
	児童扶養手当 （国）	父母のいずれかがいないか、あるいは父母のいずれかに重度の障がいがある家庭などの児童（18 歳に達する以降の最初の 3 月 31 日までにある人、障がいのある児童は 20 歳未満）の父母、又は父母に代わって養育している人に対して、手当を支給します。	子育て支援課
②	障害基礎年金・ 障害厚生年金・ 障害共済年金・ 特別障害給付金	一定の要件等に該当するものが、病気やけがで所定の障がいのある状態となった場合に、その程度に応じて年金・一時金が支給されます。	保険年金課・ 日本年金機構・ 各共済組合
③	心身障害者扶養 年金	障がいのある人の保護者が一定額の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合に、残された障がいのある人に終身一定額の年金を支給します。	障がい者支援課
④	自立相談支援事業	自立相談支援員を配置し、経済的困窮や就労に関する相談を受け、必要な情報の提供、助言及び関係機関との連絡調整や自立の促進を図るための個別支援を行います。	地域福祉課

【関連事業等】

◇所得税・住民税等の優遇措置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、障がいの程度に応じて、所得税、住民税の障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者扶養控除をします。このほか、障がいの内容や程度に応じて、個人事業税、相続税、贈与税、小額貯蓄の利子等の非課税の扱いがあります。

【課税課・木更津税務署・木更津県税事務所】

◇自動車税等の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、障がいの程度に応じて、自動車税、軽自動車税の減免をします。【課税課・木更津県税事務所】

◇有料施設利用料の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、市内体育施設（総合運動場、サッカー場、野球場、臨海スポーツセンター等）の利用料を全額減免します。また、袖ヶ浦健康づくり支援センター（ガウランド）の使用料を本人と付添人1人まで全額免除します。【スポーツ振興課・健康づくり支援センター】

◇住宅のバリアフリーリフォームによる所得税・固定資産税の優遇措置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付等を受けている人が居住する住宅についてバリアフリーリフォームを行った場合に、所得税額の控除及び固定資産税の減額をします。【課税課・木更津税務署】

◇障害補償給付・障害給付

業務又は通勤が原因となった負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障がいが残った場合には、年金・一時金を支給します。【木更津労働基準監督署】

◇各種料金の割引・減免等についての案内

障がいのある人を対象とした鉄道・バス運賃の割引、国内航空旅客運賃の割引、タクシー運賃の割引、有料道路における通行料金の割引、NHK放送受信料の減免等、携帯電話基本料金等の割引、郵便料金の割引について、市ホームページ等を通じて情報提供を行います。【障がい者支援課】

5 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活に関する支援や外出時における移動支援等のサービスの充実を図るとともに、市内の公共施設や道路等におけるバリアフリー化を引き続き推進します。

また、福祉に関する情報の取得については、インターネットや市の広報、ガイドを有効的に活用していき、情報アクセシビリティの向上を図った上で福祉に関する情報を切れ目なく提供できるように努めます。

(1) 居住支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	日常生活用具給付等事業★	障がいのある人に対して、日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。	障がい者支援課
②	生活ホーム運営助成事業	独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がいのある人に対し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行っている事業者へ補助金を交付します。	障がい者支援課
③	各種サービスの提供★	障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、様々な支援サービスを、歳用計画に基づいて適切に提供します。 また、法改正に伴うサービス内容の変更や事業の改廃にも対応し、サービスの安定提供に努めます。	障がい者支援課

【関連事業等】

◇高齢者等住宅整備資金貸付事業

高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。

【高齢者支援課】

◇木造住宅耐震化促進事業

安全で災害に強いまちづくりを実現するために、耐震診断及び耐震改修工事補助を行います。【都市整備課】

◇住宅改修、介護予防住宅改修（介護給付、予防給付）

要介護者・要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや床等の段差解消の工事等を行う際、その費用の一部を支給します。【介護保険課】

◇介護老人福祉施設（介護給付）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護３～５と認定された人が入所でき、日常生活上の支援や介護を受けられる施設サービスです。【介護保険課】

◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護給付）

居宅での生活が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる施設サービスです。【介護保険課】

◇認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（介護給付、予防給付）

認知症の要介護者・要支援者が、身近な施設（グループホーム）において少人数で共同生活を送りながら、入浴・排泄・食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる居住サービスです。【介護保険課】

◇特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護（介護給付、予防給付）

有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設に入居する要介護者・要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる居住サービスです。【介護保険課】

(2) 移動支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	移動支援事業★	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を支援します。	障がい者支援課
②	重度心身障害者福祉タクシー事業	在宅の重度の心身障がいのある人に対して、タクシーの利用券を交付します。	障がい者支援課
③	車いすの貸出し	障がい、高齢、疾病等により歩行が困難な人を対象に、3か月を限度に車いすの貸出しを行います。	袖ヶ浦市社会福祉協議会
④	居宅介護（通院等介助）★	移動するに当たっての支援と介護を一体的に提供する必要があります障がいのある人について、居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）により対応します。	障がい者支援課
⑤	移送サービス	障がいや高齢により、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の市民の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。	袖ヶ浦市社会福祉協議会
⑥	福祉カー貸出	障がいのある人の家族等に対して、スロープ付ワゴン車（袖ヶ浦ゆうあい号）を貸し出し、通院や買い物、旅行等の外出を支援します。	障がい者支援課・袖ヶ浦市社会福祉協議会

【関連事業等】

◇地域公共交通づくり事業

地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するための補助金交付等を行います。また、交通弱者の移動手段について、地域住民・NPO等が主体となった取組に対して支援します。【企画政策課・高齢者支援課】

(3) 情報アクセシビリティの向上

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	音声コード等の利用促進	視覚障がいのある人が、文書からの情報を容易に得られるようにするため、市が作成するリーフレット等で、音声コード等の利用を促進します。	障がい者支援課
②	声の広報、インターネットによる市政情報提供	視覚障がいのある人が、市からの情報を容易に得られるようにするため、広報紙の内容をボランティア団体の協力によりCDに吹き込み、希望者に貸し出します。また、市ホームページを、JIS標準規格である音声読み上げソフトに対応した文章表記で作成するなど、アクセシビリティの向上に努め、障がいのある人への情報提供を充実させていきます。	秘書広報課

(4) 生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	小中学校におけるバリアフリー化	市内にある小学校7校、中学校5校では、車いす用スロープ、洋式トイレの設置、階段両側への手すりの設置等に取り組んでおり、今後とも「福祉のまちづくり条例関連学校改修時の基本方針」に沿った上で、施設の大規模改修等に併せてバリアフリー化を進めていきます。	教育総務課
②	庁舎整備事業	来庁者の利便性及び安全性の向上を図るため、庁舎の再整備に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。	資産管理課

6 防災・防犯等の推進

避難行動要支援者登録制度の普及や障がい者の防災訓練等への参加を促進するとともに、防災・避難情報の提供や福祉避難所の整備等、関係各所との連携を強化し、防災・災害時の支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が安心して地域で生活が営めるよう、継続的に防犯関係のチラシやメールを通して注意喚起を行い、市民の防犯意識を高めるとともに、万が一、犯罪等に巻き込まれてしまった際にも関係機関と連携し、被害解決に向けた支援を行います。

(1) 防災対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	要配慮者の避難支援	災害時に自力又は家族の支援だけでは避難が困難である要援護者が安否確認や避難支援など必要な支援が受けられるように、袖ヶ浦市避難行動要支援者登録制度により、手上げ方式及び同意方式（民生委員児童委員などと連携）により、登録台帳の整備・更新等を行い、避難行動要支援者の把握に努めます。 また、関係機関と連携して避難所における支援のあり方を検討し、要配慮者に配慮した避難生活環境の充実に努めます。	防災安全課
②	家具転倒防止器具取付事業	地震における家具転倒等による被害から高齢者及び障がい者の生命及び財産を守るため、申請のあった対象者に対し家具転倒の防止措置を講じることにより、安心して生活できる環境の整備を図ります。	高齢者支援課・障がい者支援課

(2) 防犯対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	消費者トラブルの防止及び被害解決に向けた支援	消費者トラブルや振り込め詐欺、還付金詐欺等による被害が急増する中で、障がいのある人がこうしたトラブルや犯罪等に巻き込まれないため、また、巻き込まれてしまった場合には被害解決に向けて関係機関との連携を図り支援を行います。	障がい者支援課

【関連事業等】

◇緊急通報システム等給付貸付事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。【高齢者支援課】

◇高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。【高齢者支援課】

7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すには、市民や事業者が福祉教育やイベント等を通して、「障がい」についての理解を深め、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを推進していく必要があります。併せて、障がいのある人の問題を「他人事」ではなく、「我が事」として考えていくことも、共生社会の実現に大きく繋がります。誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、市民や事業所職員等の「障がい」に対する理解を深め、共に生きる意識を醸成するための施策を推進します。

また、自らの意思を主張したり、一人で選択・決定の判断が難しい人に対しては、本人の人権や財産を守りながら、権利を行使できるように支援する必要があります。障がいのある人が地域社会に参加しながら自らの意思を尊重した生活が送れるように、引き続き成年後見制度や権利擁護事業の周知を徹底するとともに、差別・虐待防止に関する啓発や支援体制の強化に努めます。

(1) 障がい理解・交流

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	福祉教育	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。また、市民向けにも障がいに対する理解を深める講座等を実施し、市民の福祉意識の醸成を図ります。	障がい者支援課・ 学校教育課・ 生涯学習課・ 袖ヶ浦市社会福祉協議会
②	心身障がい児者の集い	障がいのある人やその家族が気軽に集い、ボランティア等の協力を得ながら、交流を深めることができる場を充実させます。	袖ヶ浦市社会福祉協議会

(2) 権利擁護の推進・虐待の防止

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	障がい者虐待防止 対策支援事業	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	障がい者支援課
②	県条例に基づく 権利擁護のための 相談体制の確立	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい県づくり条例」に基づき、障がいを理由とする不利益な取扱いや合理的な配慮に基づく措置の欠如などの差別をなくすため、個別事案の解決に取り組みます。地域相談員を配置し、広域専門指導員と連携した上で、場合により調整委員会への申し立て等を行います。	君津健康福祉センター
③	成年後見制度利用 支援事業	【市長申立の実施】 後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。 【費用助成の実施】 申立人が市長または親族等を問わず、必要な人に申立費用や後見人等報酬費用の助成を行います。	高齢者支援課・ 障がい者支援課
④	法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。	袖ヶ浦市社会福祉協議会
⑤	日常生活自立支援 事業	障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見の利用につながります。	袖ヶ浦市社会福祉協議会

【関連事業等】

◇高齢者虐待防止事業・権利擁護事業

成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応と防止、複雑な課題を抱えた事例への対応、消費者被害への対応と防止等に当たります。

【高齢者支援課】

(3) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

No.	事業名	事業内容	担当課等
①	障がい者差別に関する相談受付及び対応等	障がいのある人及びその家族やその他関係者からの障がい者を理由とする差別に関する相談を受け付け、対応します。	障がい者支援課
②	障がい者差別に関する啓発活動及び指導	障害者差別解消法についての周知をはじめ、障がいのある人に対する偏見や差別の是正のための啓発活動を推進するとともに、合理的配慮の提供等の取組に向けた助言・指導を行います。	障がい者支援課
③	障がい者差別解消の推進	障がい者を理由とする差別に関する相談があった場合は、その内容や対応について、事後に「障がい者差別解消支援地域協議会」に報告、情報を共有し、対策を検討することで、障がい者差別の解消を推進します。袖ヶ浦市においては、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」がその役割を担います。	障がい者支援課

第4章 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）

・ 袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）

第1節 計画の趣旨

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び近年の障がい者福祉の動向を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即して、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービス提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的としています。

○障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定により、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定するものです。

○障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定により、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を策定するものであり、同法第6項の規定により、障がい福祉計画に包含して策定します。

国は、基本指針の中で計画策定に当たって即すべき事項として、「障害福祉サービスや支援等の提供体制の確保」について「成果目標」を設定し、これを達成するための「活動指標」を見込むこととしています。「成果目標」を設定する項目については、基本指針の中で具体的に示し、「達成年度」や「達成割合」についても、基本とする年次や割合を示しています。

本市は、近隣市と比較して多くの障害福祉施設が整備されているため、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制は充実しており、地域の関係機関によるネットワークとして、袖ヶ浦市地域総合支援協議会及び同協議会の実務者会を組織して、市と密接に連絡調整を行い、障がいのある人に対する支援の向上を図っています。

計画策定に当たっては、このような状況を踏まえた上で、今後の対象者の見込みや、「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第2期）」における成果目標の達成状況、サービス等の利用状況、そして、市内の障がい福祉施設の状況や袖ヶ浦市地域総合支援協議会の意見等を踏まえ、国の基本指針に即したサービス、支援等の提供体制の確保策、「活動指標」としての見込量について定めることとします。

第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況

1 成果目標の達成状況

「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第2期）」では、国の基本指針に即して以下の7つの項目を成果目標として定め、サービス提供体制の確保等に取り組んできました。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 国の障害者基本計画の基本原則である「地域社会における共生等」を実現するため、地域生活への移行を進めるという観点から、相談支援事業所や施設などと連携し、地域生活への移行に向けた支援に取り組んできました。
- サービスの質や量の確保等とともに、希望する人が必要なサービスを受けられるよう支援に努めており、令和4年度末時点において、地域生活移行者数は3人、施設入所者数は63人と既に達成している状況にあります。
- 施設入所者の地域移行に限らず精神科病院長期入院者の地域移行も含めた障がい者の地域移行について、引き続き希望者が地域移行ができる体制を整える必要があります。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
地域生活への移行	令和元年度末の施設入所者数（a）	66人	（令和元年度末時点の利用人員）
	【目標値】 令和5年度末時点の地域生活移行者数（施設入所からグループホーム等への移行者数）	2人	国の基本指針に定める目標（令和元年末の施設入所者数×6％）に、地域の実情を勘定し調整
	【令和4年度末現在の実績】	3人	
施設入所者数の削減	【目標値】 令和5年度末時点の施設入所者数（b）	64人	国の基本指針に定める目標（令和元年末の施設入所者数－（令和元年末も施設入所者数×1.6％））に、地域の実情を勘定し調整
	【令和4年度末現在の実績】	63人	
	【目標値】削減人数（a－b）	2人	差引減少者数
	【令和4年度末現在の実績】	3人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉等の関係者が情報共有や連携する体制として、「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を設置することができました。
- 「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」において、引き続き医療、障がい福祉等の関係者が情報共有や連携を図っていく必要があります。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
精神保健医療福祉体制の基盤整備量	【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回	令和5年度末までに市又は圏域に1つ以上確保し、開催するよう設定
	【令和4年度末現在の実績】	年2回	

(3) 地域生活支援の整備

- 障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、地域の生活で生じる障がい者（児）やその家族の緊急事態への対応に係る体制等の整備を図る観点から、地域総合支援協議会の実務者会議において協議を進め、令和5年度から地域生活支援拠点事業を開始しました。
- 市、基幹相談支援センター及び登録事業所において、常に緊急時対応にかかる対応について共通認識を図っていく必要があります。また、登録事業所を増やせるよう周知をしていく必要があります。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備状況	【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和5年度末までに市又は圏域に1つ以上確保
	【令和4年度末現在の実績】	—	
	【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回	年1回以上運用状況を検証、検討を実施することとして調整
	【令和4年度末現在の実績】	—	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

○障がいのある人が就労を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ってきました。

○令和4年度末時点において、「福祉施設から一般就労への移行者数」は6人と目標達成には至っておりません。また、「就労移行支援事業等を通じた一般就労へのうち移行者のうち、就労定着支援事業利用者数」についても、3人と目標達成には至っておりません。

○就労移行支援の利用者は一定程度維持しており、一般就労につながらない利用者に対してどのように支援していくかが課題となっています。更には、就労定着支援の利用者が増加しており、一般就労の定着に向けた支援を一層進めていく必要があります。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行者数 (令和元年度)	5人	(令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数)
	うち就労移行支援事業を通じた移行	5人	
	うち就労継続支援A型事業を通じた移行	0人	
	うち就労継続支援B型事業を通じた移行	0人	
	【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(令和5年度)	8人	国の基本指針に定める目標に、地域の実情を勘定し調整
	【令和4年度末現在の実績】	6人	
	【目標値】 就労移行支援事業	6人	(5人×1.30)
	【令和4年度末現在の実績】	6人	
	【目標値】 就労継続支援A型事業	1人	(1.26倍以上)
	【令和4年度末現在の実績】	0人	
	【目標値】 就労継続支援B型事業	1人	(1.23倍以上)
	【令和4年度末現在の実績】	0人	
一般就労への定着	就労定着支援事業所数	10事業所	(令和元年度において就労定着支援事業を実施している事業所数)
	【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業利用者数(令和5年度)	4人	これまでの実績や現状の動向を考慮した上で国の方針を踏まえ、一般就労移行者のうち、7割以上の利用を基本として調整
	【令和4年度末現在の実績】	3人	
	【目標値】 就労定着率80%以上の就労定着支援事業所数	8事業所	全事業所数の8割以上を基本として調整(10事業所×0.8)
	【令和4年度末現在の実績】	9事業所	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 本市内では、社会福祉法人が児童発達支援センターを運営しています。また、君津圏域においては、君津郡市広域市町村圏事務組合が児童発達支援センター「きみつ愛児園」を設置運営しているところであり、今後のあり方について君津4市で協議を行ってきました。
- 「医療的ケア児支援のための場」については、君津4市での設置や市単独での設置について検討してきましたが、未設置となっています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制について確保には至っていない状況です。
- 「医療的ケア児支援のための協議の場」については、引き続き設置の検討を行い、設置に向けて取り組んでいく必要があります。
- 関係機関と連携して圏域内の事業所への働きかけを行い、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していく必要があります。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
地域支援体制の構築	【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所 (1箇所)	君津圏域での設置 (本市内での設置)
	【令和4年度末現在の実績】	3箇所 (1箇所)	
	【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる事業所数	1事業所	令和5年度末までに補強
	【令和4年度末現在の実績】	—	
主に重症心身障がいの児童への支援	【目標値】 当該児童発達支援事業所数	1事業所	君津圏域での設置を基本とし、令和5年度末までに整備
	【令和4年度末現在の実績】	3事業所	
	【目標値】 当該放課後等デイサービス事業所数	1事業所	君津圏域での設置を基本とし、令和5年度末までに整備
	【令和4年度末現在の実績】	3事業所	
医療的ケア児支援	【目標値】 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所	令和5年度末までに整備
	【令和4年度末現在の実績】	—	
	【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人	令和5年度末までに配置
	【令和4年度末現在の実績】	—	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

○本市では、基幹相談支援センターとの連携により、福祉に関する問題について相談に応じる体制の整備が図れておりますが、人材育成や連携強化の取組の実施には至っていない状況です。

○基幹相談支援センターを中心に、引き続き相談体制を維持していくとともに、関係機関との連携強化の取組を進めていく必要があります。

■成果目標と実績■

区分	項目	数値	備考
総合的・専門的な相談支援	【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援実施箇所数	1 箇所	令和 5 年度末まで設置
	【令和 4 年度末現在の実績】	1 箇所	
地域の相談支援体制の強化	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年 12 回	基幹相談支援センターにおける専門的な指導・助言件数の設定
	【令和 4 年度末現在の実績】	年 11 回	
	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年 3 件	基幹相談支援センターにおける人材育成の支援件数の設定
	【令和 4 年度末現在の実績】	年 0 件	
	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年 8 回	基幹相談支援センターとの連携強化の取組の実施回数の設定
	【令和 4 年度末現在の実績】	年 9 回	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加については、市職員も積極的に参加しているものの、目標の達成には至っていない状況です。
- 「障害者自立支援審査支払等システム」により審査結果を事業所と情報共有することで適切な障害福祉サービスが提供できています。
- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に関し、引き続き積極的に参加し障害福祉サービスに関する理解に努め、その提供が適切に行われるように取り組みます。

■成果目標と実績■

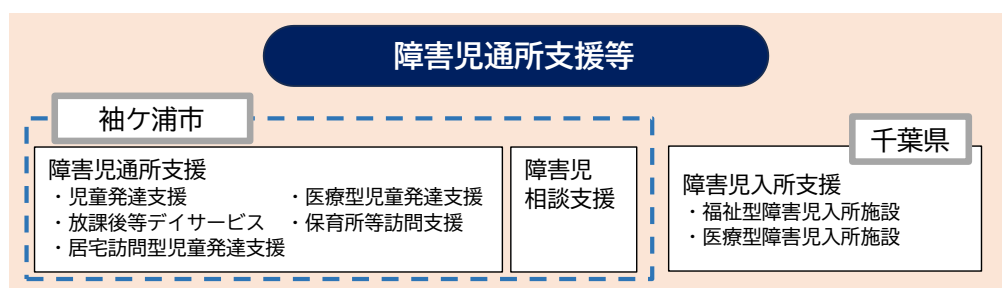
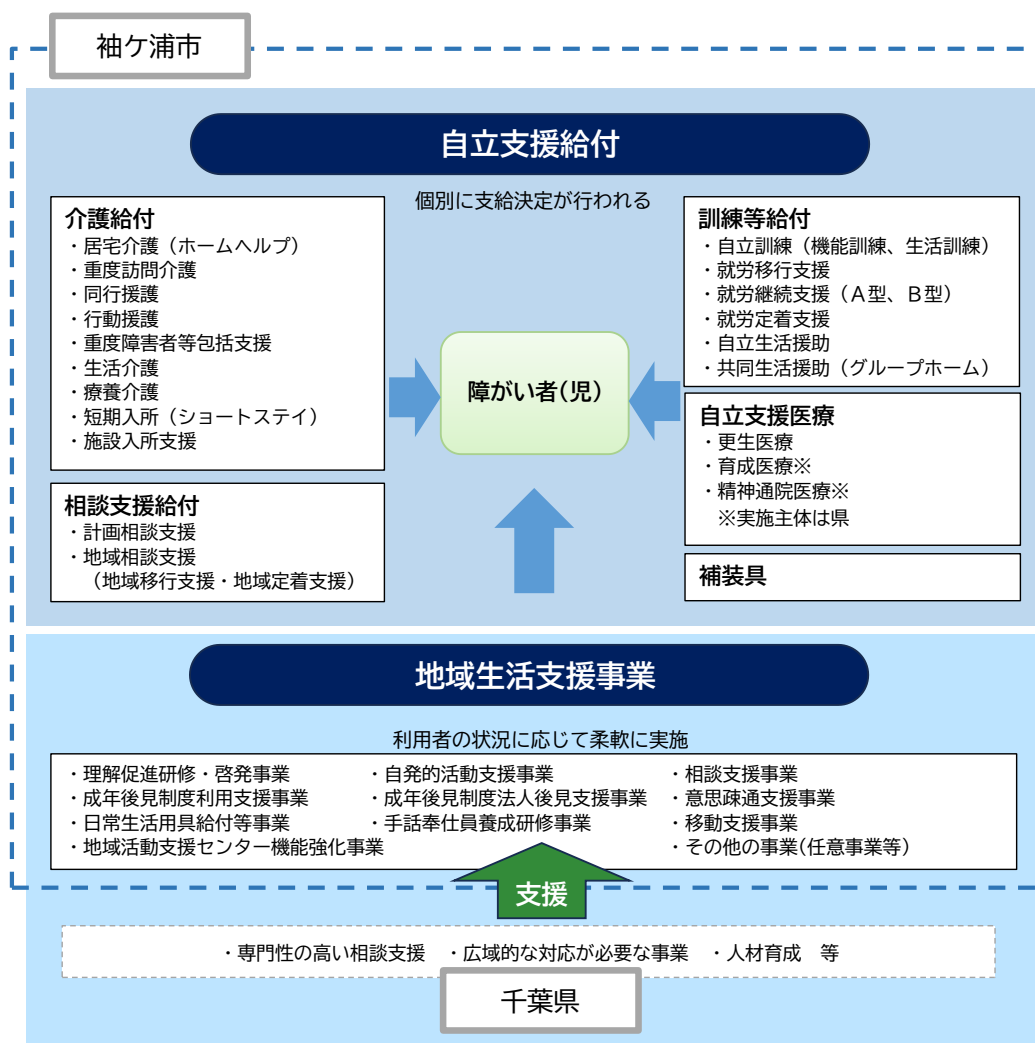
区分	項目	数値	備考
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標値】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	年 10 人	研修会に市職員 1 名以上の参加として設定
	【令和 4 年度末現在の実績】	2 人	
「障害者自立支援審査支払等システム」による審査結果の共有	【目標値】 事業所や関係自治体等と共有する回数	年 1 回	袖ヶ浦市地域総合支援協議会における会議等で共有するものとして設定
	【令和 4 年度末現在の実績】	年 1 回	

2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況

障害者総合支援法によるサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。「自立支援給付」は、障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）であり、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。

また、障がい児を対象とした施設・事業等のサービスは、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。児童福祉法に基づく基準で実施する「障害児通所支援等」は「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。

■障害者総合支援法に基づく事業、児童福祉法に基づく事業の全体像■



「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第6期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第2期）」における、障害福祉サービス等・障がい児支援サービスの活動指標（計画）に対する実績は以下のとおりです。

（１）障害福祉サービス（自立支援給付）

○障害福祉サービス（自立支援給付）の提供については、見込量との乖離がみられるサービスもありますが、求められる必要な支援を提供することができました。

○引き続き、関係する事業所と連携を強化し、必要な支援を行っていきます。

■障害福祉サービス（自立支援給付）の実績■

サービス名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
訪問系サービス	居宅介護	実人／月	110	87	110	93	111	90
		時間／月	1,789	1,650	1,800	1,610	1,812	1,650
	重度訪問介護	実人／月	5	4	5	3	5	3
		時間／月	525	518	525	517	525	520
	行動援護	実人／月	1	1	1	1	1	1
		時間／月	20	8	20	6	20	6
	同行援護	実人／月	14	12	14	11	14	12
		時間／月	311	157	311	160	311	160
日中活動系サービス	生活介護	実人／月	178	176	185	177	192	180
		延人日／月	3,157	3,267	3,185	3,360	3,213	3,400
	自立訓練（機能訓練）	実人／月	10	5	10	2	10	2
		延人日／月	60	22	60	8	60	8
	自立訓練（生活訓練）	実人／月	1	9	1	5	1	5
		延人日／月	17	120	17	81	17	80
	就労移行支援	実人／月	33	30	34	31	35	31
		延人日／月	243	237	247	328	251	330
	就労継続支援（A型）	実人／月	35	32	40	32	46	32
		延人日／月	504	531	523	480	543	480
	就労継続支援（B型）	実人／月	115	123	120	144	125	150
		延人日／月	1,547	1,760	1,561	2,047	1,575	2,100
	就労定着支援	実人／月	6	16	7	17	8	17
	療養介護	実人／月	4	5	4	6	4	6
	短期入所（福祉型）	実人／月	42	48	43	37	44	40
		延人日／月	492	452	498	537	504	540
居住系サービス	自立生活援助（うち精神障がい者）	実人／月	0	0	1	1	2	1
			(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)
	共同生活援助（うち精神障がい者）	実人／月	90	102	95	116	100	120
			(0)	(21)	(1)	(21)	(2)	(21)
	施設入所支援	実人／月	65	66	65	64	66	65
	計画相談支援	実人／月	120	94	140	111	160	120
相談支援	地域移行支援（うち精神障がい者）	実人／月	2	1	3	1	3	1
			(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	地域定着支援（うち精神障がい者）	実人／月	1	0	1	0	2	0
			(1)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)

(2) 障害福祉サービス（地域生活支援事業）

○障害福祉サービス（地域生活支援事業）の提供については、見込量との乖離がみられるサービスもありますが、求められる必要な支援を提供することができました。

○各種事業の利用ニーズを踏まえつつ制度の周知を図るとともに、引き続き、関係する事業所と連携を強化し、障がいのある人の社会参加等のための支援の充実を図っていきます。

■障害福祉サービス（地域生活支援事業）の実績■

事業名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実人／年	6	6	7	3	8	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業 （コミュニケーション支援事業）							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人／年	20	4	21	6	23	6
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	延件／年	4	5	4	4	4	4
②自立生活支援用具	延件／年	7	10	8	6	8	6
③在宅療養等支援用具	延件／年	14	12	14	12	14	12
④情報・意志疎通支援用具	延件／年	12	17	12	16	12	17
⑤排泄管理支援用具	延件／年	1,354	1,202	1,420	1,292	1,490	1,400
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	延件／年	1	2	1	0	1	0
手話奉仕員養成講座事業	実人／年	1	0	0	1	1	0
移動支援事業	実施箇所数	22	14	22	14	22	14
	実人／月	35	25	35	29	35	30
	時間／月	291	172	296	180	300	180
地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センター（Ⅰ型）	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人／月	71	90	75	75	78	80
地域活動支援センター（Ⅱ型）	実施箇所数	3	3	3	2	3	2
	実人／月	3	3	3	2	3	2
地域活動支援センター（Ⅲ型）	実施箇所数	5	3	6	4	6	4
	実人／月	12	10	12	7	13	7
その他の事業							
①訪問入浴サービス事業 （移動入浴車の派遣）	実人／月	4	6	4	5	4	5
	延入日／月	115	158	115	140	115	140
②知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	無	有	有	有	有
③日中一時支援事業	実人／月	45	31	45	40	45	40
	延入日／月	335	490	335	313	335	320
④自動車運転免許取得・自動車改造 費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

事業名		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
	⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	実人/年	5	0	5	0	5	0
	⑥ペアレントメンターの人数	実人数	1	0	1	0	2	0
	⑦ピアサポートの活動への参加人数	実人/月	3	0	3	0	3	0

(3) 障がい児支援サービス

○障がい児支援サービスの提供については、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」の利用者数が計画値を上回って推移しているため、引き続き支援体制の整備を進めていく必要があります。

○このほか、子ども・子育て支援制度等に基づく支援として、以下の事業を実施しています。

・「障がい児保育」

保護者や関係機関と連携しながら、入所児童の安全安心な保育を実施し、集団保育が可能な障がいのある児童の受入れを進めています。

・「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」

令和4年度末において10クラブ 21人の障がいのある児童の受入れを行っています。

・「ファミリー・サポート・センター事業」

障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めた上で、提供会員に対し、援助の受け入れる環境を整えています。

○障がい児支援サービスの提供に当たっては、重症心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化や福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築が重要となります。引き続き関係する事業所と連携を強化し、必要な支援を行っていきます。

■障がい児支援サービスの実績■

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績見込
障がい児相談支援	実人／月	55	55	65	53	75	60
児童発達支援	実人／月	70	92	72	95	74	100
	延人日／月	565	754	570	861	575	900
医療型児童発達支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	延人日／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実人／月	131	144	143	159	156	165
	延人日／月	1,148	1,604	1,198	1,785	1,251	1,800
保育所等訪問支援	実人／月	6	3	8	6	10	8
	延人日／月	6	3	8	7	10	8
居宅訪問型児童発達支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	延人日／月	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人	0	0	0	0	1	2

第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組

「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第7期）」及び「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第3期）」を策定するに当たっては、提供体制の確保に係る目標として、国の基本指針に基づき、7つの「成果目標」を設定することとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、県の計画と整合を図り、本計画の計画期間（令和6年度～8年度）における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を次のとおり設定し、必要なサービス・支援等が提供される体制の整備を図ります。

■成果目標と活動指標の関係■

成果目標	市町村における関係する活動指標等
1 障害福祉施設入所者の地域生活への移行 ○地域生活への移行 ○施設入所者数の削減	○訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数 ○日中活動系サービス（生活介護等）の利用者数、利用日数 ○居住系サービス（自立生活援助等）の利用者数 ○相談支援（計画相談支援等）の利用者数
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○精神保健医療福祉体制の基盤整備	○保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間開催回数 ○精神障がい者の自立生活援助の利用者数 ○精神障がい者の共同生活援助の利用者数 ○精神障がい者の地域移行支援の利用者数 ○精神障がい者の地域定着支援の利用者数
3 地域生活支援の充実 ○地域生活支援拠点等の整備 ○強度行動障害を有する者への支援体制の充実	○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数 ○地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数
4 福祉施設から一般就労への移行等 ○福祉施設から一般就労への移行 ○一般就労の定着	○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数 ○就労定着支援の利用者数

成果目標	市町村における関係する活動指標等
5 障がい児支援の提供体制の整備等 ○重層的な地域支援体制の構築 ○主に重症心身障がいのある児童への支援 ○医療的ケア児への支援	○障害児通所支援（児童発達支援等）の利用者数、利用日数 ○相談支援等（障害児相談支援等）の利用者数 ○医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
6 相談支援体制の充実・強化等 ○総合的な相談支援・地域の相談支援体制の強化 ○地域サービス基盤の開発・改善等	○総合的・専門的な相談支援実施箇所数 ○相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ○基幹相談支援センターの設置
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ○「障害者自立支援審査支払システム」による審査結果の共有	○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数 ○事業所や関係自治体等と共有する回数

1 障害福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針に定める目標】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

(1) 目標値の設定

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者63人のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する見込人数
削減見込数	4人	令和8年度末での施設入所者数の削減見込人数

(2) 取組の方向性

- 入所施設等から地域生活への移行に向けて、引き続きグループホーム等の居住の場を確保するとともに、医療機関や各種相談支援機関と連携し、地域への移行が円滑に行えるように支援体制の整備を行います。
- 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）が受けられるよう、サービスの質や量の充実に努め、障がいのある人が自立した生活を営めるように支援を行います。
- 施設から地域生活への移行に向けた支援体制として、相談支援事業所が地域の関係機関・行政機関と連携、協力し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実に図ります。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針に定める目標】

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標量を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

（１）目標値の設定

- 国の基本指針に定める上記の目標については、都道府県において定めるものとなっていることから、地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期の地域移行が促進されることを踏まえ、本市においては、精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進するものとします。

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回	令和8年度末までに市又は圏域に1つ以上確保し、開催するよう設定

（２）取組の方向性

- 保健・医療・福祉の連携した支援や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域システムの構築に向けた、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神保健医療福祉体制の基盤整備の推進を図ります。また、地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。
- 精神障がいをもった人や強度行動障害をもった人等、あらゆる人が地域の一員として、差別、偏見なく安心して生活が営めるよう、地域での理解促進を図ります。
- 地域において県や医療機関や関係機関等と連携し、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進します。

3 地域生活支援の充実

【国の基本指針に定める目標】

- 地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(1) 目標値の設定

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	6箇所	令和8年度の地域生活支援拠点等設置箇所数
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の点検及び検証	年1回	令和8年度の検討及び検証の年間実施回数

(2) 取組の方向性

- 相談について、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会や基幹相談支援センターに配置するコーディネーターと連携し、障がい者（児）等を取り巻く現状やニーズの把握に努めるとともに、相談支援や社会資源の整備状況等、地域の実情に応じた相談支援体制を推進します。
- 各地域に地域生活支援拠点等の機能を確保し、その機能の充実のため運用状況を検証するほか、市、基幹相談支援センター及び登録事業所が連携し緊急時の連絡体制等を整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針に定める目標】

- 令和８年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和３年度実績の１．２８倍以上とすることを基本とする。
- 令和８年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち５割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。
- 令和８年度末時点の就労定着支援事業の利用者数を令和３年度の実績から１．４１倍以上とすることを基本とする。

(１) 目標値の設定

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
目標年度の年間一般就労移行者数	7人	令和８年度に福祉施設を退所して一般就労した人数（令和３年度の実績５人の１．２８倍以上）
就労移行支援事業における 目標年度の年間一般就労移行者数	7人	令和８年度末に就労移行支援事業を利用した人数（令和３年度の実績５人の１．３１倍以上）
就労継続支援Ａ型事業における 目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和８年度末に就労継続支援Ａ型事業を利用した人数（令和３年度の実績０人の１．２９倍以上）
就労継続支援Ｂ型事業における 目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和８年度末に就労継続支援Ｂ型事業を利用した人数（令和３年度の実績０人の１．２８倍以上）
一般就労に移行した者が５０％以上の 就労移行支援事業所数	5事業所	全事業所数の５割以上を基本として調整 （令和３年度の実績１０事業所）
目標年度の年間 就労定着支援事業利用者数	15人	令和８年度末に就労定着支援事業を利用した人数（令和３年度の実績１０人の１．４１倍以上）
就労定着率 70％以上の 就労定着支援事業所数	3事業所	全事業所数の２割５分を基本として調整 （令和３年度の実績１０事業所）

(2) 取組の方向性

- 一般就労への移行を促進するにあたって、相談支援事業所や、公共職業安定所（ハローワーク）、商工会、特別支援学校等との連携と協力体制をより一層強化し、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。
- 支援が必要な人に対して中立・公平な立場で適切な情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- 就労を希望する人が能力と適性にあった仕事に就くことができるよう、就労に関する知識や能力向上のための訓練を行う場の充実に努めます。
- 一般就労への定着に関する支援として、農福連携や障害者就労支援施設等からの優先調達などの取組についての支援を行います。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針に定める目標】

- 令和８年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。
- 令和８年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築を基本とする。
- 令和８年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

（１）目標値の設定

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
児童発達支援センターの設置	１箇所	本市内での設置
保育所等訪問支援を利用できる事業所数	１事業所	令和８年度末までに整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	１事業所	本市内の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	１事業所	本市内の事業所数
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	１箇所	君津圏域での設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	１人	令和８年度末までに配置

（２）取組の方向性

- 障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、市内の事業所に働きかけを行いながら、保育所等訪問支援を利用できる体制について構築を図ります。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、関係機関と連携して市内の事業所への働きかけを行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、引き続き君津圏域４市での設置も視野に入れながら医療機関との連携を進めるとともに、相談支援事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針に定める目標】

- 令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善することを基本とする。

(1) 目標値の設定

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
地域づくりの役割を担う 基幹相談支援センターの設置数	1箇所	本市内での設置
地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導・ 助言件数	年10件	基幹相談支援センターにおける専門的な指導・助言件数の設定
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	年3件	基幹相談支援センターにおける人材育成の支援件数の設定
地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	年8回	基幹相談支援センターとの連携強化の取組の実施回数の設定
地域サービス基盤の開発・ 改善等の取組を行うために必要な 協議会の開催回数	年2回	基幹相談支援センターと事業所等との協議の場の開催回数の設定

(2) 取組の方向性

- 基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取り組みを行えるよう体制を整備します。
- 地域サービスの基盤の開発・改善等の取組にあたって、基幹相談支援センターや事業所と協議会を開催し、支援体制の検証、評価等を行い、連携を強化するとともに、新規事業所開設の勧奨や既事業所のサービスの質の向上を行うことで、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に努めます。
- 基幹相談支援センターとの連携により、福祉に関する問題について相談に応じる体制を確保していくとともに、関係機関との連携や人材育成の支援についても取り組みを進めます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針に定める目標】

○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(1) 目標値の設定

項 目	目標数値	目標値設定の考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	年8人	研修会に市職員1名以上の参加として設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	年1回	袖ヶ浦市地域総合支援協議会における会議等で共有するものとして設定

(2) 取組の方向性

- 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に関し、市の職員が積極的に参加し障害福祉サービスに関する理解に努め、利用者に適切な障害福祉サービスを提供できるよう、各種研修を活用する体制を構築します。
- 「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や関係自治体等と共有することにより、適切な障害福祉サービスが提供されるよう体制の構築を図ります。

第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策

成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス、障がい児支援サービス等の具体的な活動指標を次のとおり定めます。

1 障害福祉サービス（自立支援給付）

（1）サービスの概要

サービスの種類		内 容
訪問系サービス	居宅介護	障がいのある人に対して、居宅において入浴、排泄及び食事の介護等を行うサービスを提供します。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人に対して、居宅における入浴、排泄及び食事の介護等、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。 なお、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がいのある人であって、医療機関に入院した者については、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することができます。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護が必要な人等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスを提供します。
	同行援護	視覚障がいのある人に対する日常生活の援助や、ガイドヘルプを行うサービスを提供します。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいのある人に対して、事業所において、食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な援助等を行います。
	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がいのある人に対して、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を行います。

サービスの種類		内 容
日中活動系サービス	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を行います。
	就労選択支援	障がいのある人が就労先や働き方に関してより良い選択ができるよう、その人自身の強みや課題、就労時に必要な配慮等を支援者とともに整理・評価（就労アセスメント）することで、一般就労や就労系障害福祉サービスの利用につなげ、本人の希望や就労能力、適性等に応じた支援を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた就労が見込まれる 65 歳未満の障がいのある人に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を行います。
	就労継続支援 A 型	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に 65 歳未満の人に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供、これを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
	就労継続支援 B 型	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人に対して、雇用契約は締結しない就労や生産活動の機会を提供し、工賃の支払い目標の設定、額のアップを図ることを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった人への一般就労への移行に向けた支援をすることを目的として、必要な指導等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、企業・自宅等への訪問や対象者の来所等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

サービスの種類		内 容
日中活動系サービス	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護の提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を行います。
	短期入所（福祉型）	短期間の入所が必要な方のうち、障害支援区分1以上である障がいのある人または、障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働省が定める区分における区分1以上に該当する障がい児に対して、入浴、排せつ及び食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
	短期入所（医療型）	短期間の入所が必要な方のうち、遷延性意識障がい者（児）、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい者（児）に対して、入浴、排せつ及び食事の介護等の日常生活上の支援を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障害児支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、主に夜間において、共同生活を営む住居で日常生活における相談支援、食事・入浴・排泄等の介護、日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整、その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、障害児支援施設において、必要な介護、支援等を行います。
相談支援	計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支えるため、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
	地域移行支援	施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域における生活に移行するための活動に関して支援します。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人で地域生活が不安定な者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時等に対応します。

（備考）所管：障がい者支援課

(2) 見込量と確保のための方策

障害福祉サービス（自立支援給付）の見込量の設定に当たっては、前期計画の利用実績の推移を踏まえ、福祉施設の入所者数、入院中の精神障がいのある人の地域生活移行数、福祉施設からの一般就労者数等を総合的に勘案して決めました。

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。サービスの実績値は概ね横ばいで推移しており、今後も利用者は同様の傾向で推移していくものと見込まれます。

障がいのある人の増加や介護者の高齢化を見据え、引き続きサービス提供事業者に対し、情報提供を行い、サービスの供給体制と量の確保を促すとともに、専門的な人材確保・育成やサービスの質的向上を目指し、支援体制の強化を図ります。

■活動指標

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	1,650	1,700	1,800
	実人／月	92	93	95
重度訪問介護	時間／月	525	525	525
	実人／月	3	3	3
行動援護	時間／月	6	6	6
	実人／月	1	1	1
同行援護	時間／月	160	160	160
	実人／月	12	12	12
重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0
	実人／月	0	0	0
訪問系 計	時間／月	2,341	2,391	2,491
	実人／月	108	109	111

※重度障害者等包括支援については、本市の障がいのある人の状況などを踏まえ、0人と見込んでいます。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、障がいのある人の地域生活への移行や自立支援の観点から、サービスの実績値は増加傾向で推移しています。

障がいのある人が自ら望む日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々のニーズや実態に応じたサービスの提供及び質の充実を図るとともに、新たなサービス事業者の参入についても支援します。

また、就労系サービスについては、就労継続支援等の従来の支援に加え、新たに就労選択支援を拡充し、本人の希望を尊重した多様な就労支援に努めます。

■活動指標

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分／月	3,500	3,550	3,600
	実人／月	182	184	186
自立訓練（機能訓練）	人日分／月	8	8	8
	実人／月	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分／月	60	60	60
	実人／月	4	4	4
就労選択支援	実人／月		13	15
就労移行支援	人日分／月	250	250	250
	実人／月	20	20	20
就労継続支援A型	人日分／月	450	450	450
	実人／月	25	25	25
就労継続支援B型	人日分／月	2,300	2,300	2,300
	実人／月	130	130	130
就労定着支援	実人／月	18	19	20
療養介護	実人／月	6	6	6
短期入所（福祉型）	人日分／月	540	540	540
	実人／月	40	40	40
短期入所（医療型）	人日分／月	31	31	31
	実人／月	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	実人／月	3	3	3
重度障害者の生活介護	実人／月	155	158	161
重度障害者の短期入所（福祉型）	実人／月	25	26	27

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中活動系 計	人日分／月	7,139	7,189	7,239
	実人／月	428	444	449

③ 居住系サービス

居住系サービスについては、特に共同生活援助で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として今後も利用者が増加することが見込まれます。このため、利用希望者にサービス内容と事業者等に関する情報を提供するとともに、提供事業所の整備を働きかけ、運営の支援を行います。また、精神障がいのある人や重度障がいのある人については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業者等と連携して、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数が横ばいで推移していくことが想定されます。地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービスを適切に確保できるよう、支援の充実を図ります。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援の拠点等の整備を引き続き推進します。

■活動指標

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人／月	2	3	4
精神障害者の自立生活援助	実人／月	1	1	1
共同生活援助	実人／月	120	130	140
精神障害者の共同生活援助	実人／月	20	21	22
重度障害者の共同生活援助	実人／月	30	32	35
施設入所支援	実人／月	65	65	65
居住系 計	実人／月	187	198	209

④ 相談支援

相談支援については、相談件数が増加傾向にあることに伴い、相談支援専門員が不足していることから、今後も利用者が適切に計画相談支援を受けられるような支援体制を整える必要があります。今後も、県や関係機関等で実施する研修会等への参加を促し、障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識と、障がいに関する専門性の高い知識の双方を備えた人材の育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援は、施設入所者や入院中の精神障がいのある人等の地域移行にあたって重要なサービスとなるため、今後も医療機関や福祉施設との連携支援体制を強化し、地域生活への移行に向けた適切な支援に努めます。

■活動指標

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人／月	120	130	140
地域移行支援	実人／月	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	実人／月	1	1	1
地域定着支援	実人／月	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	実人／月	1	1	1
相談支援 計	実人／月	122	132	142

2 障害福祉サービス（地域生活支援事業）

（１）事業の概要

事業の種類	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発等を行います。
相談支援事業	障がいのある人の保護者又は障がいのある人の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。
①障害者相談支援事業	障がいのある人の相談に対応するため、相談支援機関に相談業務を委託し相談体制を充実させる事業です。
②基幹相談支援センター等機能強化事業	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域の相談支援体制や専門的な相談支援等を強化する取組、地域移行・地域定着の促進に取り組むものです。
③住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がいのある人を支援する事業で、入居に当たっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障がいのある人又は精神障がいのある人であって、市が後見・保佐・補助開始の審判請求を行う必要がある人の申し立てに対する支援を行います。 また、その場合に、成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定手数料）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な人に対して、費用の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見事業	高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、法人が成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。

事業の種類	内 容
意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	聴覚等に障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある場合に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのある人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を引き続き行います。
②手話通訳者設置事業	聴覚障がいのある人及び音声又は言語機能障がいのある人の相談、手話等による意思の疎通を容易にするため、手話通訳者を引き続き設置します。事業の内容は、市役所障がい者支援課等の窓口における聴覚障がいのある人の相談、手続き等の通訳を行うとともに、手話奉仕員養成講座事業は、近隣市と共同して引き続き実施していきます。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具（介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具（紙おむつを含む））を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。
①介護・訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や訓練に用いるいす等の用具を支援します。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚に障がいのある人用屋内信号装置等障がいのある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を支援します。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具を支援します。
④情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭等障がいのある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を支援します。
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具等障がいのある人等の排泄管理を支援する衛生用品を支援します。
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を支援します。

事業の種類	内 容
手話奉仕員養成講座事業	聴覚等に障がいがあり、手話を必要とする人との交流活動の促進等が期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する研修事業を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。
地域活動支援センター機能強化事業	基本事業として、障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進します。
①地域活動支援センターⅠ型	地域活動支援センターⅠ型では、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。あわせて、相談支援事業を実施します。
②地域活動支援センターⅡ型	地域活動支援センターⅡ型では、地域において就労が困難な在宅の障がいのある人が通所し、機能訓練、社会適応訓練等、入浴等のサービスを提供します。
③地域活動支援センターⅢ型	地域活動支援センターⅢ型では、従来からある小規模作業所のうち、運営実績年数及び実利用定員が一定以上のものについて、運営費の支援をします。
その他の事業	障がいのある人に対して、日常生活上や就労、学生生活等における事業を行うことで、より日常生活の便宜を図ります。
①訪問入浴サービス事業 (移動入浴車の派遣)	居宅において入浴が困難な重度身体障がいのある人（児）に対して、移動入浴車を派遣することにより、入浴サービスを提供します。
②知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
③日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのある人に日中、日帰りによる活動の場を提供します。
④自動車運転免許取得費・ 自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車改造費や運転免許取得費の助成等の事業を行います。

事業の種類	内 容
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	子どもの行動変容を目的として、親が褒め方や指示等の具体的な養育スキル獲得し、子どもに適切に関わることで、子どもの行動改善や発達促進を目指します。
⑥ペアレントメンターの人数	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことで、同じような発達障がいのある子どもに対して、共感的な支援を行い、地域資源について情報を共有することができます。
⑦ピアサポートの活動への参加人数	学生たちの対人関係能力や自己表現能力等、社会に生きる力が不足している現状を改善するための学校教育活動の一環として、教職員の援助の下、学生同士の相互関係を豊かにするために学習の場を設けています。

(備考) 所管：障がい者支援課

(2) 見込量と確保のための方策

地域生活支援事業については、障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう事業を計画し、障がいのある人の状況や前期計画の利用実績、地域の実情等を総合的に勘案して見込量を定めました。

本事業の実施に当たって、市の広報やホームページ等により、障がいのある人に情報提供を行うとともに、事業者等関係機関と連携し、事業の適切な実施を継続していきます。

また、相談支援事業については、基幹相談支援センターとの連携を一層強化し、障がいのある人の保護者又は障がいのある人の介護を行う人等が抱えている複雑化・多様化した相談に対応できるよう、相談支援の充実を図ります。

さらに、意思疎通支援事業では、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を通じ、障がいのある人の情報の取得及び円滑な意思疎通支援を図ります。

■活動指標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(3) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	5	5	5
(4) 成年後見制度法人後見事業	実施の有無	有	有	有
(5) 意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業(実利用見込件数)	実人／月	8	8	8
②手話通訳者設置事業(実設置見込者数)	設置見込者数	1	1	1
(6) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件／年度	4	4	4
②自立生活支援用具	件／年度	6	6	6
③在宅療養等支援用具	件／年度	12	12	12
④情報・意思疎通支援用具	件／年度	18	19	20
⑤排泄管理支援用具	件／年度	1,400	1,450	1,500
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件／年度	1	1	1
(7) 手話奉仕員養成講座事業(実養成講習修了見込者数)	実人／年	2	2	2

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(8) 移動支援事業	実施箇所数	15	15	15
	実人／月	30	30	30
	時間／月	180	180	180
(9) 地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1
	実人／月	80	80	80
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	3	3	3
	実人／月	3	3	3
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	4	4	4
	実人／月	8	8	8
(10) その他の事業				
①訪問入浴サービス事業 (移動入浴車の派遣)	実人／月	5	5	5
	延人日／月	140	140	140
②知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	有	有
③日中一時支援事業	実人／月	40	40	40
	延人日／月	330	330	330
④自動車運転免許取得費・ 自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有
⑤ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数	実人／年	5	5	5
⑥ペアレントメンターの人数	実人数	2	2	2
⑦ピアサポートの活動への 参加人数	実人／年	3	3	3

3 障がい児支援サービス

令和5年4月、こども家庭庁が設置され、障がい児支援などに関する事務が厚生労働省から移管されました。こども家庭庁では、子育て支援施策の中で障がいや発達に課題のある子どもへの支援を所掌し、障がい児福祉の増進や保健の向上（障がい児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担うこととなりました。

障がい者と障がい児を一体として支援する施策については、引き続き厚生労働省で担うこととされています。本市においても今後の国の動向を注視しながら、障害児支援の推進を図っていきます。

(1) 支援等の概要

支援等の種類		内 容
障害児通所支援	児童発達支援	児童等の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がいのある児童の自立を促進します。
	保育所等訪問支援	専門家が障がいのある児童のいる保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。また、保育所等訪問支援の対象を児童養護施設等に入所している障がいのある児童に拡大し、支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
相談支援等	児童発達支援センター等の運営支援	肢体不自由児や知的障がい児などの心身の発達を支援する通所・療育施設である「児童発達支援センターきみつ愛児園」の運営の安定化を図るための支援を行います。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

(備考) 所管：障がい者支援課

(2) 見込量と確保のための方策

障害児通所支援等の見込量の設定に当たっては、前期計画の利用実績の推移や障がい児童の状況を踏まえて定めました。

障害児通所支援等については、特に児童発達支援や放課後等デイサービスにおける利用ニーズが増加傾向にあるため、子育てや保育、教育等の関係する機関等や障害福祉サービスを提供する事業者との連携を図り、支援が必要な児童の障がいの特性や成長段階に応じて適切なサービスが提供できるように人材の育成や支援の質的向上に努めます。

また、障がい児の発達を支援する観点から、乳幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて適切な支援を提供できるよう、障がいのある子どもの家庭のサポートも含めた、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指します。

■活動指標

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分／月	1,000	1,050	1,100
	実人／月	100	105	110
放課後等デイサービス	人日分／月	2,000	2,100	2,200
	実人／月	180	190	200
保育所等訪問支援	人日分／月	8	10	12
	実人／月	8	10	12
居宅訪問型児童発達支援	人日分／月	3	3	3
	実人／月	1	1	1
障害児相談支援	実人／月	63	65	68
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人	1	1	1

(3) 子ども・子育て支援制度等に基づく支援

市では、障害児通所支援等のほか、子ども・子育て支援制度等に基づき、障がい児支援の充実を図っており、引き続き、袖ヶ浦市子育て応援プラン（令和2年度～6年度）と調整を図りつつ、事業の推進を図ります。

① 障がい児保育の実施

集団保育が可能な障がいのある児童の保育について、対象者の入所希望に応じて引き続き受け入れを進めていきます。

【保育幼稚園課】

② 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、放課後等、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。障がいのある児童については、適正な保育が行えるよう、研修を年1回開催し指導員は受講することとしています。また、障がいのある児童を受け入れるに当たり、補助金を加算し、受入れの体制の充実を図ります。

【子育て支援課】

③ ファミリー・サポート・センター事業

子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターにおいて、障がいのある児童についても、子どもの状況を見極めた上で、提供会員に対し援助の受入れに向けた連絡調整を行います。

【子育て支援課】

④ ライフサポートファイルの活用

幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。

【袖ヶ浦市地域総合支援協議会】

第5章 計画の推進

第1節 袖ヶ浦市地域総合支援協議会の運営

1 協議会の概要

本計画の進捗状況の把握、地域の障がい者支援に関わる組織・事業者等との連携によるきめ細かな課題の把握、障がい者支援についての意見交換、連絡調整等を行っていくため、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」を運営します。

地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定により、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす場として位置づけられています。

■袖ヶ浦市地域総合支援協議会について■

袖ヶ浦市地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定により、障がい者又は障がい児への支援体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条第1項の規定により、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障がいのある人やその家族等、障害者支援関係機関関係者、保健・福祉及び医療機関関係者、医療関係者、教育機関関係者、雇用機関関係者、関係行政機関関係者から構成されている協議会です。

本市では、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱において、協議事項として「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障がい福祉計画の策定及び見直しに関すること」を定めており、その他に相談支援機能強化事業による相談支援体制に関することや複数の支援が必要な事例への対応に関することなどに関する協議も行います。

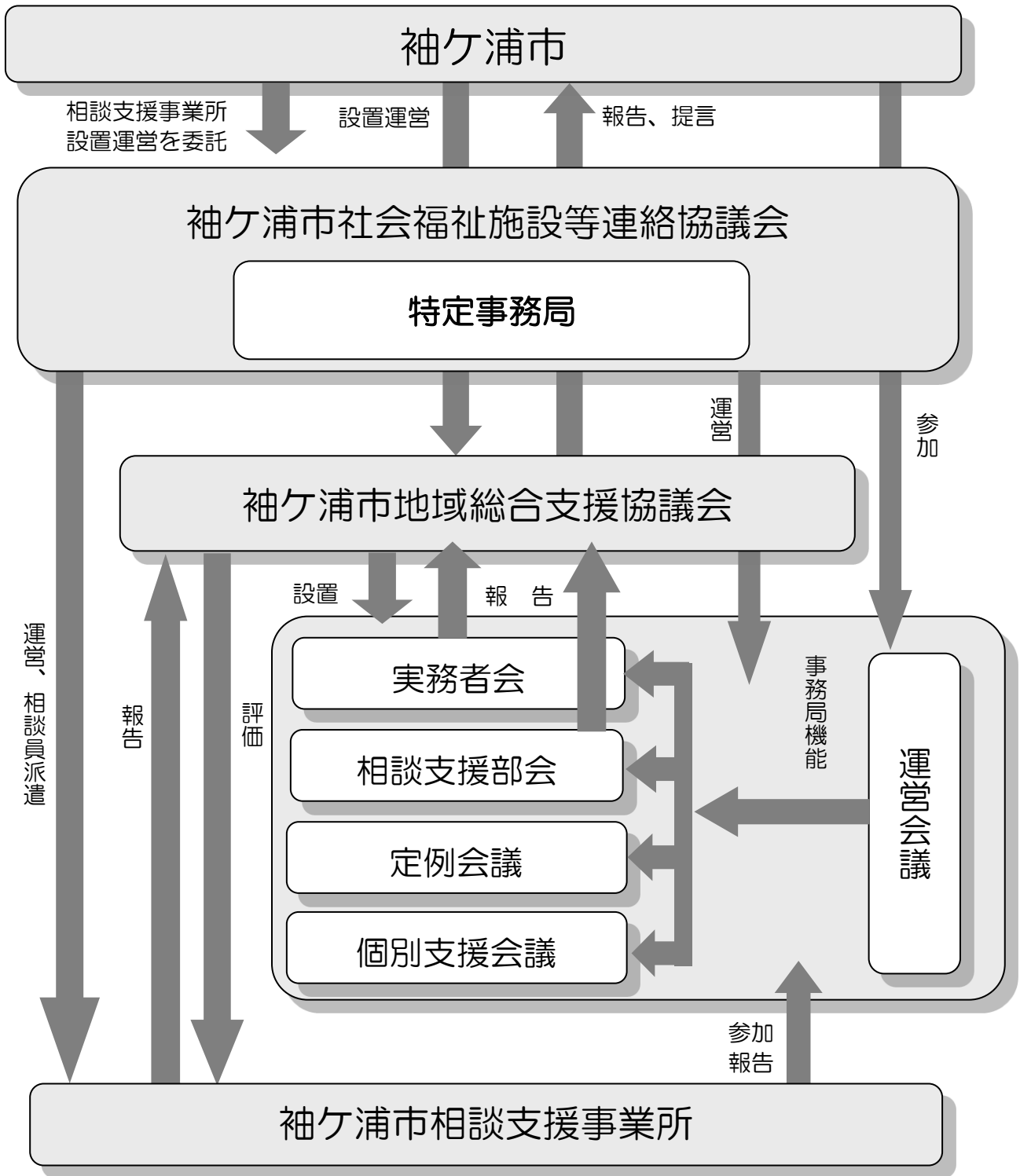
2 実務者会の設置

袖ヶ浦市地域総合支援協議会の活動を、より円滑かつ有効なものとするため、実務者会を設置し、部門ごとの課題に向けた取組を行っています。

3 相談支援部会

専門性が高く、活動内容に大きな変化が想定されない相談支援部門について、相談支援部会を設置し、相談支援体制の構築等に関する協議や活動を定期的に行っています。

■袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成■



第2節 障がい福祉施策の総合的な推進

本計画による施策を効果的かつ効率的に推進するため、「袖ヶ浦市総合計画」をはじめとする関連計画との整合を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

また、今後障がい福祉施策におけるニーズの増大が見込まれることから、国、県、近隣の自治体等との連携も含め障がい福祉施策の展開を図るとともに、より効果的な事業実施に当たり、基幹相談支援センターや相談支援事業者等との連携を図り、必要な人へ必要なサービスの提供を行います。

第3節 計画の評価と見直し

計画の効果的な推進を図るためには、事業の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があります。このため、PDCAサイクルにより、年度ごとにその進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、障害福祉サービス、障がい児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものです。そのため、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取組を進める必要があることから、「成果目標」「活動指標」については、毎年度終了時点で、事業の達成状況を点検・評価し、袖ヶ浦市地域総合支援協議会での検証を行い、その結果について速やかに公表します。

